

令和5年度 川西市健康づくり推進協議会

日 時 令和5年8月3日(木)午後2時00分～

場 所 川西市役所 4階 庁議室

1 開会

2 市長との意見交換(健康づくりについて)

3 議事

(1)次期計画素案について

4 その他

5 閉会

〈配付資料〉

(資料1)次期計画の基本的な考え方

(資料2)次期計画素案

(参考資料)健幸まちづくり計画 令和4年度進捗状況

次期計画の基本的な考え方

(仮称) 健康増進計画

(網掛け部分が現計画策定時からの変更箇所)



(仮称) 川西市健康増進計画素案

令和6年 月
川 西 市

資料 2

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画の策定にあたって	1
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間及び進行管理	6
4 計画の基本目標	6
5 川西市の健康課題を踏まえた基本方針	7
6 計画の体系	9
7 計画の推進	11
第2章 計画の背景	13
1 川西市の現状	13
第3章 すべての世代の健康づくりと 生活習慣病等の発症・重症化予防	25
基本施策1 栄養・食生活	25
基本施策2 身体活動・運動	28
基本施策3 休養・心の健康	30
基本施策4 たばこ	33
基本施策5 アルコール	36
基本施策6 健康診査・各種検診・健康管理	38
第4章 ライフステージ別の課題に応じた健康づくり	42
基本施策1 親と子の健康（母子保健）	42
基本施策2 思春期世代の健康（学校保健等）	46
基本施策3 高齢世代の健康	49

第5章 歯と口の健康づくり 52

- 基本施策1 生涯を通じた歯科疾患の予防と歯と口の働きの維持・向上 52
- 基本施策2 支援が必要な人の健康づくり 58

第6章 食育推進による健康まちづくり ～川西市食育推進計画～ 61

- 基本施策1 “食”からひろがる健やかな体と豊かな心づくり
～家庭や学校・保育所等における食生活と食文化の継承～ 64
- 基本施策2 “食”からひろがる地域のつながり
～地域における健全な食環境と循環～ 68
- 基本施策3 次世代へつながり、ひろがる食育の“輪”
～食育を育み 守り継ぐしくみ～ 71

第7章 健康を支える環境づくり 73

- 基本施策1 社会とのつながりの維持・向上 73
- 基本施策2 健康になれる環境づくり 75
- 基本施策3 健康情報の提供体制の充実 77

第8章 安心して暮らせる救急・医療の体制づくり 79

- 基本施策1 救急医療体制の維持・充実 79
- 基本施策2 地域医療機関との連携・地域包括ケアシステムの構築 81
- 基本施策3 災害時の医療体制の確保と感染症の発生に備えた医療体制の確保 83

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の策定にあたって

(1) 計画の趣旨

本市では、健康政策の計画（初回策定：平成15年、第二回改訂：平成21年、第三回改訂：平成25年）を通じ、疾病予防から介護予防までの一貫した予防施策や、平均寿命・健康寿命の延伸に向けた生活習慣の改善に取り組んできました。

また、令和元年度からは、国の動向、本市における健康づくりや食生活等の現状及び課題を踏まえ、健康で幸せに暮らし続けることを「健幸」と定義し、「健幸」につながる幅広い視点から、平成28年10月に施行した「川西市健幸まちづくり条例」に基づき、さらなる健康づくりを推進するための「川西市健幸まちづくり計画」がスタートし、市民協働による健康づくり・食育推進による健康寿命の延伸を推進してきました。

このたび、令和5年度に、現行の「川西市健幸まちづくり計画」が最終年度を迎えることから、これまでの取組の実績や目標に対する最終評価、計画策定に先立って実施した健康づくりについてのアンケート調査の結果などを踏まえ、令和6年度から令和13年度までを期間とする「(仮称)川西市健康増進計画」を策定いたします。

(2) 健康づくりの国の動向

国では、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現をめざし、平成25年度に「健康日本21(第二次)」を施行し、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」「社会全体として相互に支え合いながら健康を守る環境の整備」など5つの基本的方向性を新たに盛り込み、10年間の健康づくりに関する取組を推進しています。

平成12年の健康日本21開始以来、基本的な法制度の整備や仕組みの構築、自治体、保険者、企業、教育機関、民間団体など多様な主体による予防・健康づくり、データヘルス・ICTの利活用、社会環境整備、ナッジ(人の心理に働きかけ、行動を行動科学的に変えていくこと)といった、当初はなかった新しい要素の取り込みがあり、こうした諸活動の成果により、健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間)は着実に延伸してきたと評価されています。

令和5年2月に開催された厚生科学審議会（次期国民健康づくり運動プラン策定専門委員会）では、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（案）が示されました。

案では、人生 100 年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現というビジョン実現のため、「誰一人取り残さない健康づくり」「より実効性をもつ取組の推進」に重点を置き、基本的な方向を「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」「個人の行動と健康状態の改善」「社会環境の質の向上」「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」として健康日本 21（第三次）を推進するとされています。

健康日本 21（第三次）の計画期間は、関連する計画（医療計画、医療費適正化計画、介護保険事業（支援）計画等）と計画期間をあわせること、各種取組の健康増進への効果を短期間で測ることは難しく、評価を行うには一定の期間を要すること等を踏まえ、令和6年度から令和 17 年度までの 12 年間とされています。

食育分野では、施策を総合的かつ計画的に推進していくため、農林水産省が令和3年3月に「第4次食育推進基本計画」を策定しました。基本的な方針として「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育」「新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進」の3つの重点事項を掲げ、国民の健全な食生活の実現と、環境や食文化を意識した持続可能な社会の実現のために、SDGs の考え方を踏まえながら、多様な関係者が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進することとしています。

参考 1 : 国の動向や政策からみる方向性 (概要)

○健康日本 21 (第二次) 最終評価報告書 (R4.10)

目標に達した項目は全 53 項目中 8 項目となっており、改善傾向にある項目は 21 項目となっている。個人の生活習慣や行動が結果として指標に反映される目標項目において変化がみられないものが多い。

○健康寿命延伸プラン (国 R1.5)

① 次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成、② 疾病予防・重症化予防、③ 介護予防・フレイル対策、認知症予防の取組を推進

○健やか親子 21 (第 2 次) 【H27-R6 年度】

関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現

○第 4 次食育推進基本計画【R3-7 年度】(国 R3.3)

重点事項を、①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進とし、SDGs の考え方を踏まえ、食育を総合的かつ計画的に推進

○経済財政運営と改革の基本方針 2022 (R4.6 閣議決定)

全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診 (いわゆる国民皆歯科健診) の具体的な検討

(3) 健康づくりの県の動向

兵庫県では、令和4年3月に「兵庫県健康づくり推進プラン ー第3次ー」を作成し、『県民一人ひとりが生涯にわたって健康で生き生きとした生活ができる社会の実現』を目標に、人生100年時代を見据え、次世代に向けたライフステージ毎の健康づくりを推進するため、「ライフステージに対応した取組の強化」「健康寿命の延伸に向けた個人の主体的な取組の推進」「社会全体として健康づくりを支える体制の構築」「多様な地域特性に応じた支援の充実」の4項目を基本方針として取組を進めています。

また、食育の分野では、これまでの食育推進の成果や課題、食をめぐる現状や課題を踏まえるとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れ、令和4年3月に「食育推進計画（第4次）」を策定しました。①子どもとその親、若い世代の食育力の強化、②地域社会で支え、つなげる食育推進、③持続可能な食への理解を促進するための食育推進、④時代のニーズに応じた食育活動の推進の4つを重点事項に、「食で育む元気なひょうご」の実現を目指しています。

参考2：県の動向や政策からみる方向性（概要）

○兵庫県健康づくり推進プラン（第3次）【R4-8年度】（県 R4.3）

「ライフステージに対応した取組の強化」「健康寿命の延伸に向けた個人の主体的な取組の推進」「多様な地域特性に応じた支援の充実」「社会全体として健康づくりを支える体制の構築」を基本方針とする

○兵庫県健康づくり推進実施計画（第2次）【H30-R5年度】（県 H30.3）

健康づくり推進条例に規定する「健康づくり推進プラン」に即して定める「実施計画」

○兵庫県食育推進計画（第4次）【R4-8年度】（県 R4.3）

「子どもとその親、若い世代の食育力の強化」「地域社会で支え、つなげる食育推進」「持続可能な食への理解を促進するための食育推進」「時代のニーズに応じた食育活動の推進」の4つ重点事項を推進

2 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

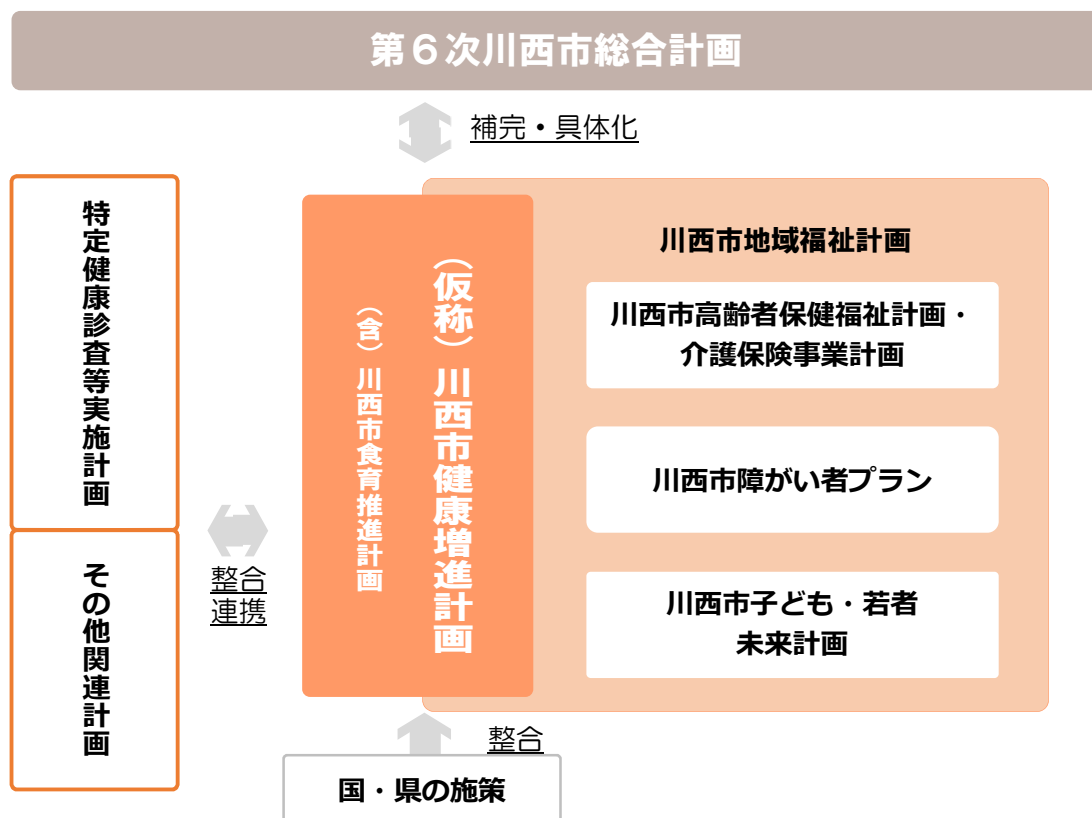
本計画は、「川西市健幸まちづくり条例」に基づく、健幸まちづくりの推進に関する基本的な計画です。また、健康増進法第8条第2項に規定する「健康増進計画」に位置づけ、市民の健康課題とこの解決に向けた健康目標及び行動目標の明確化を図っていくものです。

さらに、平成23年8月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行されたことから、総合的に歯科口腔保健を推進していく計画として位置づけます。

「川西市食育推進計画」については、前計画と同様に、栄養・食生活の健康に直接かかわる部分として密接な計画であることから、本計画に包含する形で推進していくものとします。

(2) 他の計画との関係

本計画は、上位計画である「第6次川西市総合計画」を補完・具体化するものであるとともに、関連諸計画である「川西市地域福祉計画」「川西市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「川西市障がい者プラン」「川西市子ども・若者未来計画」等との整合・連携を図ります。



3 計画の期間及び進行管理

本計画は、令和6年度から令和13年度までの8年間を計画期間とします。

なお、社会状況の変化や法制度、国・県の施策、上位計画及び関連計画などの改定に伴い、必要に応じて適宜改定を行うものとします。

特に、市の取組については、その効果や達成状況に応じて見直します。

また、この計画の進行管理にあたっては、計画で設定した指標や取組状況をもとに、点検・評価を行い、その結果を踏まえて工夫・改善しながら計画の推進を図るとともに、毎年度、川西市健康づくり推進協議会に報告します。

4 計画の基本目標

健康は、心身の健康を指すだけでなく、病気や障がいがある人を含め、自分の人生をいかに充実して心豊かに過ごすかという生活の質を高めることも重要と考えられます。本計画では、市民の健康格差を縮小し、何気ない日常生活の中で幸せを感じ、健康でいきいきと心豊かに暮らせるまちをめざします。

そのために、市民一人ひとりが健康についての正しい知識を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことにより、壮年期死亡（早世）と要介護状態となることを予防し、人生の各ライフステージにおける生活の質を高めていくことが重要です。

また、健康づくりの取組を展開していく上で、行政として、個人の健康づくり活動や地域組織の活動を支援し、身近な健康課題を解決していく力をつけていくために、市民や市民公益活動団体、事業者、学校等、保健医療福祉関係機関が協力しあい、社会環境の質の向上を図ります。



基本目標

**健康寿命の延伸
社会環境の質の向上**

5 川西市の健康課題を踏まえた基本方針

令和4年度には、市民アンケート調査を実施し、市民の健康についての取組や考えなどを把握しました。本市のこれまでの健康政策を踏まえ、アンケート調査結果等からみられる現状と課題から、本計画の基本方針を導き出しました。

主な調査結果

- 20～60 歳代男性の肥満者、40～60 歳代女性の肥満者、20 歳代女性のやせの市民の割合は、前回より悪化。生活習慣予防のために、生活習慣（食事や運動など）の改善が必要だと思う人の割合は増加しており、生活習慣の改善が必要
- コロナ禍において「運動量が減った」人の割合が3割半ばとなっており、活動的な生活習慣や運動のきっかけづくりが必要
- 働き盛りと言われる年代や子育て世代である男性 20～64 歳、女性 20～49 歳でストレスを「毎日感じた」人の割合が高く、ストレスを感じた早い段階でのメンタル面の対策が必要
- 健康診査等の定期的な受診状況については、受診者が6割半ばとなっているが、「正常値ではなかったが、特に何もしていない」人の割合が約1割となっており、健(検)診の受診率の向上と合わせ、高リスク者に対する啓発が必要
- 歯周病と全身疾患の関係について、「知らない」人の割合が約3割となっており、歯と口の健康と全身の健康づくりの関係性についての知識の普及が必要
- 子育てに自信が持てない親、子どもを虐待していると思う親の割合が増加しており、相談支援体制等の充実が必要



- 基本方針1** すべての世代の健康づくりと生活習慣病等の発症・重症化予防の推進（健康増進）
- 基本方針2** 新しい生活様式やデジタル化に対応した食育の推進（食育推進）
- 基本方針3** ライフステージに応じた口腔健康管理の推進（歯科口腔保健）
- 基本方針4** 子どもの健やかな成育を確保する妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない施策の推進（母子保健）
- 基本方針5** 地域包括ケアシステムの構築（地域医療）

令和4年度川西市健康づくりについてのアンケート調査

1 調査の目的

川西市民の健康についての取組や考えなどを把握し、計画の評価を行うとともに、今後の健康づくり施策に反映させることを目的として、市民アンケート調査を実施しました。

2 調査対象

市 民：20歳以上の市民

保護者：乳幼児健康診査の対象児の保護者

3 調査期間

令和4年11月11日（金）～令和5年2月16日（木）

4 調査方法

市 民：郵送配布・郵送回収及びインターネット回答

保護者：郵送配布・直接回収方式

5 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
市民	2000通	852通	42.6%
保護者	584通	428通	73.3%

6 計画の体系

本計画では、基本目標を実現するため、取組の視点として、『視点①ライフステージ別の課題に応じた取組』、『視点②「いきいきと暮らす」をベースとした暮らしにとけこむ取組』に着眼し、健康増進分野、食育分野、社会環境分野の3つの分野で計画を推進します。

分野別柱1 すべての世代の健康づくりと生活習慣病等の発症・重症化予防

分野別柱2 ライフステージ別の課題に応じた健康づくり

分野別柱3 歯と口の健康づくり

健康増進分野では、疾病予防を目的に原因をもとから断つための生活習慣の改善などとともに、疾病の重症化予防のため早期発見・早期治療を目的とした二次予防に関する施策を展開します。また、育児に関する不安や負担を持つ家庭の増加や乳幼児の事故防止、児童虐待の増加、思春期保健対策等の母子保健に関する施策についても推進します。

分野別柱4 食育推進による健康まちづくり（川西市食育推進計画）

食育分野では、これまで「川西市食育推進計画」において、家庭から、学校、地域へと食育活動の取組をひろげてきました。今後も、「川西市食育推進計画」として食育の活動を継続的に展開していくことをめざします。

分野別柱5 健康を支える環境づくり

分野別柱6 安心して暮らせる救急・医療の体制づくり

社会環境分野では、個人の健康づくりに加え、個人を支援する環境及び体制を整備・充実させます。また、地域における感染症等の健康危機管理についての施策、健康づくりに関するニーズの多様化に対応するための地域保健に関する施策を展開します。

〈計画の体系図〉

【基本目標】

【分野】

【分野別柱】

【基本施策】

健康寿命の延伸

社会環境の質の向上

健康増進分野

食育分野

社会環境分野

1 すべての世代の健康づくりと生活習慣病等の発症・重症化予防

2 ライフステージ別の課題に応じた健康づくり

3 歯と口の健康づくり

4 食育推進による健康まちづくり（川西市食育推進計画）

5 健康を支える環境づくり

6 安心して暮らせる救急・医療の体制づくり

1 栄養・食生活

2 身体活動・運動

3 休養・心の健康

4 たばこ

5 アルコール

6 健康診査・各種検診・健康管理

1 親と子の健康（母子保健）

2 思春期保健対策の充実（学校保健等）

3 高齢者の健康

1 生涯を通じた歯科疾患の予防と歯と口の働きの維持・向上

2 支援が必要な人の健康づくり

1 “食”からひろがる健やかな体と豊かな心づくり

2 “食”からひろがる地域のつながり

3 次世代へつながり、ひろがる食育の“輪”

1 社会とのつながりの維持・向上

2 健康になれる環境づくり

3 健康情報の提供体制の充実

1 救急医療体制の維持・充実

2 地域医療機関との連携・地域包括ケアシステムの構築

3 災害時の医療体制の確保と感染症の発生に備えた医療体制の確保

7 計画の推進

市民一人ひとりが主体となって、自らの健康や生活習慣に関心を持ち、それぞれの健康状態やライフステージに応じて生活の質を高めるよう取り組むことが大切です。

そのためには、「川西市健幸まちづくり条例」に基づき、地地域社会全体の取組として、市民、市民公益活動団体、事業者、学校等及び保健医療福祉関係者と市が相互に連携を図りながら協働して推進することが求められます。

(1) 市民の取り組み

健康づくりへの理解を深めるとともに、自らの健康状態を把握し健康的な生活習慣を身につけることで、それぞれのライフステージにおける個人や家族の状況に応じた健康づくりを積極的に実践するよう努めます。

また、学校等や地域、職場等において行われる健康まちづくりに資する活動や市が実施する健康まちづくりの推進に関する事業に参加するよう努めます。

(2) 市民公益活動団体の取り組み

それぞれの持つ地域とのつながりや知識、専門性を活かして、市民公益活動団体が健康まちづくりに資する活動に取り組むよう努めます。

また、様々な主体による健康まちづくりに資する活動や市が実施する健康まちづくりの推進に関する施策に、市民公益活動団体が協力するよう努めます。

(3) 事業者の取り組み

事業者は、従業員等が受診しやすいように配慮した健康診断や検診等の機会の確保や健康に配慮した職場環境の整備等に努めるとともに、健康まちづくりに資する活動に取り組むよう努めます。

また、様々な主体による健康まちづくりに資する活動や市が実施する健康まちづくりの推進に関する施策に、事業者が協力するよう努めます。

(4) 学校等の取り組み

子どもたちの基本的な生活習慣は、家庭とともに学校等においても培っていく必要があります。特に、学校等は教育の場でもあり、心身の健康の保持増進を図るために必要な知識態度を習得させるための健康教育を実践することにより、健康まちづくりに資する活動に取り組むよう努めます。

また、様々な主体による健康まちづくりに資する活動や市が実施する健康まちづくりの推進に関する施策に、学校等が協力するよう努めます。

(5) 保健医療福祉関係者の取り組み

それぞれの専門性を活かし、保健医療福祉に関する正しい情報を市民に提供するとともに、保健指導や健康診断、検診、栄養・食事相談、介護予防、その他の保健医療福祉サービスを市民がそれぞれの必要性に応じ適切に受け取ることができるよう努めます。

また、様々な主体による健康まちづくりに資する活動や市が実施する健康まちづくりの推進に関する施策に、保健医療福祉関係者は協力するよう努めます。

(6) 市の取り組み

市は、健康まちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定して実施するものとし、実施するに当たっては、検証等による評価・見直しを行い、効率的かつ効果的な施策の推進を図ります。

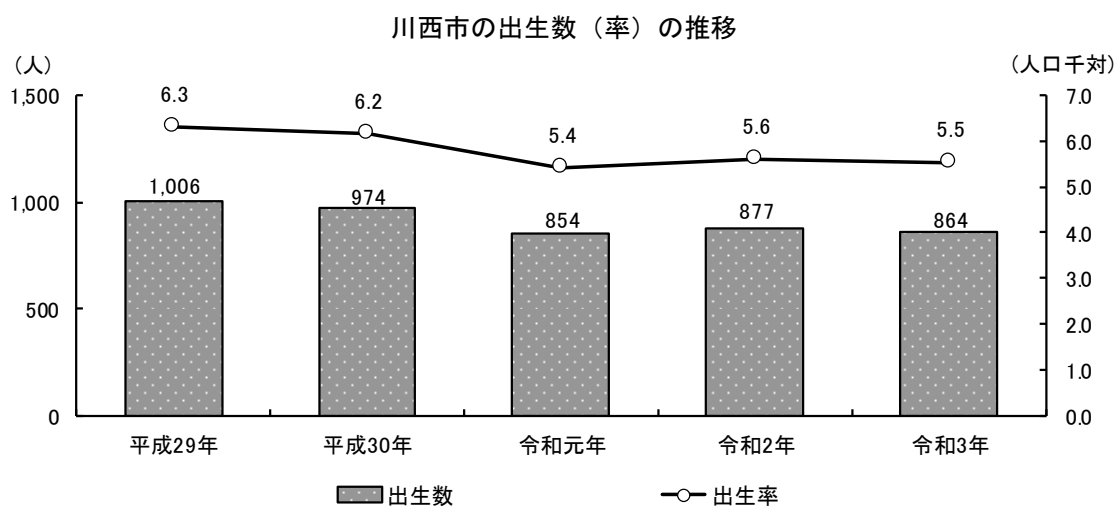
第2章 計画の背景

1 川西市の現状

(1) 人口動態

① 出生数(率)と死亡数(率)の推移

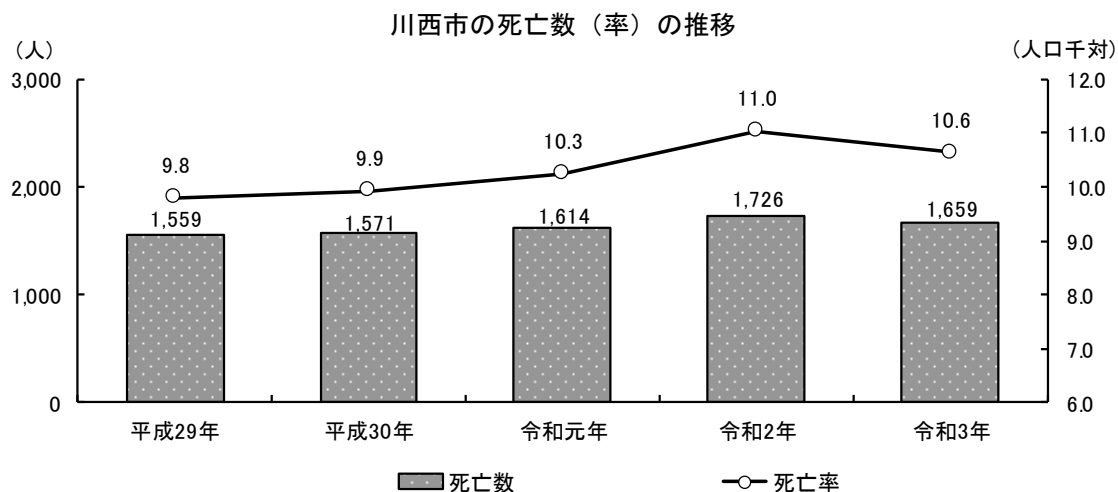
本市の出生数は、平成29年から減少傾向にあります。また、出生率（人口千対）も出生数同様に減少傾向にあり、令和3年の出生数は864人、出生率は5.5となっています。



資料：資料：人口 住民基本台帳(各9月末日現在)、
出生数 兵庫県保健統計年報

死亡数・死亡率（人口千対）は令和2年まで増加傾向にありましたが、令和3年には減少しています。

令和3年の死亡数は1,659人、死亡率は10.6となっています。



資料：資料：人口 住民基本台帳(各9月末日現在)、
死亡数 兵庫県保健統計年報

②平均寿命と健康寿命の推移

本市の平均寿命は、年々長くなる傾向にあります。令和2年では、男性 82.7 歳、女性 89.3 歳と、平成7年に比べ男性 5.4 歳、女性 6.3 歳長くなっており、各年男女ともに全国・兵庫県を上回っています。

また、令和2年の健康寿命も、全国及び兵庫県を上回っているものの、平均寿命と健康寿命の差は全国と同程度になっています。

平均寿命の推移^{※1}

単位：歳

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
全国	76.4	82.9	77.7	84.6	78.8	85.8	79.6	86.3	80.8	87.0	81.5	87.6
兵庫県	75.5	81.8	77.6	84.3	78.7	85.6	79.6	86.1	80.9	87.1	81.8	88.1
川西市	77.3	83.0	78.8	85.0	80.0	86.9	81.2	87.0	82.3	87.5	82.7	89.3

資料：厚生労働省統計・兵庫県保健統計年報

平均寿命と健康寿命（令和2年）

単位：歳

	平均寿命		健康寿命		平均寿命－健康寿命	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
全国	81.5	87.6	79.9	84.2	1.6	3.4
兵庫県 ^{※2}	81.8	88.1	80.4	84.9	1.4	3.2
川西市 ^{※2}	82.7	89.3	81.2	85.8	1.5	3.4

資料：兵庫県保健医療部健康増進課 令和2年健康寿命の算定結果

③合計特殊出生率^{※3}の推移

本市の合計特殊出生率は平成17年から22年にかけて上昇しているものの、低い状況にあり、令和2年では1.29と、平成27年に比べ0.07ポイント減少しています。また、全国及び兵庫県を下回る状況が続いています。

合計特殊出生率^{※3}の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
全国	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.45	1.33
兵庫県	1.53	1.41	1.38	1.25	1.41	1.48	1.39
川西市	1.22	1.09	1.20	1.12	1.30	1.36	1.29

資料：兵庫県保健統計年報

※1 厚生労働省の算定方法に基づき算定したもの。

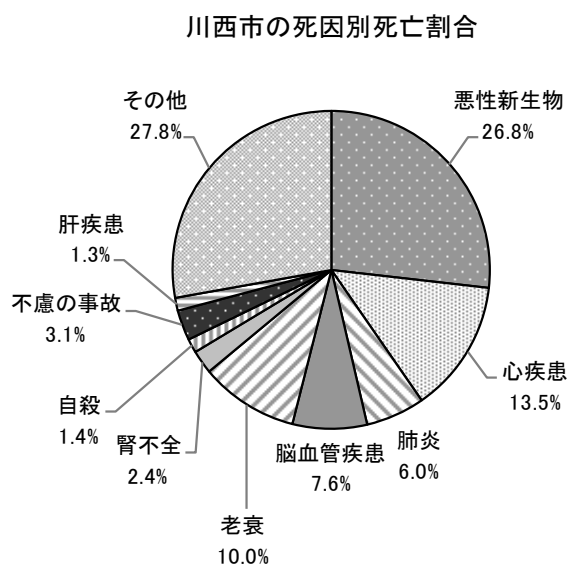
※2 兵庫県の算定方法に基づき算定したもの。

※3 合計特殊出生率：1人の女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標。

(2) 保健と医療の概況

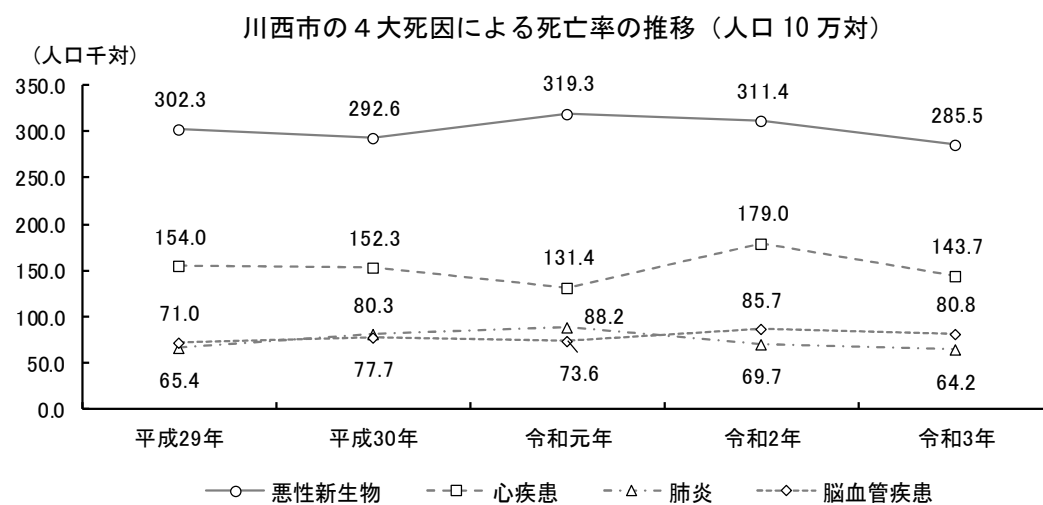
① 死亡要因

令和3年の死因別死亡割合をみると、「悪性新生物」が26.8%と最も高く、次いで「心疾患」が13.5%となっているなど、生活習慣病に関連する疾病による死亡が全体の多くを占めています。



資料：兵庫県保健統計年報（令和3年）

本市の4大死因による死亡率（人口10万対）は、令和3年で「悪性新生物（がん）」が285.5、次いで「心疾患」が143.7、「脳血管疾患」が80.8、「肺炎」が64.2となっています。平成29年からの経緯をみると、「悪性新生物（がん）」「脳血管疾患」はおおむね横ばい傾向ですが、「脳血管疾患」では増加傾向がみられます。



資料：兵庫県保健統計年報（令和3年）

②標準化死亡比(SMR)

本市の標準化死亡比（SMR）は、兵庫県に比べ、男性は腎不全では兵庫県平均より高いものの、その他の項目では低くなっています。女性は、乳がんや子宮がん、肺炎で兵庫県平均よりも高くなっています。

標準化死亡比（平成 28 年～令和 2 年）

死因疾病名	男性		女性	
	川西市	兵庫県	川西市	兵庫県
悪性新生物	90.0	102.3	97.3	100.5
肺がん	87.3	105.2	95.2	101.1
胃がん	101.3	105.4	89.7	106.3
大腸がん	84.6	92.7	89.1	97.1
乳がん	—	—	105.5	93.8
子宮がん	—	—	101.1	94.2
心疾患	85.6	97.4	87.9	101.3
肺炎	68.4	69.2	77.5	67.4
脳血管疾患	82.9	96.8	78.4	92.5
腎不全	108.0	104.0	97.2	108.6
糖尿病	49.9	101.7	71.3	100.5
高血圧性疾患	68.4	81.3	50.2	97.2
不慮の事故	73.3	102.3	56.6	106.3
自殺	77.0	102.2	81.4	101.3

資料：兵庫県立健康科学研究所

※SMRは、年齢構成の異なる集団間の死亡水準を比較するための指標で、標準を 100 とし、それより高いと死亡状況が全国より悪いことを意味する。

※川西市は男女とも SMR では 100 以下が多く、兵庫県内の順位も上位となっている。

※兵庫県と比べ、悪い数値について網掛けしている。

(3) 母子保健事業の状況

母子保健事業の実施状況については、出生数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響により減少傾向にありますが、すくすく乳幼児相談は増加しています。

母子保健事業の状況

		平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	
教室 状況 各種 講座 等 実施 状況	母親学級	回数(回)	24	22	32	23	17
		参加者数(人)	284	240	252	150	100
	両親学級	回数(回)	8	7	18	16	16
		参加組数(組)	126	118	215	290	275
	赤ちゃん 交流会	回数(回)	57	56	中止	中止	廃止
		参加者数(人)	404	378	中止	中止	廃止
	すくすく 乳幼児相談	回数(回)	12	11	10	20	18
		参加者数(人)	599	473	253	362	377
乳幼児 健診 実施 状況	4か月児	受診者数(人)	964	881	865	862	861
		受診率(%)	98	97	97	96	99
	10か月児	受診者数(人)	954	983	911	496	906
		受診率(%)	97	96	94	93	97
	1歳6か月児	受診者数(人)	1,029	954	925	819	980
		受診率(%)	96	93	104	98	95
	3歳児	受診者数(人)	1,157	1,107	792	949	1,007
		受診率(%)	96	95	101	94	97
訪問 指導 実施 状況	妊婦訪問(人)		37	30	38	36	23
	産婦訪問(人)		503	429	396	397	430
	新生児訪問(人)		225	200	208	145	211
	未熟児訪問(人)		42	27	24	22	10
	乳幼児など訪問(人)		530	377	344	386	422
実施 状況	妊婦健診 助成者数(人)		1,011	957	959	943	943

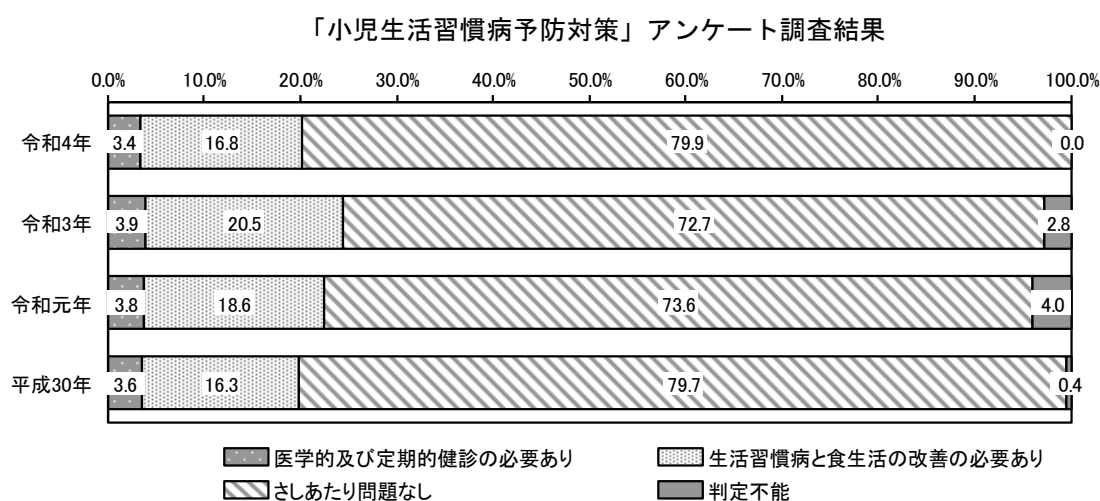
資料：保健センター・予防歯科センター

(4) 児童の肥満の状況

市医師会や市教育委員会による、小学4年生を対象とした「小児生活習慣病予防対策」アンケート調査によると、令和4年では、「医学的及び定期的検診の必要あり」が3.4%、「生活習慣と食生活の改善の必要あり」が16.8%、「さしあたり問題なし」が79.9%となっています。

また、各年約2割以上が「医学的及び定期的検診の必要あり」または「生活習慣と食生活の改善の必要あり」との所見が出ており、小学4年生の5人に1人が生活習慣病に対して何らかの対策が必要とされる状況です。

令和2年の「小児生活習慣病予防対策」アンケート調査は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施しておりません。



資料：生活習慣病予防アンケート（市教育委員会）

川西市の幼児・児童の肥満の状況

単位：%

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
4・5歳	3.6	3.9	—	6.0	5.3
小学生	5.0	5.1	—	6.3	6.9

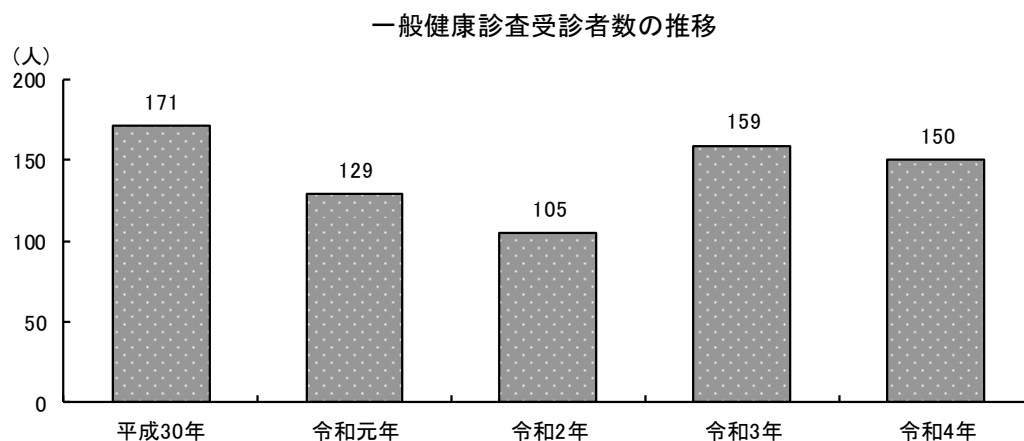
※令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により調査を実施していません。

資料：兵庫県伊丹健康福祉事務所

(5) 健康診査の状況

① 一般健康診査受診者数の推移(18歳から39歳)

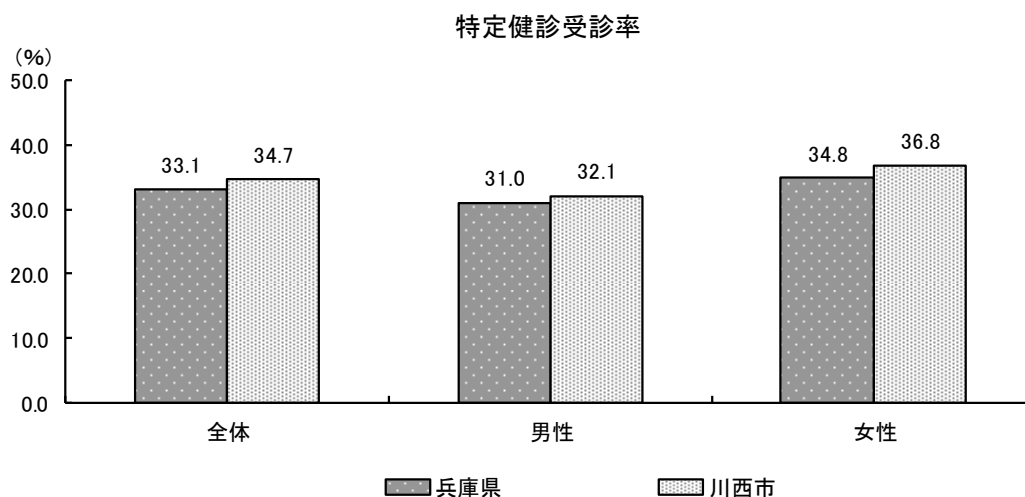
本市保健センターでの一般健康診査の受診者数は、令和元年から令和2年に大きく減少したものの、以降は150人台となっています。



資料：保健センター・予防歯科センター

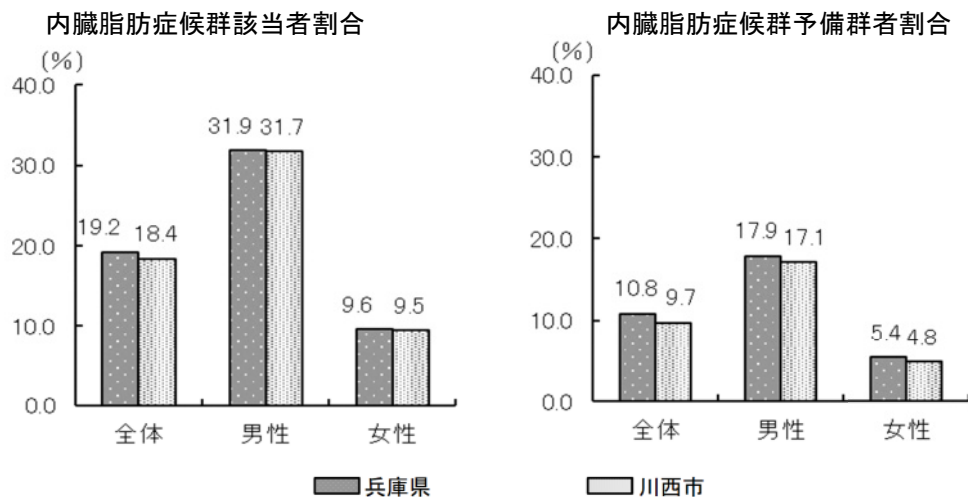
② 特定健診受診率(40歳から74歳)

本市の国民健康保険加入者の特定健康診査の受診率は全体で34.7%となっています。また、男性、女性ともに兵庫県の値を上回っています。



資料：特定健康診査等受診状況（令和3年）（兵庫県ホームページ）

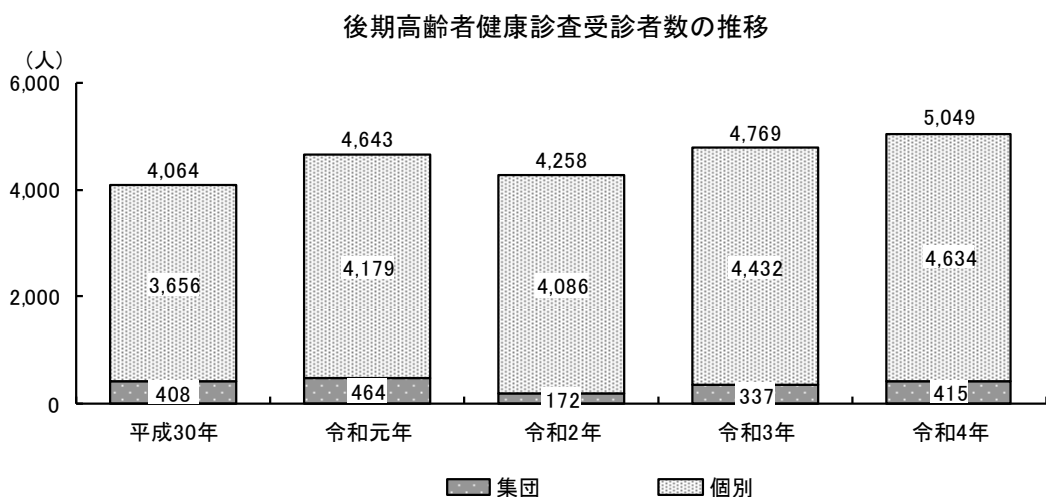
内臓脂肪症候群該当者割合及び予備群の割合は、兵庫県と比較すると大きな差異はありませんが、今後においても、生活習慣病予防がますます求められます。



資料：特定健康診査等受診状況（令和3年）（兵庫県ホームページ）

③ 後期高齢者健康診査の状況

本市の後期高齢者健康診査の状況については、各年集団健診に比べ個別健診で受診する人が多く、個別健診の受診者数は集団健診の約10倍となっています。また、平成30年からの推移をみると、全体の受診者数は増加傾向にあり、令和4年では5,049人となっています。

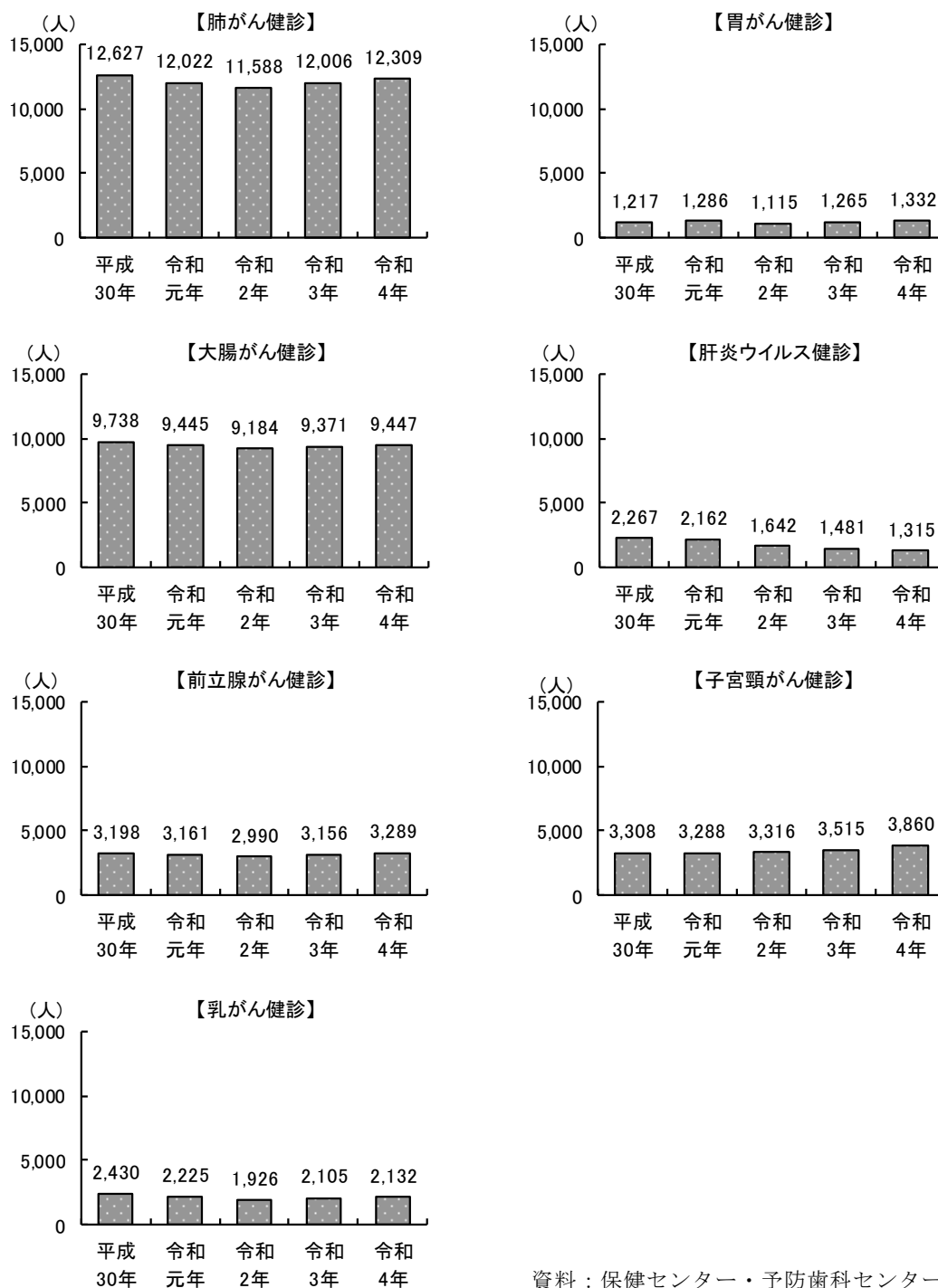


資料：医療助成・年金課

(6) 各種がん検診の状況

市が実施する各種がん検診の受診者数は、各年、肺がん健診と大腸がん検診で多くなっています。平成30年と比較すると、子宮頸がんの受診者が増加している一方、肝炎ウイルス健診で減少しています。

市が実施する各種がん検診受診者数の推移



資料：保健センター・予防歯科センター

(7) 社会資源の状況

① 保健・医療の施設及び従事者

本市には、令和3年で8病院、136診療所、74歯科診療所があります。

また、本市における医療従事者は、令和2年で医師311人、歯科医師100人、薬剤師422人となっています。

川西市の施設・病床数

単位：か所・床

	病院		一般診療所		病床 総数	歯科 診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数		
平成30年	8	2,019	120	9	2,028	74
令和元年	8	2,002	127	9	2,011	76
令和2年	8	2,002	129	9	2,011	76
令和3年	8	2,002	136	9	2,011	74

資料：川西市統計要覧

医師・歯科医師・薬剤師数（令和2年12月末現在）

単位：人

	川西市		兵庫県		全国	
	総数	人口10万対	総数	人口10万対	総数	人口10万対
医師	311	204.0	15,133	276.9	339,623	269.2
歯科医師	100	65.6	4,141	75.8	107,443	85.2
薬剤師	422	276.8	15,663	286.6	321,982	255.2

資料：兵庫県厚生統計（医師・歯科医師・薬剤師）
厚生労働省 医師・歯科医師・薬剤師統計

② 主な保健・医療関係機関

本市の保健・医療事業については、次の関係機関の協力と支援、連携のもと、市民の健康づくりを総合的に推進しています。

主な保健・医療関係機関

団 体 名
一般社団法人 川西市医師会
一般社団法人 川西市歯科医師会
一般社団法人 川西市薬剤師会
川西市川辺助産師会
兵庫県伊丹健康福祉事務所（保健所）

資料：保健センター・予防歯科センター

③ 主な健康づくり関連団体

本市においては、次の健康づくり関連団体が市医師会や市歯科医師会、行政などと連携しながら、日ごろから活発な健康づくりに関する活動に取り組んでいます。

主な保健・医療関係機関

団 体 名
川西いずみ会
川西・猪名川地域活動栄養士協議会
川西市歯科医師会 地域歯科衛生士グループ“カミングハーモニー”
川西市献血推進協議会
川西市新田愛育班

資料：保健センター・予防歯科センター

第3章 すべての世代の健康づくりと生活習慣病等の発症・重症化予防

基本施策1 栄養・食生活

現状評価と課題

食生活・栄養は、健康を保持・増進していくために規則正しいバランスのとれた食事を摂取するなどの正しい食習慣を身につけることが重要です。また、食生活は社会的、文化的な営みとして、人々の生活の質とのかかわりも深いものです。

このような中で、アンケート調査結果によると、ほとんど毎日朝食を食べる人は約9割となっていますが、20歳代では男女ともに6割程度にとどまっており、若い世代で朝食の欠食が目立ちます。また、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上食べている人の中で、「ほとんど毎日食べる」が約6割となっています。

そのなかで、「毎日の食事で、「栄養バランス」「うす味・減塩」「脂(あぶら)っこさ」をどの程度気にしていますか。」の割合は「気にする」が約4割となっており、男性に比べ、女性の方が気にしている割合が高くなっています。

引き続き、朝食をとることやバランスの良い食事をとること、減塩や野菜の摂取量を増やすなどの正しい食習慣や適正体重についての普及啓発を行い、市民一人ひとりが、望ましい食生活についての知識を高めていくことが必要です。

また、若い女性のやせの状態は、骨量の減少や低出生体重児の出産リスクが高いこと、低出生体重児は成人後の循環器疾患や糖尿病発症の危険因子でもあることが明らかになっているため、標準体重の維持や生活習慣の見直しが必要です。

施策の推進方向

- (1) 若年層に対する健康維持・推進と次世代の健康を育む対策を推進します。
- (2) 適正な食生活を実践するための情報提供や料理体験などを行います。
- (3) やせや低栄養等の予防を通じた生活機能の維持・向上に向け、食環境の改善を呼びかけます。

目標とその達成状況

指 標		方向性	現状値	目標値 (令和13年)
①食事を楽しいと思う人の割合の増加		↗	52.3%	80% ※(100%)
②適正体重を維持している市民の増加	20～60歳代男性の肥満者	↘	28.8%	20%
	40～60歳代女性の肥満者	↘	14.7%	10%
	20歳代女性のやせの市民	↘	23.3%	15%
③朝食を食べなかった人の割合の減少 (2日間の平均)	10歳代	↘	—	4%
	20歳代	↘	12.2%	
	30歳代	↘	16.2%	

※目標値において、「(100%)」の表記については、理念としての最終目標を示している。

①②③の現状値：令和4年度川西市健康づくりについてのアンケート調査

基本施策 2 身体活動・運動

現状評価と課題

身体活動とは、安静にしている状態よりも多くのエネルギーを消費するすべての動きのことを指し、運動とは、身体活動のうち、スポーツやフィットネスなどの健康・体力の維持・増進を目的として計画的・意図的に行われるものを指します。身体活動・運動に取り組むことは、身体機能の維持・向上だけでなく、ストレスの発散など心の健康にも良い影響を及ぼします。

アンケート結果によると、運動を1年以上「継続していない」と回答した人の中で、20～29歳の女性が3割と最も高くなっており、男性に比べ、女性の方が継続していない割合が高くなっています。

また、運動に取り組むために必要な条件として、「時間的なゆとりがあること」、「気軽に利用できる施設があること」、「一緒にできる仲間がいること」等が上位に挙がっています。

市民一人ひとりが健康な体を維持していくためには、日頃から意識的に体を動かし、運動習慣を定着させていくことが必要であるため、運動習慣者の増加を図るため、身体活動・運動がもたらす様々な効果について正しい知識の普及啓発を行うとともに、子育て世代の若い女性など、誰もが運動が気軽にできる環境づくりや交流、運動を通じた仲間づくりのための支援が必要です。

施策の推進方向

- (1) 運動習慣を有する子どもの割合を増やし、心身の健康の保持・増進や体力の向上を図ります。
- (2) 日常生活における歩数を増加させ、身体活動全体の増加・活発化を促します。
- (3) 老若男女問わず、日頃から自身の健康を意識しつつ、幸せを実感できる健康まちづくりに向けた取組を進めます。
- (4) ライフステージやライフスタイルに応じて気軽に健康づくりに取り組めるよう、ICT機器を活用した健康づくりを普及啓発します。

市民の取り組み

- ・普段から、日常生活の中で取り入れやすい気軽な運動の情報に関心を持ちます。
- ・日常生活の中で、体を動かすことを心がけます。

事業者等の取り組み

- ・子どもたちが、体を使う遊びやスポーツを体験する機会をつくれます。
- ・地域で、子どもたちが安心して遊べるように取り組みます。
- ・子どもから高齢者の誰もが安心して遊びや身体活動を楽しめるように協力します。
- ・健康づくり関係団体において、運動のきっかけをつくれます。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
運動実践に関する情報発信と支援体制の整備	身近な地域で運動を実践・継続できるよう、市内運動施設などの情報集約を行い、目的に応じた施設や事業の案内に努めます。	保健センター・予防歯科センター 文化・観光・スポーツ課
日常生活における運動の啓発	歩くことを基本とした取組の実施やきんたくん健康体操の普及に努め、市民の運動習慣の定着を図ります。	保健センター・予防歯科センター
機能訓練の充実	麻痺や拘縮（関節がかたくなって動きにくくなること）等の機能障がい及び日常生活活動動作等の能力障がいに対する指導や訓練を実施します。 また、介護予防担当所管と協力・連携しながら、老化等による機能低下の防止に努めます。	保健センター・予防歯科センター

目標とその達成状況

指 標		方向性	現状値	目標値 (令和13年)
①意識的に運動を心がけている市民の増加※ ¹	男 性	↗	68.9%	75%
	女 性	↗	62.2%	70%
②運動習慣者の増加※ ²	男 性	↗	59.1%	60%
	女 性	↗	51.2%	55%

※1 1回30分以上の運動を週2回以上実施している人の割合

※2 1回30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上続けている人の割合

①②の現状値：令和4年度川西市健康づくりについてのアンケート調査

基本施策3 休養・心の健康

現状評価と課題

こころの健康は充実した人生を送るための重要な条件の1つであり、生活の質にも大きな影響を及ぼします。こころの健康の維持には、休養をしっかりととり、生きがいや趣味を持ち、ストレスと上手に付き合っていくことが大切です。

また、睡眠不足や休養不足は、食欲不振、注意や集中力の低下、生活習慣病、うつ病などを引き起こし、心身の健康に悪影響を及ぼします。

しかし、社会経済情勢の変化とともに、仕事や人間関係、病気等がもたらす過剰なストレスの増大により、心の健康が維持しにくくなってきています。わが国の自殺者数をみると、令和2年には増加に転じており、新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、経済的な苦境に追い込まれたり、孤立に陥ったりする人が増えたことが要因であると推測されています。自殺のうち、かなりの数はうつ病が背景にあると考えられています。こころの健康を維持するために、こころの病気への対応を多くの人が理解し取り組むことが必要になります。

このような中、アンケート調査結果では、睡眠による十分な休養をとれている人の割合については、前回調査に比べて大きな変化は見られませんでした。また、他の年齢と比べて、20代の男性と30代女性はストレスを感じている割合が高くなっています。

心の健康を維持するためには、睡眠について正しく学び、一人ひとりにあった快適な睡眠や休養が確保できるよう、啓発活動や相談事業が必要です。

また、ストレスを解消したり、ストレスや不安を相談できない人に対して、ストレス解消法についての情報提供やこころの悩み等の相談先の周知を図っていくことが必要です。

施策の推進方向

- (1) ライフステージに応じた心の健康づくりに関する知識の普及を図るとともに、相談支援体制を充実します。
- (2) 心の悩みを持つ人に対する理解を深め、専門・関係機関と連携しながら地域における生活を支援します。
- (3) 過重労働の解消に向け、健康を保持しながら労働以外の生活のための時間を確保できるよう努めます。

市民の取り組み

- ・適切な量の睡眠の確保や睡眠の質の改善を心がけます。
- ・日頃から不安や悩みを相談できる関係をつくります。
- ・しっかり眠れる生活習慣や環境を整えるよう心がけます。
- ・地域の活動に積極的に参加します。

事業者等の取り組み

- ・心の問題を正しく理解し、相談しやすい環境づくりを行います。
- ・地域、職域において、心の健康を正しく理解し、早期に心の問題に気づき、相談や適切な対応ができるように関係機関と連携して取り組みます。
- ・企業等における働き方改革の取組を進めます。
- ・親が育児の不安を抱え込まないよう、親同士の交流の場を設けます。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
自殺予防対策	いのちの授業やいのちと心のセミナーを通じて自尊感情の醸成や自殺予防の周知・啓発を進めるとともに、ゲートキーパー [*] の育成等による人材育成を通じて自殺予防対策に努めます。	地域福祉課
PTSD対策	犯罪や事故などで生じた被害者（加害者の家族も含む）のPTSD（心的外傷後ストレス障害）について、県の相談窓口等との連携を図ります。	生活安全課 (地域福祉課)

施策名	内容	担当課
心の相談事業	日常生活のストレス、引きこもり等で、精神に障がいや来す恐れのある人及びその家族に対して、専門医と精神福祉士等が相談に応じます。	障害福祉課
カウンセリング事業	同じ悩みを持つ仲間を助けるという視点から、精神障がい者などによるピアカウンセリング※の実施、自助グループ育成の支援などに努めます。	障害福祉課
精神保健対策の連携	精神保健対策の円滑な推進のため、県健康福祉事務所などの関係機関との連携を進めます。	障害福祉課
精神障がい者に対する理解の促進	精神障がい者に対する市民の理解を深めるため、講演会の開催などの啓発活動を実施し、精神障がい者の社会復帰の推進を行うとともに、精神障がい者の暮らしやすい地域づくりに努めます。	障害福祉課
精神障がい者に対する相談支援	市内に設置している精神障がい者相談員及び市役所と川西市障がい者（児）地域生活・就業支援センターで実施している相談支援のさらなる充実を図ります。	障害福祉課

※ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人のこと。

※ピアカウンセリング：何らかの共通点（同じような環境や悩み）を持つ（または経験した）グループ間で対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリングのこと。

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値 (令和13年)
①ストレスを感じた市民の減少※ ¹	↓	68.8%	60%
②睡眠による休養がとれていない市民の減少※ ²	↓	20.4%	19%
③睡眠の確保のために睡眠補助品やアルコールを使うことがある市民の減少※ ³	↓	22.9%	19%

※¹ ストレスを「毎日感じた」「時々感じた」人の割合

※² 睡眠による休養が十分に「とれていないときがしばしばある」「いつもとれていない」人の割合

※³ 睡眠を助けるために、薬やアルコールを使うことが「時々ある」「しばしばある」「常にある」人の割合

①②③の現状値：令和4年度川西市健康づくりについてのアンケート調査

基本施策4 たばこ

現状評価と課題

喫煙や受動喫煙は、様々な生活習慣病を引き起こす原因となるものであり、肺がんをはじめとする多くのがん、心臓病や脳卒中などの循環器疾患、喘息や COPD（慢性閉塞性肺疾患）などの呼吸器疾患などにかかるリスクを高めます。たばこによる健康被害は喫煙年数と関わりがあるため、できるだけ早い段階で禁煙に取り組むことができるよう、啓発や支援を行っていくことが重要です。

さらに、喫煙と受動喫煙の双方の対策に取り組むことで、様々な疾病の予防の推進や健康づくりにおいて大きな効果が期待できることから、「喫煙率の低下」や「受動喫煙の防止」が重要とされており、国は平成30年に健康増進法の一部を改正し、様々な施設において、屋内を原則禁煙とするなど、対策の強化が図られています。

これまで、本市においても、喫煙による健康被害に関する知識の普及を図り、禁煙支援と受動喫煙の防止対策を進めてきました。

しかし、アンケート調査結果によると、喫煙が及ぼす影響について、呼吸器系（肺がん・喘息・気管支炎）以外の健康被害に対する認識は依然として低い状況です。

また、最近1カ月間の受動喫煙の有無については、「ある」が3割を超えています。また、受動喫煙の場所は、「路上」「家庭」「職場」が上位に挙がっています。

今後も、喫煙が体に及ぼす影響についての周知を図り、受動喫煙防止対策に取り組むことが必要です。

※COPD（慢性閉塞性肺疾患）：たばこ煙を主とする有害物質を長期間吸入することによって生じる肺の病気のこと。

※受動喫煙：火のついたたばこの先から立ち上がる煙（副流煙）やたばこを吸う人のはきだした煙を吸うことを受動喫煙と言い、がんや心筋梗塞など深刻な健康被害をもたらす恐れがある。

施策の推進方向

- (1) 喫煙による健康被害に関する知識の普及を図り、禁煙支援と受動喫煙の防止対策を進めます。

目標とその達成状況

指 標		方向性	現状値	目標値 (令和13年)
①喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及	呼吸器系 (肺がん・喘息・気管支炎)	↗	90.4%	100%
	循環器系(心臓病・脳卒中)	↗	58.5%	80%
	消化器系(胃潰瘍)	↗	27.5%	50%
	妊娠(妊娠に関連した異常)	↗	58.0%	100%
	口の病気(歯周病・口腔がん)	↗	45.2%	50%
②成人の喫煙率		↘	8.9%	10%
③妊娠中の喫煙率		↘	1.7%	0%

①②③の現状値：令和4年度川西市健康づくりについてのアンケート調査

基本施策5 アルコール

現状評価と課題

適量を超えた飲酒や毎日お酒を飲む常習飲酒は、生活習慣病をはじめとする様々な病気のリスク要因となるとともに、アルコール依存症やこころの健康問題を引き起こす要因にもなります。また、妊婦の飲酒は胎児の発育に影響を及ぼし、20歳未満者の飲酒は身体に与える影響が大きく、成人に比べて短期間で害が現れるなど、飲酒が重大な健康被害を引き起こす可能性があり、若い世代からの正しい知識の普及を進めていく必要があります。特に、女性については、ライフステージごとに女性ホルモンが劇的に変化するという特性等を踏まえ、人生の各段階における健康課題の解決を図ることが重要です。

本市においても、アルコールに関する知識の普及や相談窓口に関する情報提供等に取り組んできましたが、アンケート調査結果によると、飲酒頻度は男性の60歳代で「ほぼ毎日飲む」の割合が高くなっています。

また、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している市民の割合において、女性が、前回の調査より増加しています。

今後も、飲酒による健康被害や依存症を防ぐため、飲酒の影響に関する正しい知識の普及・啓発に引き続き努めるとともに、アルコールと健康の問題に無関心な人に加え、特に飲酒のリスクが高い人に対しても、十分な情報がいきわたるような配慮や工夫が必要です。そして、依存症を早期に発見し、相談できる社会的な環境づくりも重要です。

※消化器系や代謝系、心血管系、脳の疾患など様々な影響：多量な飲酒による主なアルコール関連疾患として、具体的には、糖尿病・慢性膵炎・食道がん・痛風などが言われている。

※節度ある適度な飲酒（量）：1日平均純アルコールで、20gとされ、純アルコール20gの目安は、清酒180ml、ビール中瓶1本500ml。

※多量飲酒者：1日に3合以上飲酒する者を多量飲酒者という。別に、1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上のことを「生活習慣病のリスクを高める量」と言われている。

施策の推進方向

- (1) アルコールに対する理解が深まるよう、知識の普及啓発に努めます。
- (2) 20歳未満の者に対しては、飲酒を防止する教育を行います。

市民の取り組み

- ・飲酒が健康に及ぼす影響や自分にとってのアルコールの適量を知り、節度ある飲酒を心がけます。
- ・20歳未満の者、妊婦は飲酒を「しない」「させない」を実行します。

事業者等の取り組み

- ・周りの人に対して飲酒を無理に勧めない環境づくりに取り組みます。
- ・学校での飲酒防止教育を推進します。
- ・妊産婦に飲酒を勧めないように地域全体で取り組みます。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
アルコールに関する知識の普及	ストレスや不安などの解消をアルコールに頼らない習慣づくりや、アルコールとの上手な付き合い方の啓発に努めます。	保健センター・予防歯科センター
アルコール問題に関する相談窓口の情報提供	アルコール問題を抱える多量飲酒者やその家族に対して、県が実施する「アルコール相談」について情報提供します。	保健センター・予防歯科センター
20歳未満の者の飲酒防止対策	低年齢化が進んでいる20歳未満の者の飲酒を防止するため、家庭や学校、地域において、アルコールに関する正しい知識の普及を図ります。	教育保育課

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値 (令和13年)
①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している市民の割合※ ¹	男 性	15.9%	10%
	女 性	8.6%	6%
②節度ある適度な飲酒の知識の普及※ ²	男 性	65.0%	75%
	女 性	60.8%	65%
③妊娠中の飲酒率		2.6%	0%

※1 1回の飲酒量が男性40g、女性20g以上の人

※2 節度ある適度な飲酒：1日平均純アルコールで約20g

(目安は、清酒180ml、ビール中瓶1本500ml)

①②③の現状値：令和4年度川西市健康づくりについてのアンケート調査

目標とその達成状況

指 標		方向性	現状値	目標値 (令和13年)	
①健康づくりに意識的に取り組んでいる市民の割合		↗	—	80%	
②がん検診受診率	胃がん検診	男 性	↗	52.0%	50%
		女 性	↗	35.1%	50%
	肺がん検診	男 性	↗	48.9%	50%
		女 性	↗	40.9%	50%
	大腸がん検診	男 性	↗	50.2%	50%
		女 性	↗	42.7%	50%
	子宮頸がん検診*	女 性	↗	40.9%	50%
乳がん検診	女 性	↗	39.2%	50%	

※20歳以上が対象、他は40歳以上が対象

①②の現状値：令和4年度川西市健康づくりについてのアンケート調査

ライフステージに応じた健康の取り組み

基本施策	乳幼児期（妊娠期含む）	学童・思春期（6～17歳）	青壮年期（18～64歳）～ 高齢期（65歳～）
栄養・食生活	<ul style="list-style-type: none"> 子どもだけでなく、親も食生活の意識を高めます。 生活リズムの改善に心がけます。 3食きちんと食べます。 	<ul style="list-style-type: none"> 食事の手伝いをします。 体型について学びます。 無理なダイエットはやめます。 朝食をきちんととります。 3食バランスよく食べます。 早寝、早起きを心がけます。 食事や健康について学びましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 食の尊さや役割、大切さを理解します。 適正体重を知り、体重管理をします。 お米を主食に、主菜・副菜をバランスよく食べます。 料理の味つけは薄味に心がけます。 食後や就寝前には、歯みがきなどで歯と口のケアをします。 定期的に健康診査や歯科健診を受けます。
身体活動・運動	<ul style="list-style-type: none"> 外で元気に遊べます。 遊びを通して、親子のコミュニケーションを図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ・運動に親しみをもちます。 家の中での遊び以外に外遊びもします。 汗を流して、体を動かす楽しさを知ります。 体を動かすための時間をとります。 	<ul style="list-style-type: none"> 普段から、日常生活の中で取り入れやすい気軽な運動の情報に関心を持ちます。 日常生活の中で、体を動かすことを心がけます。
休養・心の健康	<ul style="list-style-type: none"> 一人で悩まず、相談します。 子育て支援に関する情報を積極的に利用します。 	<ul style="list-style-type: none"> 親子のコミュニケーションをしっかりとります。 ストレスの解消法を見つけます。 悩みを相談できる人を見つけましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な量の睡眠の確保や睡眠の質の改善に心がけます。 日頃から不安や悩みを相談できる関係をつくります。 しっかりと眠れる生活習慣や環境を整えるよう心がけます。 地域の活動に積極的に参加します。
たばこ	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの前でたばこを吸わないようにします。 目につくところに置かないようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> たばこを吸わないようにします。 たばこが体に与える影響についての知識を持ちます。 20歳未満の喫煙は禁止されていますので守ります。 	<ul style="list-style-type: none"> たばこが体に与える影響についての知識を持ちます。 自分にあった禁煙方法を見つけ、チャレンジします。 20歳未満の者は興味本位で吸わないようにします。 子どもや喫煙をしない人の周りでたばこを吸わない環境をつくります。
アルコール	<ul style="list-style-type: none"> 子どもにお酒を与えないようにします。 子どもの手の届くところに、お酒を置かないようにします。 	<ul style="list-style-type: none"> 飲酒が体に及ぼす影響について知ります。 興味本位でお酒を飲まないようにします。 友人に誘われても断る勇気を持ちます。 	<ul style="list-style-type: none"> 飲酒が健康に及ぼす影響や自分にとってのアルコールの適量を知り、節度ある飲酒を心がけます。 20歳未満の者、妊婦は飲酒を「しない」「させない」を実行します。
健康診査・ 各種検診・ 健康管理			<ul style="list-style-type: none"> 自分にとって適正な体重と血圧を知るとともに、定期的に測定します。 毎年1回、健（検）診を受けて結果を記録に残し、再検査や精密検査が必要な場合は必ず受診します。 メタボリックシンドロームを正しく理解します。 かかりつけ医やかかりつけ薬局を持ちます。

第4章 ライフステージ別の課題に応じた健康づくり

基本施策1 親と子の健康（母子保健）

現状評価と課題

妊娠期は心身ともに不安定になりやすく、安心・安全な出産のためには、身近な人の支えや、医療機関、行政等からの専門的な支援が十分に得られる環境の整備が必要です。また、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行うことも重要となります。

アンケート調査結果から、子育てのことで気軽に相談できる相手がいる人の割合は9割を超えており、相談相手は「配偶者」「祖父母、兄弟等の親族」「同じ年ごろの子どもの親」などが上位に挙がっています。相談内容は、「子どもの成長について」「接し方・遊び方について」「子育てと仕事の両立について」など、その内容は様々です。

その一方で、子育てに自信が持てないことがある保護者が3割、子どもとの関係に悩むことがある保護者の割合が5割となっています。また、子どもを虐待しているのではないかと思うことがある保護者もいます。

近年は、少子高齢化の進行や核家族化、近所付き合いの希薄化などを背景に、家庭や地域の子育て力の低下も指摘されており、安心して妊娠・出産・子育てができるような支援がより重要となっています。安心して子どもを産み、健やかに育てていくために、引き続き定期的な健康診査や保健指導、妊娠・出産への知識の普及等の母子の健康づくりが重要であるとともに、地域ぐるみで子育て支援を推進することにより、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を支援していくことが大切です。

施策の推進方向

- (1) 乳幼児の高い健診受診率を維持しながら、健診未受診者の把握に努め、関係機関と連携を強化し、健康診査や健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していきます。
- (2) 妊娠期から子育て期にわたって、保護者が孤立せず、安心して子育てできるような切れ目のない相談支援体制をより充実していきます。
- (3) 健やかな妊娠、出産の実現のため不妊治療を支援していきます。

施策名	内容	担当課
早期の養育支援	妊娠から出産や育児について、養育上の支援を要する家庭を早期に把握し、適切なフォローに努めます。	保健センター・予防 歯科センター
支援を要する母子への 保健指導	母子の心身の健康管理や保持増進のため、訪問希望のある人や若年や高齢妊婦などの支援を必要とする人へ家庭訪問等を行い、産後の生活や育児に関し必要な保健指導を行います。	保健センター・予防 歯科センター
乳幼児健康診査	乳幼児の健康の保持増進のため、疾病又は異常の早期発見に努めるとともに、身体的発育及び精神的発達並びに社会適応に関する指導や相談を行い、支援していきます。	保健センター・予防 歯科センター
未熟児養育医療制度	未熟児養育医療制度に基づき、医療費等を給付します。	保健センター・予防 歯科センター
幼児精神精密健康診査	医師などによる発達相談、助言により子どもの健全な発達を促します。必要に応じて、療育機関などを紹介します。	保健センター・予防 歯科センター
就学までの継続支援	3歳児健康診査の終了後においても、保健や福祉、教育の各分野が相互に連携して、子どもの成長に応じた支援を切れ目なく行います。	保健センター・予防 歯科センター
不育症治療支援事業	不育症についての検査及び治療を受けられた夫婦に対し、経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない検査及び治療費の一部を助成します（所得制限あり）。	保健センター・予防 歯科センター
定期予防接種の推進	国における定期予防接種化などの制度変更、さらに適切に対応するため、接種機関の確保などの体制づくりとともに、市民への周知を図ります。	保健センター・予防 歯科センター

目標とその達成状況

指 標		方向性	現状値	目標値 (令和13年)
①乳幼児健康診査受診率（健診後の状況把握者含む）		↗	99.9%	99%
②MR（麻しん・風しん）第1期の予防接種を終了している者の割合		↗	94.8%	100%
③妊娠から出産、及び産後の保健・医療サービスについて満足している親の割合		↗	86.1%	87%
④かかりつけの小児科医（医師）をもつ親の割合	1歳6か月児健診	↗	83.0%	100%
	3歳児健診	↗	92.8%	100%
⑤事故防止対策を実施している家庭（人）の割合	1歳6か月児健診	↗	86.8%	100%
	3歳児健診	↗	87.0%	100%
⑥子育てに自信が持てない親の割合	1歳6か月児健診	↘	34.0%	20%
	3歳児健診	↘	42.0%	20%
⑦子どもを虐待していると思う親の割合	1歳6か月児健診	↘	5.7%	0%
	3歳児健診	↘	5.8%	0%
⑧ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある親の割合	1歳6か月児健診	↗	90.6%	85%
	3歳児健診	↗	79.7%	75%
⑨育児について相談相手のいる親の割合	1歳6か月児健診	↗	88.7%	100%
	3歳児健診	↗	92.8%	100%
⑩妊娠中の喫煙率（再掲）		↘	1.2%	0%
⑪妊娠中の飲酒率（再掲）		↘	2.9%	0%

① の現状値：川西市 乳幼児健康診査実績（令和3年）

② の現状値：川西市 予防接種実績（令和3年）

③～⑪の現状値：令和4年度川西市健康づくりについてのアンケート調査

基本施策2 思春期世代の健康（学校保健等）

現状評価と課題

子どもにとって、身体活動が身体的・心理的・社会的に良い影響を及ぼすと言われています。そのため、運動習慣を有する子どもの割合を増やすことで、心身の健康の保持・増進や体力の向上を図り、健康で活力に満ちた長寿社会の実現につなげることが重要です。

また、健康づくりに必要な正しい知識や行動を身につけ、情報を自ら得るとともに、健康について自ら考え適切な行動をとることができるようになることが重要です。

子どもの健康の保持・増進については、保健や医療の関係者だけでなく、教育機関との連携が重要となります。また、思春期の性や妊娠等に関する相談先を認知し、必要時に一人で抱えず相談できるようにすることが必要です。

20歳未満の者の喫煙や飲酒は法律で禁止されていることや、思春期以降の健康管理の大切さを見据えて、20歳未満の者における喫煙防止と飲酒防止を総合的に取り組む必要があり、保護者に対し健康についての正しい知識の啓発が必要です。そして、子どもの頃からの健康的な発育や生活習慣の形成をしていくために、その基礎づくりとして、学童期から生活習慣病予防に取り組むことが必要です。

施策の推進方向

- (1) 運動習慣を有する子どもの割合を増やし、心身の健康の保持・増進や体力の向上を図ります。
- (2) 喫煙や飲酒、薬物乱用の防止を図るため、イベント等を通して啓発を強化します。
- (3) 体と心の健康を自らがつくるなど、体と心を一体としてとらえた教育や相談を進めます。

施策名	内容	担当課
学校安全の推進	児童や生徒の安全意識を高め、学校管理下における事故の減少を図るなど、学校安全の一層の推進を図ります。	教育保育課
家庭や地域、学校の連携による学校保健活動	学校保健会での取組や保健教育などを通して、学校関係者のみならず、家庭や地域との連携を深め、三位一体となった学校保健活動を推進します。	教育保育課
学校保健会の充実	学校園における保健活動を組織的かつ円滑に推進するため、学校保健会の一層の充実を図ります。	教育保育課
家庭での健康づくり支援	生活の基盤である家庭で、心の健康や正しい食生活、適切な運動など健康づくりのための知識を家族ぐるみで学べるよう、効果的な啓発活動に取り組みます。	教育保育課

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値 (令和13年)
① 健康診断結果をもとに行った治療勧告を受けて、病院受診した割合（小学校・特別支援学校小学部）	↗	73.0%	調整中
② 健康診断結果をもとに行った治療勧告を受けて、病院受診した割合（中学校・特別支援学校中学部）	↗	48.9%	調整中

①②の現状値：教育保育課（平成3年）

基本施策3 高齢世代の健康

現状評価と課題

高齢世代のやせは、肥満よりも死亡率が高くなると言われています。BMI 20 以下の者の割合は、疾病や老化などの影響を受け、65 歳以上で年齢の上昇に伴い増加します。今後、75 歳以上人口が急増し、要介護者の大幅な増加が見込まれる中で、低栄養傾向の高齢者の増加を抑制することは、健康寿命の延伸に寄与する可能性が高く重要です。

また、高齢世代では、家族構成や働き方も変化し、豊かな老後を過ごすための時期に入ります。段階的に社会とのつながりが弱くなる傾向があるため、第二の人生に向けて新たな仕事や趣味を通じて生きがいを見つけたり、地域活動に参加できるよう健康の維持管理が重要になります。

アンケート調査結果では、フレイルという言葉も意味も知らない人の割合が、男性の65～74歳の半数、女性の65～74歳の約4割となっており、フレイルに関する情報提供等が必要です。

高齢期は加齢に伴う身体の変化、体力の低下がみられる時期でもあります。介護予防の観点からも、身体機能の維持に向けた運動の実施、栄養バランスのとれた食事と、噛む力、飲み込む力といった口腔機能を維持し、自分に合った食生活を実践する等、健康の維持増進のための取組が求められます。

施策の推進方向

- (1) より早期からのフレイル予防に取り組みます。
- (2) 適正な食生活を実践するための情報提供や料理体験などを行います。
- (3) 高齢者の歯の喪失予防や口腔機能の低下を防止することで、8020健康長寿社会の実現を図ります。

市民の取り組み

- ・普段から、日常生活の中で取り入れやすい気軽な運動の情報に関心を持ちます。
- ・日常生活の中で、体を動かすことを心がけます。
- ・食後や就寝前には、歯みがきなどで歯と口のケアをします。
- ・お米を主食に、主菜・副菜をバランスよく食べます。
- ・定期的に健康診査や歯科健診を受けます。
- ・かかりつけ歯科医を持ちます。

(一般歯科医院、ふれあい歯科診療所、訪問歯科センター)

事業者等の取り組み

- ・健康づくり関係団体において、運動のきっかけをつくります
- ・食に関する地域活動団体は、食のイベントや地域での行事に積極的に参画し、健康に関する情報を発信します。
- ・誤嚥性肺炎の予防等、正しい知識の情報発信に努めます。
- ・歯科医療機関は、安全に歯科治療や口腔ケアを受けることができるように、かかりつけ医、福祉関係施設など関係機関と連携します。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
食事診断の利用促進	保健センターの事業参加者に対し、食事診断を行い適切な指導を行います。	保健センター・予防歯科センター
健康教室の開催	参加者の健康維持・改善を図る多面的な健康教室を開催します。	保健センター・予防歯科センター
運動実践に関する情報発信と支援体制の整備	身近な地域で運動を実践・継続できるよう、市内運動施設などの情報集約を行い、目的に応じた施設や事業の案内に努めます。	保健センター・予防歯科センター 文化・観光・スポーツ課
日常生活における運動の啓発	歩くことを基本とした取組の実施やきんたくん健康体操の普及に努め、市民の運動習慣の定着を図ります。	保健センター・予防歯科センター
機能訓練の充実	麻痺や拘縮（関節がかたくなって動きにくくなること）等の機能障がい及び日常生活活動動作等の能力障がいに対する指導や訓練を実施します。また、介護予防担当所管と協力・連携しながら、老化等による機能低下の防止に努めます。	保健センター・予防歯科センター

施策名	内容	担当課
正しい知識の普及と啓発	講演会や口腔ケア研修会などで、口腔ケアの必要性や実習ができる機会を提供します。また介護予防教室などで要介護になる前からの健康教室や嚥下体操など、歯と口や栄養に関する情報を発信します。	保健センター・予防 歯科センター 介護保険課
「かかりつけ歯科医」の推進 定期歯科健診・定期歯石除去の啓発【再掲】	歯と口に対する保健・医療・福祉を提供する「かかりつけ歯科医」を市民が持ち、定期的に歯科健診、歯石除去を受けるよう啓発に努めます。	保健センター・予防 歯科センター

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値 (令和13年)
① 「フレイル」の言葉も意味も知っている人の割合	↗	36.2%	%
② 「オーラルフレイル」の言葉も意味も知っている人の割合	↗	23.2%	%
③ 低栄養傾向の高齢者の割合	↘	21.9%	%

①②の現状値：令和4年度川西市健康づくりについてのアンケート調査

③の現状値：令和4年度川西市健康づくりについてのアンケート調査（BMI20未満）

第5章 歯と口の健康づくり

基本施策1 生涯を通じた歯科疾患の予防と歯と口の働きの維持・向上

現状評価と課題

歯周病は、糖尿病や脳卒中、心血管疾患などの生活習慣病や、認知症、誤嚥性肺炎など全身疾患の発症に関わることが明らかになっているため、歯及び口腔の健康づくりは非常に重要です。

また、歯や口腔の健康の衰えは、栄養不足等の問題にもつながるため、80歳で20本以上自分の歯を保つことを目指し、生涯、口から食事がとれるよう、幼少期から歯や口腔のケアを行うことが大切です。健康な歯でしっかりかんで食べることは、脳の活性化にもつながり、認知症予防等に役立ちます。

アンケート調査によると、歯と口の健康のためにふだん気をつけていることについて、「食後に歯みがきや口をすすぐことを心がけている」「歯間ブラシや糸ようじなどの補助的清掃用具を使っている」「定期的（年に1回以上）に歯科医院で歯の検診を受けている」などの意見が上位に挙がっています。

また、「8020運動」の認知度は、約7割となっています。しかし20歳代の認知度が低く、継続した課題となります。

歯周病と全身の健康について知っていることは、「糖尿病だと歯周病にもかかりやすく、また歯周病が糖尿病を悪化させる」が41.8%と最も高く、次いで「喫煙は歯周病にかかりやすくし、歯周病を悪化させる」が34.2%、「歯周病菌が動脈硬化を促進することがある」が31.8%となります。

口腔ケアが誤嚥性肺炎を予防することへの認知度は、44.1%であり、性・年齢別で見ると、50歳以上の女性で「知っている」の割合が高くなっています。

お子さんのむし歯予防のために気をつけていることについて、「仕上げ磨きを毎日している」「フッ素（フッ化物）入りの歯みがき剤を使用している」「甘い食べものや飲みものの摂り方に注意する」などの意見が上位に挙がっています。

令和4年6月に閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針2022（骨太方針2022）に、国民が年代問わず歯科健診を受けられる制度の実現を目指す方針として「国民皆歯科健診」が盛り込まれました。

兵庫県では平成 27 年に設置した「兵庫県口腔保健支援センター」において、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりに総合的に取り組んでいます。

今後も、歯や口腔の健康づくりのため、かかりつけの歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受けることが必要です。また、「8020 運動」の推進に向け、ライフステージに応じた歯科保健事業に取り組むとともに、「よく噛み、飲み込む力」の育成に取り組むことで、口腔機能の維持・向上を図り、生涯にわたる歯と口の健康づくりを進めることが必要です。

※むし歯：口の中にいる細菌が、私達が食べたり飲んだりする糖分を餌にして作りだした酸によって、歯が溶けた状態のこと。

※歯周病：歯をささえる歯ぐき（歯肉）や骨（歯槽骨）が壊されていく病気。

※歯肉炎：歯周病の初期で、炎症が歯ぐき（歯肉）に限局している。

ライフステージの特性

【 妊娠期・胎児期 】

女性ホルモンの分泌量の増加等や、食生活の変化やつわり等により口腔衛生状態が悪化しやすい状態になり、歯周病にかかりやすく、重症化しやすい時期です。

また、重度の歯周病は低体重児出産の原因になるなど、本人だけでなく胎児にも影響を与えていると言われています。

【 乳幼児期 】

乳歯が生え、食生活の基本ができる時期です。

発育に応じた指導と、むし歯の発生や進行に影響する食生活や生活習慣に対する対策が必要です。

【 学童・思春期 】

乳歯から永久歯に生え替わる時期です。生えたての永久歯はむし歯になりやすく、また、5、6 歳頃から 11、12 歳頃は、乳歯と永久歯が混在して、交換期のグラグラした歯や生えかけの歯があるために、隅々までの歯みがきが難しい状態にあります。

そのうえ、食事面でも上手に噛むことが難しく、口の中が汚れやすくなることなど、歯肉炎をおこしやすい環境となり、この時期の歯肉炎は成人の歯肉炎や歯周病の引き金になることが考えられます。

保護者のサポートとともに自身の健康に対する意識の向上が求められます。また、20歳以上の成人の約8割が歯周病になっていると言われていたため、小学校高学年頃から、むし歯に加え歯肉炎の予防についても歯科保健指導の課題となってきます。

【 青壮年期 】

歯周病対策を進めるためには、自己によるセルフチェックやケアと歯科専門家によるプロフェッショナルチェック（定期歯科健診）やケア（歯石除去やPMTC※）の両方が大切です。また、歯周病や糖尿病、喫煙、心疾患等の生活習慣病や早産との関係に関する知識を深めることも大切です。

【 高齢期 】

加齢に伴い、入れ歯の使用や口の乾燥、だ液の減少等で歯の自浄作用が低下することにより、歯や口のトラブルをおこしやすくなります。

この些細なトラブルを「オーラルフレイル※」と言い、全身の虚弱（フレイル）の入り口と言われています。

筋力の低下や歯の喪失等による、嚙んで飲み込むなどの口腔機能の低下を防止することで、8020健康長寿社会の実現を図ります。

※PMTC：歯科医院で専用の器具を用いて行う歯の清掃のこと。毎日の清掃に加えて定期的に受けることでバイオフィームと言われる、歯の表面に強力に付着した細菌のかたまりや着色汚れを徹底的に取り除き、むし歯や歯周病を予防する。

※オーラルフレイル：滑舌の低下やわずかなムセ、食べこぼしや嚙みにくい食品が増える等、軽微な口腔機能の低下から始まる口の衰えで、身体フレイルにつながる。改善すれば元に戻る状態。

施策の推進方向

- (1) 関係機関との連携により、ライフステージに応じた歯科保健事業に取り組み、「8020運動」の推進に努めます。
- (2) 「噛む・かむ・カミング 健康づくり ～ひとくち30回運動～」を推進するため、「よく噛み、飲み込む力」の育成に取り組むことで、口腔機能の維持・向上を図り、生涯にわたる歯と口の健康づくりを推進します。
- (3) 歯周病を有する者を減少させることにより歯の喪失を防止するとともに、糖尿病等の全身疾患の重症化リスクの軽減等により全身の健康の保持・増進を図ります。

市民の取り組み

- よく噛んで食べることを意識します。
- 食べ物や飲み物の選び方、食べ方にも気をつけます。
- 食後は、お茶を飲む、ブクブクうがいをする、歯みがきをする等、きれいな口を維持できるようにします。
- 毎日1回はていねいに歯ブラシによる歯みがきや、歯間ブラシや糸ようじ（デンタルフロス）などで歯間清掃をする習慣を持ちます。（特に就寝前）
- かかりつけ歯科医を持ち、定期歯科健診や歯石除去、歯面清掃などを受けます。
- 異常や自覚症状等、気になることがあるときは早めに受診します。
- 自分や家族の歯や口の健康に興味を持ちます。
- 歯と口の健康セミナーや広報など市が発信する情報などに興味を持ちます。

事業者等の取り組み

- 市歯科医師会や、歯科衛生士会等の団体は歯の健康づくりのために、かかりつけ歯科医を持つことやよく噛んで食べることを普及し、8020運動を推進します。
- 生涯を通じた歯の健康づくりのため、市や各種機関と連携して、定期的な健診の受診、ブラッシング指導、口腔機能向上等を推進していきます。

市の取り組み

施策名	内容	ライフステージ	担当課
妊婦歯科検診 妊婦歯科保健指導	妊娠をきっかけに、重症化しやすい歯周病の予防や妊娠中につくられる子どもの歯についての知識等、母子ともに生涯健康な自分の歯で過ごすための情報を提供します。 ・妊婦歯科教室（母親学級） ・妊婦歯科検診（歯科医院）	妊娠期 胎児期	保健センター・ 予防歯科センター
乳幼児歯科健診 乳幼児歯科保健指導	母子保健法に基づく乳幼児歯科健診と、歯科保健指導により、乳歯から永久歯への健全な口腔の育成や食べる力を育てるための情報提供や支援をします。 ・もぐもぐ離乳食教室 ・1歳児親子歯科健診 ・1歳6か月児健康診査歯科健診 ・2歳児のびのび教室 ・3歳児健康診査歯科健診 ・2.6歳児・3.6歳児歯科健診	乳幼児期	保健センター・ 予防歯科センター 教育保育課

施策名	内容	ライフステージ	担当課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4歳児・5歳児歯科健診 ・ 保育所歯みがき指導 		
学校歯科検診 歯科保健啓発事業	毎年の歯科検診に加え、乳歯から永久歯への交換期にあわせて歯みがきの確認や、むし歯や歯周病の知識を普及啓発します。	少年・思春期	学校教育課
歯周病検診 歯周病予防啓発事業	<p>歯周病の予防と早期発見のため、予防歯科センターや歯科医院で歯科健診や歯科相談を実施します。また、口腔がん検診を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民歯科健診 ・ 健康診査歯科健診 ・ 口腔がん検診 ・ 歯科相談 ・ 成人歯科検診(歯科医院) 	青年・壮年期 高齢期	保健センター・ 予防歯科センター 医療助成・ 年金課
食と歯の健康教室	<p>生活習慣病を予防、改善するための食生活や歯と口の健康、口腔機能の維持等についての教室を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防教室 	全世代	保健センター・ 予防歯科センター
歯と口の健康 セミナー	全身の健康ともかかわりの深い歯と口の健康に必要な最新情報の提供や口腔疾患の予防・治療のセミナーを開催し、生涯を通じた歯と口の健康づくりに関する知識を普及啓発します。		
歯と口の健康 週間事業	一生自分の歯でおいしく食べ、楽しく健康に生活するため、基本となる「歯と口の健康」について意識啓発となる事業や催しを行います。		
「かかりつけ歯科医」 の推進 定期歯科健診・定期 歯石除去の啓発	歯と口に対する保健・医療・福祉を提供する「かかりつけ歯科医」を市民が持ち、定期的に歯科健診、歯石除去を受けるよう啓発に努めます。		

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値 (令和13年)
①むし歯のない3歳児の割合	↗	91.2%	95%
②定期的に(年1回以上)歯科健診を受けている市民の割合	↗	47.8%	50%
③かかりつけ歯科医を持っている市民の割合	↗	76.3%	80%
④8020運動を知っている市民の割合	↗	69.8%	75%

①の現状値：川西市 歯科健診（令和4年）

②③④の現状値：令和4年度川西市健康づくりについてのアンケート調査

基本施策2 支援が必要な人の健康づくり

現状評価と課題

障がい者（児）や要介護者などの特別な配慮を要する者は、身体機能や認知機能の障がいなどにより、自ら口腔のケアを行うことや歯科受診が困難な場合があるため、むし歯や歯周病などになりやすい状況にあります。自身での口腔のケアや、介助者による口腔のケアを支援するとともに、診療には特別な配慮をする必要があります。

口腔ケアの不足や口腔機能の低下は、発熱や肺炎等全身の健康へも影響を及ぼします。そのため、口腔機能を維持・向上させることで、疾病の発症リスクの低減や要介護状態等の重度化防止を図る必要があります。

アンケート調査結果をみると、60～64歳の男性で口腔機能を維持・向上する方法を知らない人が多くなっています。

高齢者におけるそしゃく機能は、その良否が栄養摂取状況や運動機能とも密接な関連性を有するため、そしゃく等の口腔機能の維持向上は重要です。そしゃく機能を維持するためには、歯周病を早期発見し、治療につなげるための定期的な歯科受診が必要です。さらに、全身機能の低下につながらないようにオーラルフレイルを予防する取組が必要です。

要介護者・障がい者（児）の特性

- ・歯みがき等の口の手入れを自分では十分にできないことがあり、むし歯や歯周病のリスクが高くなります。
- ・要介護や障がいの状態によっては、コミュニケーションがうまく取れないことで、歯の痛みや入れ歯の不具合等を十分に伝えられず、むし歯や歯周病の症状が進行してしまうことがあります。また、それらは食欲の低下や栄養不良につながり、全身の健康にも影響を与えます。
- ・だ液分泌の低下や、食べる、飲み込む等の口腔機能の低下により、自浄作用（だ液が食べて汚れた口の中を洗い流す作用）が低下するため、健康な方に比べて口の中が汚れやすくなり、食べ物やだ液などを誤嚥しやすくなります。
さらには、誤嚥により汚れた口の中の細菌が肺に入ること、「誤嚥性肺炎」をおこすことになります。肺炎は、高齢者の死因の上位になっているため、注意が必要です。
- ・服用している薬によっては、だ液の分泌を抑えたり、歯ぐきの炎症や肥大をまねくものもあります。

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値 (令和13年)
① 「オーラルフレイル」の言葉も意味も知っている人の割合	↗	23.2%	%
② 50歳以上におけるよく噛んで食べることができる人の割合	↗	%	%

① の現状値：令和4年度川西市健康づくりについてのアンケート調査

② の現状値：国民健康・栄養調査

第6章 食育推進による健康まちづくり ～川西市食育推進計画～

人々が健康でいきいきと生活するには、「食」が非常に重要です。「食」は人の生活そのものであり、バランスの取れた食事を楽しく食べることが、健康な体づくり、いきいきとした生活には欠かせません。

現在の日本は、食料が豊かになり、多種多様な食材が簡単に手に入るようになっていきます。しかし、ライフスタイルの多様化により、孤食・個食・固食などの問題、伝統食や行事食などの継承がされていないといった問題が起きています。また、食に関する情報が溢れているものの、食に関する知識が乏しいため、栄養バランスの偏った食事をする人も少なく、生活習慣病の増加が引き起こされています。さらに、大量の食品ロス、食への感謝の心が薄れるといった問題も生じています。




健康や食を取り巻く環境の変化、社会のデジタル化など、食育をめぐる状況を踏まえ、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、世代に応じた食育の推進、持続可能な食を支える食育の推進、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進に重点をおいた取組が求められます。また、持続可能な世界の実現を目指すため、SDGsの考え方を踏まえた食育を推進する必要があります。

本市では、生産から流通、消費、廃棄などの“食”の循環において、これまで地場産物の販売や“いちじく”“もも”などの特産品を通じた農産物のPR活動、商業の振興、学校給食における米飯給食、家庭でのごみ減量に関する取組み・ごみ減量に向けた啓発など、それぞれの場面で「食育」にかかわる様々な取組を行ってきました。

また、子どもから青年期、壮年期、高齢期まで、すべてのライフステージに応じて「食育」について考える力を育み、家庭（個人）で育む「食育」から、学校や保育所等、地域で育む「食育」へとつないできました。

市民一人ひとりが感じる「おいしさ」「たのしさ」から“食”への理解と行動が生まれます。最も身近な食育を实践する場である家庭から、学校や保育所等、地域へとその取組をひろげ、将来にわたって“元気なかわにし”を創造していく食育の活動を、今後も継続的に展開していくことをめざします。

ライフステージに応じた食育の取り組み

ライフステージ	乳幼児期（妊娠期含む）	学童・思春期（6～17歳）
各世代の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・自我の芽生え～確立 ・生きるための力の礎の育みとして“食べる”ことの基本を生活リズムに落とし込む 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康的な体と情緒の基礎ができる ・第一次成長期 ・学校などの集団生活において、健康や成長について“食”のあり方を考え始める
食生活のテーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・“食”を楽しみにできる ・保護者の食生活の営みがダイレクトに子どもに反映する 	<ul style="list-style-type: none"> ・“食”を楽しみにできる ・保護者の食生活の営みも子どもに反映するが、成長期に応じて子ども独自の食形態が始まる
食生活の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ムラ食い ・摂食機能に応じた偏食 ・生活リズムの夜型化開始 ・菓子類の習慣化 	<ul style="list-style-type: none"> ・食生活の多様化（孤食/個食/子食…） ・ファストフード嗜好傾向 ・朝食の欠食の発生 ・生活リズムの夜型化の習慣化 ・食のマナーの習得
基本目標 1		<ul style="list-style-type: none"> ・農作物の栽培・収穫など、自然とふれ ・生産者や自然の恵みに感謝し、「いただき」 ・日本の食文化や外国の食文化を理解し ・食の尊さ、役割、大切さを理解しま
“食”からひろがる 健やかな体と 豊かな心づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関心を持ち、食に関する情報を収集します。 ・生活リズムを整え、早寝・早起きを習慣にして、朝ごはんを必ず食べます。 ・毎日3食、規則正しい食事時間で、よく噛んで時間をかけて食事をします。 ・無駄なく調理し、残さずに食べます。 ・家族がそろって、楽しく食事する時間を増やします。 ・みんなで協力しながら食事の準備や調理、後片付けをするなど、料理をする機会を ・食事に関するいろいろなマナーを学び、伝えます。 ・家庭やふるさとの味を、子どもたちに伝えていきます。 	
基本目標 2		<ul style="list-style-type: none"> ・新鮮で安心な地場産野菜を食べます。 ・食品表示や食品の見分け方の知識を学 ・食べ物に感謝し、『もったいない』を実
“食”からひろがる 地域のつながり		
基本目標 3		<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する正しい情報を、積極的に収 ・地域の食を通じたイベントなどに、積 ・生産や流通の仕組みを学びます。
次世代へつながり ひろがる食育の“輪”		
	母子保健	学校保健
行政の食育事業例	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診 ・乳幼児の食育教室（親子料理教室など） ・保育所等の園庭開放や地域交流 ・保育所等の栽培体験や食育活動 ・子育てフェスティバル ・家庭での災害備蓄品の啓発 ・かわにし食育フォーラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校等の給食や食育教室 ・小学校での栽培体験 ・小児生活習慣病予防講演会

青年期（18～39 歳）	壮年期（40～64 歳）	高齢期（65 歳～）
<ul style="list-style-type: none"> ・第二次成長期を経ての成人としての体と精神の完成 ・単身者が多くなるとともに、新たな“家庭”をつくる ・親盛りと働き盛り 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病を見据えた日々の営み ・働き盛り（社会的責任の増加） ・心身の衰えを感じ始める 	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の衰えが顕在化 ・健康寿命の延伸を見据えた生活習慣の実践 ・食生活の営みにサポートを要し始める
<p>・“食”を楽しみながら、自分に適切な“食”のあり方を選択し実践する</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・外食や中食の利用の増加・生活リズムの多様化 ・特に若い女性の痩身志向と、若い男性の朝食の欠食の常習化 ・生活リズムの夜型化の慢性化 ・食文化の継承 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防/改善を踏まえた食生活の実践 ・歯周病による歯の喪失 ・食文化の継承 	<ul style="list-style-type: none"> ・フレイル予防 ・オーラルフレイル予防 ・介護予防 ・一定の支援を受けても、自律した食生活の営み ・食文化の伝承
<p>あう機会を持ちます。 きます」、「ごちそうさま」のあいさつをします。 ます。 す。</p>		
<p>増やします。</p>		
<p>びます。 践します。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体などは、積極的に食の安全に関する知識の普及に努めます。 ・地元の食材や旬の食材を使って料理をします。 ・食品の賞味期限・消費期限等の情報を活用するなど、計画的に食品を購入することで、食品を無駄にしないようにします。 ・生ごみを減らす工夫をします。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・災害などの緊急時に備え、1人3日分程度の水や食糧を確保します。 ・未来の活力・魅力のある地域や社会をめざし、みんなで食育の輪をひろげます。 		
<p>集します。 極的に参加します。</p>		



成人保健

口腔・歯科保健		
<ul style="list-style-type: none"> ・母親学級 ・プレママ&パパの離乳食教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・低栄養の予防・改善に向けた介護予防事業（いきいき元気倶楽部等）
<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防教室等 		

基本施策 1 “食” からひろがる健やかな体と豊かな心づくり

～家庭や学校・保育所等における食生活と食文化の継承～

現状評価と課題

学童・思春期は心身の発達が著しく、体をつくる大切な時期であるとともに、生活習慣を確立する時期でもあります。早寝・早起き・十分な睡眠時間、きちんと朝食を食べること等の規則正しい生活リズムは心身の健全な発達のために重要です。

アンケート調査によると、食事をゆっくりよくかんで食べる割合は 24.2%となっています。性・年齢別で見ると、30～39 歳の男性 4.3%、女性 13.6%で男女共に割合が最も低いのが現状です。

作法（マナーやしつけ）について、あなたやあなたの家庭で意識していることで「よく噛んで食べる」の割合は 41.1%となっています。性・年齢別で見ると、60～64 歳男性 19.2%、30～39 歳女性 34.1%で割合が最も低いのが現状です。

「毎日の食事で、「量やカロリー」をどの程度気にしていますか。」の割合は「やや気にする」が最も高く、38.0%となっています。性・年齢別で見ると、20～29 歳男性では「あまり気にしない」45.5%、「気にしない」18.2%が最も割合を占めています。男性に比べ、女性の方が各世代で気にしている割合が高くなっています。

「毎日の食事で、「栄養バランス」をどの程度気にしていますか。」の割合は「気にする」が最も高く、41.8%となっています。性・年齢別で見ると、60～64 歳男性では「あまり気にしない」26.9%、20～29 歳男性では「気にしない」27.3%と割合が高くなっており、男性に比べ、女性の方が各世代で気にしている割合が高くなっています。

20・30 歳代は、これから親になり、家庭の食育を次世代に伝えつなげていく世代です。子どもの健康的な心身を育むために、また自らの生活習慣病の予防を念頭に正しい知識を身につけ、望ましい食生活を実践することが必要です。40 歳代以降は、将来も健康で健全な食生活を送ることを意識し、生活習慣病の予防、改善に加え、積極的な健康づくりのために望ましい食生活を継続する必要があります。食事バランスガイドのような具体的でわかりやすい目安の普及や朝食を毎日食べることについての啓発が必要です。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
健診や各種教室を通じた食育の啓発	健（検）診後の健康相談会や各種健康教育のほか、健やかな出産・発育を導くとともに、母性を育む食生活や日常生活での健康的な食生活の営みについて啓発します。	保健センター・予防 歯科センター
保育所、幼稚園、学校における、収穫体験や農業体験の充実	田植えや稲刈り、芋ほりなどの農業体験など、栽培・収穫活動を実施します。	教育保育課
学校における食育の推進	「学校における食育の目標と基本方針」に基づきながら、これまで取り組んできた食育を市健幸まちづくり計画（第2次市食育推進計画）と整合を図り、各学校において組織的・計画的に、さらに充実して実践します。	教育保育課
保育所における食育の推進	（仮称）川西市健康増進計画と整合を図った保育所食育計画を策定し、各保育所において組織的・計画的に食育を実践します。	給食課
給食内容の充実	保育所や学校での給食を通じて、子どもの食への関心を深めます。また、子どもたちの誰もがより良い給食を食べることができるよう環境を整備します。食物アレルギーを有する子どもについても、各家庭における定期的なかかりつけ医の診断と処方箋に基づきながら、保護者と担任と給食担当者らが連絡を密にし、健やかな成長や発達に支障が出ないように努めます。	給食課 教育保育課
給食を通じた子どもの豊かな心の育成	安定した人間関係と楽しい雰囲気の中で様々な食活動を体験し、豊かな心を育むとともに正しい食事マナーの習得を図ります。	給食課 教育保育課
給食だより・献立表などによる啓発	給食だよりや献立表などを通じて、食の大切さや家族団らんの大切さ、栄養に関する情報提供等を行います。	給食課
子どもを対象とした講座・調理実習等の開催	子どもを対象とする食育の講座、家庭科や特別活動での調理実習や調理体験を実施し、子どもの食育への関心を高めます。	教育保育課
就学前児童に対する食育にかかわる情報の発信	保育所の子育て支援ルームなどを活用し、未就学児を対象とした食育にかかわる情報を発信します。	教育保育課
小児生活習慣病検診の実施	生活習慣病の予防及び早期発見のため、市医師会への委託により、小学4年生を対象に、生活習慣のアンケート調査と精密検査（血液検査、体脂肪・血圧測定等）、希望者に個別で食事や運動指導、講演会を行う「小児生活習慣病検診」を実施します。	教育保育課
災害など非常時の備えへの啓発	災害に備え、市地域防災計画に基づき計画的な食糧等の備蓄を行うとともに、家庭での食糧等の備蓄についても啓発を行います。また、初期の避難所などでの食生活支援マニュアル等の定期的な見直しや検討を行います。	危機管理課 保健センター・予防 歯科センター

目標とその達成状況

指 標		方向性	現状値	目標値 (令和13年)
①「食育」の言葉も意味も知っている人の割合の増加		↗	59.9%	85% ※(100%)
②自分は「健康だ」「どちらかという健康だ」と感じている人の割合の増加		↗	77.6%	90%
③朝食を食べなかった人の割合の減少 (2日間の平均) 【再掲】	20歳代	↘	12.2%	4%
	30歳代	↘	16.2%	
④毎日の食事で、「栄養のバランス」を気にする人の割合の増加		↘	79.5%	90%
⑤毎日の食事で、「量やカロリー」を気にする人の割合の増加		↗	72.2%	90%
⑥食事中、よくかんで食べる人の割合の増加		↗	24.2%	60%

※目標値において、「(100%)」の表記については、理念としての最終目標を示している。

①～⑥の現状値： 令和4年度川西市健康づくりについてのアンケート調査

基本施策2 “食”からひろがる地域のつながり

～地域における健全な食環境と循環～

現状評価と課題

健全な食生活の実現には、食品表示の見方や食品の選択方法、適切な調理・保管の方法等について正しい知識を持ち、行動することが重要です。

食品の安全性の確保は食生活における基本的な問題であり、本市のアンケート調査結果においても、“食”の安全を気にする人の割合は高くなっています。しかし、地場産野菜を買う人の割合は減少傾向にある他、食品を購入する前に本当に必要か考える、食べ物を大切にし、感謝する、等の食育活動に関心が高い人の割合は減少傾向にあります。

「地産地消」や「旬産旬消」は、生産者の顔が見える地元で採れた新鮮で安全な農産物の供給とともに、流通にかかる環境負荷の少ない仕組みであり、食の安全・安心を確保していく重要な取組となります。

市民一人ひとりが食品ロスの現状を把握し、その削減についての認識を深め自ら主体的に取り組むことが重要です。さらに食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食に関わる人（生産者・流通者・製造者・消費者）に支えられていることを交流や体験を通じて理解し、感謝の念を深めることができる環境づくりの推進が必要です。

施策の推進方向

- (1) 地産地消を知って、ふるさと川西を味わえる施策を進めます。
- (2) 環境と調和のとれた持続可能な消費行動に配慮した食育を推進します。
- (3) 事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を推進します。

市民の取り組み

- ・新鮮で安心な地場産野菜を食べます。
- ・食品表示や食品の見分け方の知識を学びます。
- ・関係団体などは、積極的に食の安全に関する知識の普及に努めます。
- ・地元の食材や旬の食材を使って料理をします。
- ・地域における様々な共食の場づくりを行います。
- ・食べ物に感謝し、「もったいない」という意識を持ちます。
- ・農作物の栽培や収穫など、自然とふれあう機会を持ちます。
- ・食品の賞味期限や消費期限等の情報を活用するなど、計画的に食品を購入することで、食品を無駄にしないようにします。
- ・生ごみを減らす工夫をします。

事業者等の取り組み

- ・地域活動団体は各種講座を通じて、栄養と食品の正しい知識を普及します。
- ・食に関する事業者は、地域の食育活動団体を支援します。
- ・食にかかわる各種団体や事業者は、団体の特色を活かし自主的に食育に取り組みます。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
食の安全・安心に関する知識の普及と啓発	正しい知識に基づいて食材を選択できるよう、食の安全に関する知識の啓発や情報提供を行います。	教育保育課 保健センター・予防 歯科センター
地場産物の販売	市内3か所の農産物直売所を通して地場産野菜の販売を支援し、生産者の顔が見える地場産物直売所の販売促進を図ります。	産業振興課
特産品のPR	特産である「いちじく」、「もも」などの即売会の開催や、農産物直売所への支援を行います。	産業振興課
食の情報を得る力の向上をめざす啓発	消費者啓発団体と協働し、食生活に関する正しい情報を的確に得るための啓発や情報提供を行います。	生活安全課 (消費生活センター)
給食における日本型食生活の充実	日本型食生活が実践できるようになるとともに、給食に地場産物の活用や旬の食材が提供できるよう、関係機関との連携を図ります。	給食課
米飯給食の推進	平成22年9月末からの完全米飯給食の取組を機に、給食を食べる子ども、給食を提供する職員も、食育のあり方を考え、さらなる発展をめざします。	給食課
にぎわいの創出	より多くの市民が地域で交流することや商業の振興などを通じて、多様な食育の考え方の裾野をひろげていきます。	保健センター・予防 歯科センター 産業振興課

施策名	内容	担当課
ごみ減量に向けた啓発	ごみ減量出前講座、ごみ減量チャレンジ・モニター制度等を通じて、リデュース（発生抑制）やリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）をひろげる啓発を行います。	美化推進課
食品廃棄物の減量に向けた取組の充実	「食べ残しゼロ運動」を推進するとともに、生ごみを堆肥化して、有効活用できるよう支援するなど、食品廃棄物の減量に取り組みます。	美化推進課

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値 (令和13年)	
①川西や近隣で栽培された野菜（地場産野菜）を「よく買う」「ときどき買う」人の割合の増加	↗	72.2%	90%	
②次の食育活動のうちに関心がある人や実践している人の割合の増加	・食品購入前に本当に必要かを考える	↗	45.8%	すべての項目について上昇
	・「マイバッグ」持参を心がける	↗	87.9%	
	・「買いすぎ」「作りすぎ」ごみを出さない	↗	52.9%	
	・過剰包装の食品を選ばない	↗	18.1%	
	・ばら売りや詰め替え用食品を購入	↗	36.2%	
	・フードマイレージや地産地消を意識する	↗	13.0%	
	・食べ物を大切にし、感謝する	↗	62.6%	

①②の現状値：令和4年度川西市健康づくりについてのアンケート調査

事業者等の取り組み

- ・食に関する事業者は、安全・安心な食べ物を提供します。
- ・地域活動団体は、食品表示の見方やゴミの減量・食品ロス等についての講座を充実させます。
- ・生産者等は、見学会や講習会等を通し消費者との交流を進めます。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
地産地消に関する情報提供	地場産農産物の販売所などの情報を収集し、ホームページや各種の広報媒体を利用しながら情報発信を推進します。	産業振興課
食育に関する地域の社会資源との連携による推進	食育に関する社会資源と、引き続き連携を図り、家庭や地域に食を通じた取組が浸透するよう支援を行います。	保健センター・予防歯科センター
「食育月間」、「食育の日」の普及と啓発	国の食育推進基本計画で定められた6月の「食育月間」や毎月19日の「食育の日」、県で定められた10月の「ひょうご食育月間」にあわせて、市独自のスローガンと行動目標や、減塩や野菜摂取などを勧め、また、家族や友人と一緒に楽しく食事をとることを普及啓発します。	保健センター・予防歯科センター
食育啓発の推進	栄養・食生活に関する積極的な情報提供に努めます。	保健センター・予防歯科センター

目標とその達成状況

指 標	方向性	現状値	目標値 (令和13年)
①食に関する作法で、「いただきます」「ごちそうさま」を言う人の割合の増加	↗	68.1%	85%
②食事を楽しいと思う人の割合の増加【再掲】	↗	52.3%	80% ※(100%)

①②の現状値：令和4年度川西市健康づくりについてのアンケート調査

市の取り組み

施策名	内容	担当課
阪神北広域こども急病センター	夜間・休日でのこどもの初期救急対応として、阪神北広域こども急病センターでの診療や電話による小児救急医療相談の周知を図ります。	保健・医療政策課
健康情報の提供	市広報誌やホームページをはじめとする様々な広報媒体による啓発及び健康情報の提供に努めます。	保健センター・予防歯科センター
食育啓発の推進【再掲】	栄養・食生活に関する積極的な情報提供に努めます。	保健センター・予防歯科センター

基本施策2 地域医療機関との連携・地域包括ケアシステムの構築

現状評価と課題

市民自身が自分の健康を自分で守るためには、安心して相談できる、かかりつけ医や歯科医、薬局を持つことが重要です。また、高齢化の一層の進展や疾病構造の変化など、地域保健医療を取り巻く環境の変化などから医療に対するニーズは多様化しています。

アンケート調査結果をみると、かかりつけ医師や歯科医師が「ある」人の割合が7割以上、かかりつけ薬局については「ある」人の割合が約5割半ばとなっています。

本市ではこれまで、市民への広報活動や市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会との連携を通じて、かかりつけ医等の普及と定着に向けた取組に努めてきました。

今後も、市の健（検）診事業の受診者拡大による疾病等の早期発見・早期治療を図りながら、より一層、かかりつけ医・歯科医・薬局の必要性の周知と定着の促進が必要です。

また、限りある医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するため、地域医療連携推進法人を通じて、医療機関相互間の機能分担及び連携を推進し、質の高い医療を効率的に受けられる環境を整備することが必要です。

さらに、誰もが、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要であり、医療と介護の連携、病院から在宅医療に至るまでの切れ目のない支援が重要となっています。

施策の推進方向

- (1) 保健・医療・福祉が連携し、健康増進や疾病予防、適正な医療を提供できる地域医療体制の充実をめざします。
- (2) 地域の中核病院として、市立総合医療センターでは、質の高い医療サービスを提供します。

市民の取り組み

- かかりつけ医・歯科医・薬局を持ち、在宅医療についての理解を深めます。

事業者等の取り組み

- 地域医療を継続させるために必要な地域完結型医療の正しい知識の普及啓発を行います。

市の取り組み

施策名	内容	担当課
市民への啓発と教育	身近にかかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つよう、関係機関と連携を図りながら市民への啓発を進めます。	保健センター・予防 歯科センター
かかりつけ医等の普及と定着	市広報誌の活用をはじめ、かかりつけ医等の医療マップの作成、インターネットによる情報発信など、様々なPR媒体による広報活動に努めます。	保健センター・予防 歯科センター
地域医療構想の推進	兵庫県地域医療構想による在宅医療の充実等について国・県と連携しながら施策の推進を図ります。	保健・医療政策課
地域包括ケアシステムの推進	川西市・猪名川町在宅医療・介護連携支援センターの運営を支援することで、地域の医療・介護などの専門職の連携をサポートします。	介護保険課 保健・医療政策課
つながりノート	高齢者が、地域でいきいき暮らせる様に、地域見守りネットワーク構築や医師会の協力を得て医療介護情報連携ツール（つながりノート）の普及に努めます。また、つながりノートをより多くの方が活用できるように、内容改定を行い、一層の充実を図ります。	介護保険課
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神病床における1年以上長期入院患者が地域で生活するために必要な支援を行うにあたり、保健・医療・福祉関係者が互いに連携しながら、支援方法やそれぞれの役割などを協議する場を設置します。	障害福祉課
医療的ケア児に対する支援体制の充実	医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健や医療、障がい福祉、保育、教育等関係機関等連携を図る協議の場を設置し、支援体制の充実を図ります。	子ども支援課
病診・病病連携	かかりつけ医等の活動を軸として、市民への適切な医療の提供と医療資源の有効活用を図るための「病診」及び「病病」連携への取組を支援していきます。	保健センター・予防 歯科センター
中核的医療機関の整備	市立総合医療センターでは、市民の医療ニーズに的確に対応し、患者の立場に立った医療を行うとともに、質の高い医療サービスの提供に取り組めます。	保健・医療政策課

基本施策3 災害時の医療体制の確保と感染症の発生に備えた

医療体制の確保

現状評価と課題

近年、気候変動等により豪雨災害が激甚化・頻発化しており、様々な対策が必要とされています。さらに、南海トラフ地震などの大規模地震にも備える必要があります。災害発生時には、市内医療機関や救護所を中心に医療救護活動を行うなど医療体制の確保は不可欠です。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により感染予防対策のため外出自粛など、日常生活を制限せざるを得ない状況が長く続きました。そして様々な制限は人との関わりや社会構造を変化させることとなり、心身の健康にも大きな影響を及ぼしました。

現在、本市の非常時の医療体制については、地域防災計画や新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、関係機関との連携など体制の充実に努めていますが、今後の大規模災害や新型インフルエンザ等の新興感染症の発生に備え、さらなる医療体制の確保を図ります。

施策の推進方向

- (1) 災害医療の充実について、兵庫県に働きかけるとともに、近隣市との協力体制を強化し、広域的な医療体制の構築に努めます。
- (2) 新興感染症等の感染拡大期における医療体制の確保を図ります。

健幸まちづくり計画 令和4年度進捗状況(目標と達成状況)

【参考資料】

No.	基本 施策	計画ページ	指 標	方向性	計画策定時 (平成29年)	実績値 (令和4年)	目標値 (令和4年)	現状と課題	指標の出典	
1	栄養 食生活	32 ページ	①食事を楽しいと思う人の割合	↗	68.3%	52.3%	80%	黙食の励行等により、楽しく会話をしながら食事をする機会が減ったことが原因の一つと考えられる。食育は継続した啓発が重要であるため、今後も発行物やイベント等を通じ行って切れ目のない取り組みを努める。	健康づくりについてのアンケート調査 ※計画策定時の値は、計画時の食に関するアンケート調査(平成27年) 理念としての最終目標は100%	
2		32 ページ	②適正体重を維持している市民の増加	20～60歳代男性の肥満者	↘	25.6%	28.8%	20%	社会的な外出制限により、運動量が減少し肥満者の割合が増加したこと、若年女性の理想体型と健康体型の認識のギャップがエネルギー不足や栄養バランスの低下を招いたと考えられる。適正体重の維持を促す。	健康づくりについてのアンケート調査 ※令和4年実績値は、20～64歳男性肥満者、40～64歳女性肥満者
3				40～60歳代女性の肥満者	↘	11.4%	14.7%	10%		
4				20歳代女性のやせの人	↘	17.9%	23.3%	15%		
5		32 ページ	③朝食を食べなかった人の割合の減少 (2日間の平均)	10歳代	↘	15.0%	-	4%	生活様式の変化に伴い、朝食の時間が確保できた人がある一方、その時間を睡眠時間確保等に回した人も存在したと考えられる。朝食の重要性の啓発に努める。	健康づくりについてのアンケート調査 ※計画策定時の値は、食に関するアンケート調査(平成27年)
6				20歳代	↘	16.7%	12.2%			
7				30歳代	↘	6.7%	16.2%			
8	身体活動 運動	35 ページ	①意識的に運動を心がけている市民の増加 (1日30分以上の運動を週2回以上実施している人の割合)	男性	↗	70.1%	68.9%	75%	社会的な自粛期間があったが、かわりに健幸マイレージ、きんたくん健幸体操、健幸測定会等、可能な範囲で運動に取り組んでもらい、概ね数値は維持できた。日常的な生活が取り戻されつつある中、継続した運動の実施ができるよう啓発に努める。	健康づくりについてのアンケート調査
9				女性	↗	63.3%	62.2%	70%		
10		35 ページ	②運動習慣者の増加 (1日30分以上の運動を週2回以上実施し、1年以上続けている人の割合)	男性	↗	59.2%	59.1%	60%	健康づくりについてのアンケート調査	
11				女性	↗	52.2%	51.2%	55%		
12	休養 心の健康	39 ページ	①ストレスを感じた市民の減少 (ストレスを「毎日感じた」「時々感じた」人の割合)	↘	66.2%	68.8%	60%	新型コロナウイルス感染症(2類)の感染拡大により、生活様式が変更され、外出自粛がある等、ストレスを感じる市民の割合が増えたと考えられる。感染症の5類移行に伴い、外出抑制が緩和されることも踏まえ、ストレス軽減につながるよう、睡眠の確保等についての正しい知識の普及啓発に努める。	健康づくりについてのアンケート調査	
13		39 ページ	②睡眠による休養がとれていない市民の減少 (睡眠による休養が十分に「とれていないときがしばしばある」「いつもとれていない」人の割合)	↘	20.1%	20.4%	19%		健康づくりについてのアンケート調査	
14		39 ページ	③睡眠の確保のために睡眠補助品やアルコールを使うことがある市民の減少 (睡眠を助けるために、薬やアルコールを使うことが「時々ある」「しばしばある」「常にある」人の割合)	↘	23.2%	22.9%	19%		健康づくりについてのアンケート調査	

健幸まちづくり計画 令和4年度進捗状況(目標と達成状況)

【参考資料】

No.	基本 施策	計画ページ	指 標	方向性	計画策定時 (平成29年)	実績値 (令和4年)	目標値 (令和4年)	現状と課題	指標の出典		
15	たばこ	43 ページ	①喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及	呼吸器系(肺がん・喘息・気管支炎)	↗	91.3%	90.4%	100%	新型コロナウイルス感染症(2類)の感染拡大により、計画どおりに普及・啓発を行うことができなかった。今後も継続して喫煙が及ぼす影響等についての知識の普及・啓発に努める。	健康づくりについてのアンケート調査	
16				循環器系(心臓病・脳卒中)	↗	60.1%	58.5%	80%			
17				消化器系(胃潰瘍)	↗	27.0%	27.5%	50%			
18				妊娠(妊娠に関連した異常)	↗	59.9%	58.0%	100%			引き続き、普及・啓発に努める。
19				口腔の病気(歯周病)	↗	36.2%	45.2%	50%			引き続き、普及・啓発に努める。
20		43 ページ	②成人の喫煙率	↘	10.5%	8.9%	10%	目標値は達成することができた。今後も引き続き、普及・啓発に努める。	健康づくりについてのアンケート調査		
21		43 ページ	③妊娠中の喫煙率	↘	3.1%	1.7%	0%	目標値に近づいた。今後も引き続き、普及・啓発に努める。	親子の健康づくりについてのアンケート調査		
22	アルコール	47 ページ	①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している市民の割合 (1回の飲酒量が男性40g、女性20g以上の人)	男性	↘	18.5%	15.9%	15%	女性の生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している市民の割合は悪化したが、男性の生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している市民の割合及び、節度ある適度な飲酒の知識の普及については男女ともに目標値に近づいた。引き続き、「節度ある適度な飲酒」に関連する知識の普及・啓発に努める。	健康づくりについてのアンケート調査	
23				女性	↘	6.5%	8.6%	6%			
24		47 ページ	②節度ある適度な飲酒の知識の普及 (1日平均純アルコールで約20g)	男性	↗	64.3%	65.0%	75%		健康づくりについてのアンケート調査	
25				女性	↗	54.0%	60.8%	65%			
26		47 ページ	③妊娠中の飲酒率	↘	4.0%	2.6%	0%	引き続き、普及・啓発に努める。	親子の健康づくりについてのアンケート調査		

No.	基本 施策	計画ページ	指 標		方向性	計画策定時 (平成29年)	実績値 (令和4年)	目標値 (令和4年)	現状と課題	指標の出典	
27	健康診査 各種検診 健康管理	51 ページ	①健康づくりに意識的に取り組んでいる市民の割合		↗	67.6%	72.6%	80%	目標値に近づいた。引き続き、健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発に努める。	市民実感調査	
28		51 ページ	胃がん検診	男性	↗	42.4%	52.0%	50%	検診未受診者層のアプローチと個別検診とも連携して受診率向上に努める。	健康づくりについてのアンケート調査	
29				女性	↗	35.9%	35.1%	50%			
30			肺がん検診	男性	↗	42.6%	48.9%	50%	検診未受診者層のアプローチと個別検診とも連携して受診率向上に努める。		対象者 子宮頸がんのみ20歳以上対象 その外は、40歳以上を対象
31				女性	↗	40.4%	40.9%	50%			
32			大腸がん検診	男性	↗	44.4%	50.2%	50%	検診未受診者層のアプローチと個別検診とも連携して受診率向上に努める。		
33				女性	↗	43.2%	42.7%	50%			
34			子宮頸がん検診	女性	↗	30.4%	40.9%	50%	検診未受診者層のアプローチと個別検診とも連携して受診率向上に努める。		
35			乳がん検診	女性	↗	32.0%	39.2%	50%	検診未受診者層のアプローチと個別検診とも連携して受診率向上に努める。		
36		56 ページ	①乳幼児健康診査受診率(健診後の状況把握者含む)		↗	98.6%	99.9%	99%	目標値は達成することができた。今後も引き続き、普及・啓発に努める。	乳幼児健康診査等実績 ※計画策定時は平成28年	
37	②MR(麻しん・風しん)第1期の予防接種を終了している者の割合		↗	99.6%	93.3%	100%	兵庫県の平均接種率93.9%より低く、接種率増加へ向けて勧奨を行う。	予防接種事業実績 ※計画策定時は平成28年の値			
38	56 ページ	③妊娠から出産、及び産後の保健・医療サービスについて満足している母親の割合		↗	86.1%	86.1%	87%	引き続き、目標値に近づけるよう努める。	親子の健康づくりについてのアンケート調査		
39	56 ページ	④かかりつけの小児科医(医師)をもつ親の割合	1歳6か月児健診	↗	79.9%	83.0%	100%	目標値に近づいた。	親子の健康づくりについてのアンケート調査		
40			3歳児健診	↗	88.5%	92.8%					
41	56 ページ	⑤事故防止対策を実施している家庭(人)の割合	1歳6か月児健診	↗	96.9%	86.8%	100%	悪化している。引き続き、啓発に努める。	親子の健康づくりについてのアンケート調査		
42			3歳児健診	↗	98.1%	87.0%					

健康まちづくり計画 令和4年度進捗状況(目標と達成状況)

【参考資料】

No.	基本 施策	計画ページ	指 標	方向性	計画策定時 (平成29年)	実績値 (令和4年)	目標値 (令和4年)	現状と課題	指標の出典
43	親と子の健康 (母子保健)	56 ページ	⑥子育てに自信が 持てない親の割合	1歳6か月児健診	↘	27.7%	34.0%	20%	親子の健康づくりについてのアンケート 調査
44				3歳児健診	↘	31.8%	42.0%		
45		56 ページ	⑦子どもを虐待して いると思う親の割合	1歳6か月児健診	↘	3.8%	5.7%	5%	親子の健康づくりについてのアンケート 調査
46				3歳児健診	↘	3.2%	5.8%		
47		56 ページ	⑧ゆったりとした気 分で子どもと過ごせ る時間がある親の 割合	1歳6か月児健診	↗	81.1%	90.6%	80%	親子の健康づくりについてのアンケート 調査
48				3歳児健診	↗	72.6%	79.7%		
49		56 ページ	⑨育児について相 談相手のいる親の 割合	1歳6か月児健診	↗	91.8%	88.7%	100%	親子の健康づくりについてのアンケート 調査
50				3歳児健診	↗	91.1%	92.8%		
51		56 ページ	⑩育児に参加する父親の割合	↗	92.8%	92.1%	95%	引き続き、普及・啓発に努める。	親子の健康づくりについてのアンケート 調査
52		56 ページ	⑪妊娠中の喫煙率(再掲)	↘	3.1%	1.7%	0%	目標値に近づいた。今後も引き続き、 普及・啓発に努める。	親子の健康づくりについてのアンケート 調査
53	56 ページ	⑫妊娠中の飲酒率(再掲)	↘	4.0%	2.6%	0%	引き続き、普及・啓発に努める。	親子の健康づくりについてのアンケート 調査	
54	思春期保健対策の 充実 (学校保健等)	59 ページ	①健康診断結果をもとに行った治療勧告を受け て、病院受診した割合(小学校・特別支援学校 小学部)	↗	73.0%	76.6%	100%	コロナ禍の受診控え等の影響で、令 和2年度から3年度にかけては受診率 の低下が見られたが、現在はコロナ 禍前の水準に戻っている。引き続き保 護者に情報提供を行い受診率の向上 に努める。	教育保育課 ※計画策定時は平成28年の値
55		59 ページ	②健康診断結果をもとに行った治療勧告を受け て、病院受診した割合(中学校・特別支援学校 中学部)	↗	48.9%	53.5%	100%	コロナ禍の受診控え等の影響で、令 和2年度から3年度にかけては受診率 の低下が見られたが、現在はコロナ 禍前の水準に戻っている。引き続き保 護者に情報提供を行い受診率の向上 に努める。	教育保育課 ※計画策定時は平成28年の値

健康まちづくり計画 令和4年度進捗状況(目標と達成状況)

【参考資料】

No.	基本 施策	計画ページ	指 標	方向性	計画策定時 (平成29年)	実績値 (令和4年)	目標値 (令和4年)	現状と課題	指標の出典	
56	生涯を通じた 歯科疾患の 予防と歯と 口の健康向上	68 ページ	①むし歯のない3歳児の割合	↗	89.4%	92.4%	95%	コロナ禍で歯増加傾向になることを アピールし、目標に近づいた。	歯科健診 ※計画策定時は平成28年の値	
57		68 ページ	②定期的に(年1回以上)歯科検診を受けている市民の割合	↗	45.5%	50.4%	50%	引き続き情報発信等を行い、普及・啓発に努める。	市民実感調査	
58		68 ページ	③かかりつけ歯科医を持つ市民の割合	↗	75.5%	76.3%	80%	引き続き情報発信等を行い、普及・啓発に努める。	健康づくりについてのアンケート調査	
59		68 ページ	④8020運動を知っている市民の割合	↗	67.8%	69.8%	75%	引き続き情報発信等を行い、普及・啓発に努める。	健康づくりについてのアンケート調査	
60	『食』から ひろがる 健やかな 体と豊かな 心づくり	81 ページ	①「食育」の言葉も意味も知っている人の割合の増加	↗	51.4%	59.9%	85%	イベントや情報発信等を行い、更なる割合の増加に努める。	健康づくりについてのアンケート調査 ※計画策定時の値は、食に関するアンケート調査(平成27年) 理念としての最終目標は100%	
61		81 ページ	②自分は「健康だ」「どちらかというと健康だ」と感じている人の割合の増加	↗	88.5%	77.6%	90%	日常の活動を取り戻していく中で、健康観を増加できるような取り組みの実施に努める。	健康づくりについてのアンケート調査 ※計画策定時の値は、食に関するアンケート調査(平成27年)	
62		81 ページ	③朝食を食べなかった人の割合の減少(2日間の平均)【再掲】	10歳代	↘	15.0%	-	4%	生活様式の変化に伴い、朝食の時間が確保できた人がいる一方、その時間を睡眠時間確保等に回した人も存在したと考えられる。朝食の重要性の啓発に努める。	健康づくりについてのアンケート調査 ※計画策定時の値は、食に関するアンケート調査(平成27年)
63				20歳代	↘	16.7%	12.2%			
64				30歳代	↘	6.7%	16.2%			
65		81 ページ	④毎日の食事で、「栄養のバランス」を気にする人の割合の増加	↗	84.1%	79.5%	90%	物価高、食費の高騰栄養バランスに配慮して食事をすることの重要性の啓発に努める。	健康づくりについてのアンケート調査 ※計画策定時の値は、食に関するアンケート調査(平成27年)	
66	81 ページ	⑤毎日の食事で、「量やカロリー」を気にする人の割合の増加	↗	73.7%	72.2%	90%	量やカロリーに配慮して食事をすることの重要性の啓発に努める。	健康づくりについてのアンケート調査 ※計画策定時の値は、食に関するアンケート調査(平成27年)		
67	81 ページ	⑥食事中、よくかんで食べる人の割合の増加	↗	54.8%	41.1%	90%	食事にかかる時間の短縮や軟らかく口当たりの良い食品が多い現代の食環境において、よくかむことに配慮して食事をすることの重要性の啓発に努める。	健康づくりについてのアンケート調査 ※計画策定時の値は、食に関するアンケート調査(平成27年)		

No.	基本 施策	計画ページ	指 標	方向性	計画策定時 (平成29年)	実績値 (令和4年)	目標値 (令和4年)	現状と課題	指標の出典	
68	『食』 からひろがる 地域のつ ながり	85 ページ	①川西や近隣で栽培された野菜(地場産野菜)を「よく買う」「ときどき買う」人の割合の増加	↗	77.6%	72.2%	90%	インターネットの発達により便利さが向上するに伴い、ネットスーパーや通販等の利用が増加することで、地産地消の選択や簡易包装を選択する機会の減少、一括大量購入の頻度等が増加したと考えられる。 便利さが向上する一方、持続可能な食生活の営みができるよう啓発を進めたい。	健康づくりについてのアンケート調査 ※計画策定時の値は、食に関するアンケート調査(平成27年)	
69		85 ページ	②次の食育活動のうちで関心がある人や実践している人の割合の増加	・食品購入前に本当に必要かを考える	↗	57.5%	45.8%	すべての項目について上昇	食品廃棄の削減に向けた啓発に努める。	健康づくりについてのアンケート調査 ※計画策定時の値は、食に関するアンケート調査(平成27年)
70				・「マイバック」持参を心がける	↗	72.1%	87.9%		レジ袋有料化に伴い持参率が増加したと考えられるが、この数値を維持できるよう啓発に努める。	
71				・「買いすぎ」「作りすぎ」ごみを出さない	↗	53.9%	52.9%		食品廃棄の削減に向けた啓発に努める。	
72				・過剰包装の食品を選ばない	↗	24.9%	18.1%		ゴミの削減に向けた啓発に努める。	
73				・ばら売りや詰め替え用食品を購入	↗	52.7%	36.2%		食品容器等の削減に向けた啓発に努める。	
74				・フードマイレージや地産地消を意識する	↗	35.2%	13.0%		フードマイレージや地産地消を意識した啓発に努める。	
75				・食べ物を大切にし、感謝する	↗	67.6%	62.6%		食べ物を大切にし、感謝する心を育む啓発に努める。	
76	次世代つながり ひろがる食育の『輪』	90 ページ	①食に関する作法で、「いただきます」「ごちそうさま」を言う人の割合の増加	↗	75.1%	68.1%	85%	日常的な食生活が戻る中で、食に関する作法についても重要性の啓発に努める。	健康づくりについてのアンケート調査 ※計画策定時の値は、食に関するアンケート調査(平成27年)	
77	90 ページ	②食事を楽しいと思う人の割合(再掲)	↗	68.3%	52.3%	80%	黙食の励行等により、楽しく会話をしながら食事をする機会が減ったことが原因の一つと考えられる。食育は継続した啓発が重要であるため、今後も発行物やイベント等を通じを行って切れ目のない取り組みを努める。	健康づくりについてのアンケート調査 ※計画策定時の値は、計画時の食に関するアンケート調査(平成27年) 理念としての最終目標は100%		

健幸まちづくり計画 令和4年度進捗状況(目標と達成状況)

【参考資料】

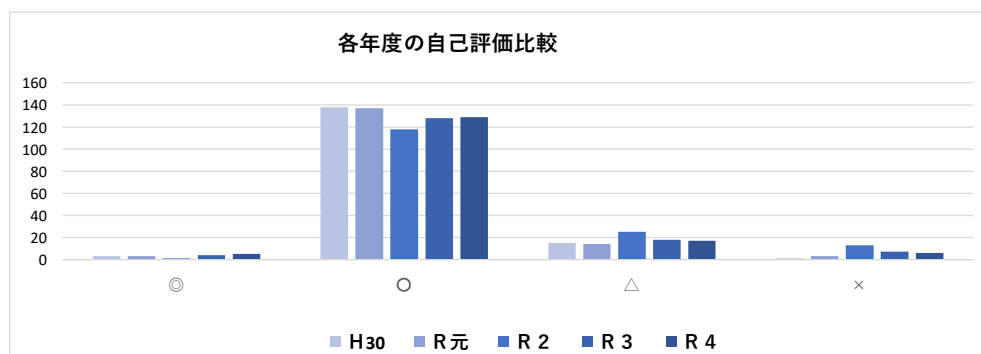
No.	基本施策	計画ページ	指 標	方向性	計画策定時 (平成29年)	実績値 (令和4年)	目標値 (令和4年)	現状と課題	指標の出典
78	健幸まちづくりの推進	99 ページ	①「スマートウェルネスシティ」の言葉も意味も知っている市民の割合	↗	5.9%	-	50%	-	健康づくりについてのアンケート調査
79		99 ページ	②主に鉄道やバス等の公共交通機関を利用している市民の割合	↗	53.5%	45.1%	60%	生活スタイルの変化等で公共交通機関を利用する市民の割合は低下している。またコロナ禍以降、モビリティ・マネジメントの実施回数は低下したままの状態である。	市民実感調査
80		99 ページ	③自治会やコミュニティの活動に参加している市民の割合	↗	35.7%	30.8%	50%	活動自粛などにより参加しなくなった方が、再び参加してもらえるようなきっかけづくりや、参加している方が今後も継続して活動してもらえるような仕組みづくりを検討する必要がある。	市民実感調査
81		99 ページ	④自治会やコミュニティ、ボランティアやNPOの地域づくり活動によって、お互いに支えあっていると思う市民の割合	↗	46.2%	40.5%	70%	地域活動には防犯活動や緊急時の助け合いなど、平時には目に見えない活動も多く、必要性を感じにくい部分がある。活動の見える化や実施主体の情報発信等のPRを行っていく必要がある。	市民実感調査
82	の救急 実災害医療	101 ページ	①夜間・休日の小児救急医療機関を知っている親の割合	↗	88.7%	-	100%	引き続き、啓発に努める。	親子の健康づくりについてのアンケート調査
83				3歳児健診	↗	96.2%	-		
84	対地域医療の基盤づくりと疾病	105 ページ	①市内の医療環境に満足している市民の割合	↗	48.3%	54.9%	60%	引き続き医療環境を整えていく必要がある。	市民実感調査
85		105 ページ	②かかりつけ医を持っている市民の割合	↗	72.5%	72.2%	80%	かかりつけ医をもつことの重要性の啓発に努める。	健康づくりについてのアンケート調査
86		105 ページ	③かかりつけ歯科医を持つ市民の割合【再掲】	↗	75.5%	76.3%	80%	かかりつけ歯科医をもつことの重要性の啓発に努める。	健康づくりについてのアンケート調査
87		105 ページ	④かかりつけ薬局を持つ市民の割合	↗	46.2%	54.2%	60%	かかりつけ薬局をもつことの重要性の啓発に努める。	健康づくりについてのアンケート調査

「川西市健幸まちづくり計画」進捗状況の年度別自己評価推移

◎目標を上回った ○概ね目標通りだった △目標を下回った ×今年度実施せず (年度)

章	基本施策名(施策数)	自己評価	H30	R元	R2	R3	R4	比較(R4-R3)
第3章 市民みんなの健康づくり	1 栄養・食生活 (2) 2 身体活動・運動 (3) 3 休養・心の健康 (7) 4 たばこ (4) 5 アルコール (3) 6 健康診査・各種健診・健康管理 (11)	◎	0	1	1	0	0	0
		○	32	30	23	31	31	0
		△	0	1	8	1	1	0
		×	0	0	0	0	0	0
第4章 子どもの健康づくり	1 親と子の健康(母子保健) (15) 2 思春期保護対策の充実(学校保健等) (12)	◎	0	0	0	3	3	0
		○	34	32	31	30	30	0
		△	0	2	2	0	0	0
		×	0	0	1	1	1	0
第5章 歯と口の健康づくり	1 生涯を通じた歯科疾患の予防と歯と口の動きの維持・向上 (8) 2 支援が必要な人の健康づくり (4)	◎	0	1	0	0	0	0
		○	12	13	11	15	15	0
		△	3	1	3	0	0	0
		×	0	0	1	0	0	0
第6章 食育推進による健康まちづくり(第2次食育推進計画)	1 “食”からひろがる健やかな体と豊かな心づくり (13) 2 “食”からひろがる地域のつながり (9) 3 次世代へつながり、ひろがる食育の“輪” (6)	◎	1	0	0	0	1	1
		○	33	36	29	32	31	△1
		△	7	4	6	5	6	1
		×	0	1	6	4	3	△1
第7章 スマートウェルネスシティの健幸まちづくり	1 健康まちづくりの推進 (10)	◎	2	0	0	1	1	0
		○	5	5	2	1	1	0
		△	4	5	6	8	8	0
		×	1	2	4	2	2	0
第8章 安心して暮らせる救急・医療の体制づくり	1 緊急・災害医療の充実 (5) 2 地域医療の基礎づくりと疾病対策 (13)	◎	0	1	0	0	0	0
		○	22	21	22	19	21	2
		△	1	1	0	4	2	△2
		×	0	0	1	0	0	0
年度合計		◎	3	3	1	4	5	1
		○	138	137	118	128	129	1
		△	15	14	25	18	17	△1
		×	1	3	13	7	6	△1
		計	157	157	157	157	157	

1つの施策で複数の所管の自己評価があることから、施策数と自己評価の合計数は一致しない。



第3章 市民みんなの健康づくり

基本施策1 栄養・食生活

【施策の推進方向】

- (1) 若年齢層に対する食生活の見直しと改善を呼びかけます。
- (2) 適正な食生活を実践するための情報提供や料理体験などを行います。

【計画作成時の目標の方向性】【自己評価】

- | | |
|--------------|-------------|
| 1.新規開始 | ◎:目標を上回った |
| 2.維持または継続 | ○:概ね目標通りだった |
| 3.増加またはさらに推進 | △:目標を下回った★ |
| 4.その他★ | ×:今年度実施せず★ |

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小★
- ・廃止★

＜市の取り組み＞

記載 順番	計画 書本 編記 載頁	施策 の推 進方 向	施策名	内容	担当課 (計画策定時の 担当課)	計画策 定時の 目標の 方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)			自己 評価	今後の 方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取 組みなど)	
							評価参考指 標 (単位)	令和4 年度の 数値	計画策 定時の 目標値					
1	31	(1) (2)	食事診断の利用促進	保健センターの事業参加者に対し、食事診断を行い適切な指導を行います。	保健センター (健幸政策課)	2	栄養診断ソフトを用いた食事診断利用者数(人)	34		45	○	継続	特定保健指導の対象者のほか、個別健康教育、生活習慣病予防教室、母親学級での希望者等を実施。	記入しやすく負担が軽減できるよう、記載様式の修正や見直しを検討する。
2	31	(1) (2)	健康教室の開催	参加者の健康維持・改善を図る多面的な健康教室を開催します。	保健センター (健幸政策課)	2	栄養・食生活健康教育数(人数/回)	546/84		271/63	○	継続	母子保健を除く、糖尿病や脂質異常症等の病態別及び健康食生活一般に関する成人への教育を実施。	

基本施策2 身体活動・運動

【施策の推進方向】

- (1) 老若男女を問わず、日頃から自身の健康を意識しつつ、幸せを実感できる健幸まちづくりに向けた取り組みを進めます。
- (2) より早期からのフレイル予防に取り組みます。

【計画作成時の目標の方向性】 【自己評価】

- 1.新規開始 ◎:目標を上回った
- 2.維持または継続 ○:概ね目標通りだった
- 3.増加またはさらに推進 △:目標を下回った★
- 4.その他★ ×:今年度実施せず★

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小★
- ・廃止★

<市の取り組み>

記載順序	計画書本編記載頁	施策の推進方向	施策名	内容	担当課 (計画作成時の担当課)	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己評価	今後の方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取り組みなど)	
						計画作成時の目標の方向性	評価参考指標(単位)	令和4年度の数値	計画作成時の目標値					前回(R3)の数値
1	35	(1)	運動実践に関する情報発信と支援体制の整備	身近な地域で運動を実践・継続できるよう、市内運動施設などの情報集約を行い、目的に応じた施設や事業の案内に努めます。	保健センター (健幸政策課)	2	健幸アンバサダー(人)	153		153	○	継続	健幸アンバサダー通信を年3回送付し、健幸アンバサダーを起点とした健康情報の発信に広く取り組んだ。	情報発信の方法と健幸アンバサダーの取り扱いについて検討する。
					文化・観光・スポーツ課	2				○	継続	窓口や電話でのお問い合わせで、社会体育施設の利用方法や、スポーツ協会・スポーツクラブ21などの団体紹介を行った。		
2	35	(1) (2)	日常生活における運動の啓発	健幸マイレージの実施やきんたくん健幸体操の普及に努め、市民の運動習慣の定着を図ります。	保健センター (健幸政策課)	2	A:健幸マイレージ総参加者数(人) B:きんたくん健幸体操普及(人/回)	A:6,136 B:0/0		A:5,662 B:0/0	○	継続	健幸マイレージは、令和4年度で終了。きんたくん健幸体操は、新型コロナウイルス感染拡大のため、普及を行うことができなかったが、定期的にリーダー会の開催とリーダーのスキルアップのための講座を行った。	
3	35	(1)	機能訓練の充実	麻痺や拘縮(関節がかたくなって動きにくくなること)等の機能障がい及び日常生活活動動作等の能力障がいに対する指導や訓練を実施します。また、介護予防担当所管と協力・連携しながら、老化等による機能低下の防止に努めます。	保健センター (健幸政策課)	2					○	継続	感染対策を講じつつ、介護予防の観点から事業を進めることができた。引き続き実施する。	

第3章 市民みんなの健康づくり

基本施策3 休養・心の健康

【施策の推進方向】

- (1) ライフステージに応じた心の健康づくりに関する知識の普及を図るとともに、相談支援体制を充実します。
- (2) 心の悩みを持つ人に対する理解を深め、専門・関係機関と連携しながら地域における生活を支援します。

【計画作成時の目標の方向性】 【自己評価】

- 1.新規開始 ◎:目標を上回った
- 2.維持または継続 ○:概ね目標通りだった
- 3.増加またはさらに推進 △:目標を下回った★
- 4.その他★ ×:今年度実施せず★

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小★
- ・廃止★

<市の取り組み>

記載順番	計画書本編記載頁	施策の推進方向	施策名	内容	担当課 (計画作成時の担当課)	計画作成時の目標の方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己評価	今後の方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取り組みなど)
							評価参考指標(単位)	令和4年度の数値	計画作成時の目標値	前回(R3)の数値				
1	39	(1) (2)	自殺予防対策	いのちの授業やいのちと心のセミナーを通じて自尊感情の醸成や自殺予防の周知・啓発を進めるとともに、ゲートキーパー※の育成等による人材育成を通じて自殺予防対策に努めます。 ※ゲートキーパー:悩んでいる人に気づき、声をかけ話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人のこと。	地域福祉課	2					○	継続	・「いのちと心のセミナー」を通じて自尊感情の醸成や自殺予防の周知・啓発を進めた。 ・中学校2校を対象に「いのちの授業」を実施した。 ・市職員・一般市民を対象として自殺予防にかかる人材育成講座を開催した。	
2	39	(2)	PTSD対策	犯罪や事故などで生じた被害者(加害者の家族も含む)のPTSD(心的外傷後ストレス障害)について、県の相談窓口等との連携を図ります。	生活安全課 (地域福祉課)	2					○	継続	必要に応じ、県の相談窓口等につなぐなど連携を図った。	
3	39	(1) (2)	心の相談事業	日常生活のストレス、引きこもり等で、精神に障がいや来す恐れのある人及びその家族に対して、専門医と精神福祉士等が相談に応じます。	障害福祉課	2					○	継続	平成14年度に県から事務移管を受け、毎月第3金曜日に「心の相談」を実施している。	医療機関に受診し支援に結びついたケースもあるが、相談者のその後の状況把握が難しいという課題がある。
4	39	(1) (2)	カウンセリング事業	同じ悩みを持つ仲間を助けるという視点から、精神障がい者などによるピアカウンセリング※の実施、自助グループ育成の支援などに努めます。 ※ピアカウンセリング:何らかの共通点(同じような環境や悩み)を持つ(または経験した)グループ間で対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリングのこと。	障害福祉課	2					○	継続	川西市障がい者基幹相談支援センターにおいて、精神障がい者をはじめ、障がい種別ごとのピアカウンセリングを実施している。また、自助グループ育成支援として、障がい者が交流できる場を設置、運営する団体2か所に対し補助を行った。	ピアカウンセリングの利用者が少ないため、利用推進に向けた取り組みやピアカウンセリングの在り方を検討していく必要がある。
5	39	(1) (2)	精神保健対策の連携	精神保健対策の円滑な推進のため、県健康福祉事務所などの関係機関との連携を進めます。	障害福祉課	2					○	継続	平成27年度より「伊丹健康福祉事務所及び伊丹・川西警察署等地域連絡協議会」に参加している。 随時ケース検討会議を開催若しくは参加し、連携を図っている。	
6	39	(1) (2)	精神障がい者に対する理解の促進	精神障がい者に対する市民の理解を深めるため、講演会の開催などの啓発活動を実施し、精神障がい者の社会復帰の推進を行うとともに、精神障がい者の暮らしやすい地域づくりに努めます。	障害福祉課	2					×	継続	新型コロナウイルス感染症流行に伴い医療現場が逼迫したことにより講演会など啓発活動を実施することができなかった。	啓発活動の実施方法について、検討していく必要がある。

第3章 市民みんなの健康づくり

基本施策3 休養・心の健康

【施策の推進方向】

- (1) ライフステージに応じた心の健康づくりに関する知識の普及を図るとともに、相談支援体制を充実します。
- (2) 心の悩みを持つ人に対する理解を深め、専門・関係機関と連携しながら地域における生活を支援します。

【計画作成時の目標の方向性】 【自己評価】

- 1.新規開始 ◎:目標を上回った
- 2.維持または継続 ○:概ね目標通りだった
- 3.増加またはさらに推進 △:目標を下回った★
- 4.その他★ ×:今年度実施せず★

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小★
- ・廃止★

<市の取り組み>

記載 順番	計画 書本 編記 載頁	施策 の推 進方 向	施策名	内容	担当課 (計画策定時の 担当課)	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己 評価	今後の 方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取 組みなど)	
						計画策 定時の 目標の 方向性	評価参考指 標 (単位)	令和4 年度の 数値	計画策 定時の 目標値					前回 (R3) の数値
7	39	(1) (2)	精神障がい者に対する相談支援	市内に設置している精神障がい者相談員及び市役所と川西市障がい者基幹相談支援センターで実施している相談支援のさらなる充実を図ります。	障害福祉課	2					○	継続	障害福祉課に3名の精神保健福祉士を配置しているほか、相談支援事業所にも配置されており、相談支援体制の充実を図っている。また、県が実施主体となり、精神障がい者の福祉の向上を図るため、精神障がい者相談員を地域に配置している。	

第3章 市民みんなの健康づくり

基本施策4 たばこ

【施策の推進方向】

(1)喫煙による健康被害に関する知識の普及を図り、禁煙支援と受動喫煙の防止対策を進めます。

【計画作成時の目標の方向性】【自己評価】

- | | |
|--------------|-------------|
| 1.新規開始 | ◎:目標を上回った |
| 2.維持または継続 | ○:概ね目標通りだった |
| 3.増加またはさらに推進 | △:目標を下回った★ |
| 4.その他★ | ×:今年度実施せず★ |

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小★
- ・廃止★

<市の取り組み>

記載 順序 番	計画 本編記 載頁	施策の 推進方 向	施策名	内容	担当課 (計画作成時の 担当課)	計画策 定時の 目標の 方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己 評価	今後の 方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取 組みなど)
							評価参考指 標 (単位)	令和4 年度の 数値	計画作 成時の 目標値	前回 (R3) の数値				
1	42	(1)	たばこの影響に関する理解の促進	市広報誌やホームページをはじめとする様々な広報媒体による啓発とともに、講演会などの健康教育事業の実施により、たばこの健康への影響に関する情報提供に努めます。	保健センター (健幸政策課)	2					○	・継続	広報媒体による啓発と事業所に対する健康教育を実施した。	
2	42	(1)	受動喫煙防止対策	兵庫県の受動喫煙の防止等に関する条例の制定趣旨を受け、市の公共施設における受動喫煙防止対策を講じるとともに、兵庫県の普及啓発事業に協力します。	保健センター (健幸政策課)	2					○	・継続	兵庫県の受動喫煙の防止等に関する条例に基づき、受動喫煙の防止啓発(ポスター掲示)を実施。	
3	42	(1)	禁煙支援等の推進	喫煙や受動喫煙による健康被害の啓発など、禁煙教育や相談業務を実施します。	保健センター (健幸政策課)	2					○	・継続	健康教育や健康相談等事業を通して相談を実施。	
4	42	(1)	未成年者の喫煙防止対策	健やかな成長の妨げとなる未成年者の喫煙を防止するため、家庭や学校などと連携し、喫煙に関する正しい知識の普及に努めます。	教育保育課 (学校教育課)	2					○	継続	小・中学校の保健の授業で学習している。	

第3章 市民みんなの健康づくり

基本施策5 アルコール

【施策の推進方向】

- (1) アルコールに対する理解が深まるよう、知識の普及啓発に努めます。
- (2) 未成年者に対しては、飲酒を防止する教育を行います。

【計画作成時の目標の方向性】 【自己評価】

- | | |
|--------------|-------------|
| 1.新規開始 | ◎:目標を上回った |
| 2.維持または継続 | ○:概ね目標通りだった |
| 3.増加またはさらに推進 | △:目標を下回った★ |
| 4.その他★ | ×:今年度実施せず★ |

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小★
- ・廃止★

<市の取り組み>

記載 順番	計画 書本 編記載頁	施策 の推 進方 向	施策名	内容	担当課 (計画作成時の 担当課)	計画策 定時の 目標の 方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己 評価	今後の 方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取 組みなど)
							評価参考指 標 (単位)	令和4 年度の 数値	計画作 成時の 目標値	前回 (R3) の数値				
1	46	(1)	アルコールに関する知識の普及	ストレスや不安などの解消をアルコールに頼らない習慣づくりや、アルコールとの上手な付き合い方の啓発に努めます。	保健センター (健幸政策課)	2					○	継続	各種健康に関する事業などの機会に、アルコールによる健康被害の啓発を行うとともに、相談業務を行った。	
2	46	(1)	アルコール問題に関する相談窓口の情報提供	アルコール問題を抱える多量飲酒者やその家族に対して、県が実施する「アルコール相談」について情報提供します。	保健センター (健幸政策課)	2					○	継続	アルコール問題を抱える多量飲酒者やその家族に対して、県が実施する「アルコール相談」について情報提供を行った。	
3	46	(1) (2)	未成年者の飲酒防止対策	低年齢化が進んでいる未成年者の飲酒を防止するため、家庭や学校、地域において、アルコールに関する正しい知識の普及を図ります。	教育保育課 (学校教育課)	2					○	継続	小・中学校の保健の授業で学習している。	

第3章 市民みんなの健康づくり

基本施策6 健康診査・各種検診・健康管理

【施策の推進方向】

- (1) 定期的な健康診査やがん検診の受診の必要性について周知するとともに、市民が受診しやすい環境づくりに努めます。
- (2) 健康の保持・増進に向けた知識を普及し、生活習慣の改善に向けた意識の向上を図ります。

【計画作成時の目標の方向性】 【自己評価】

- 1.新規開始 ◎:目標を上回った
- 2.維持または継続 ○:概ね目標通りだった
- 3.増加またはさらに推進 △:目標を下回った★
- 4.その他★ ×:今年度実施せず★

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小★
- ・廃止★

<市の取り組み>

記載順番	計画書本編記載頁	施策の推進方向	施策名	内容	担当課 (計画作成時の担当課)	計画作成時の目標の方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己評価	今後の方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取り組みなど)
							評価参考指標(単位)	令和4年度の数値	計画作成時の目標値	前回(R3)の数値				
1	50	(1) (2)	がん検診の啓発	早期発見・早期治療につなげるため、がん検診の有効性などの啓発活動を実施し、無関心層等にも周知を図ります。	保健センター (健幸政策課)	2					○	継続	40歳以上の5歳刻みの市民に個別勧奨通知を送付し、無関心層等にアプローチした。市HPや健康づくりBOOKにより、新型コロナ禍においても検診の必要性の周知に努めた。	無関心層へ健(検)診の必要を訴えるため、これまでと違う新たな視点での取り組み。
2	50	(1) (2)	がん検診受診率向上	国等や市国民健康保険担当等とも連携し、がん検診受診率向上のための施策を実施し、受診率向上をめざします。	保健センター (健幸政策課)	3					○	継続	協会けんぽが実施する健診時にがん検診を同時実施できるよう調整し、検診機会の拡充を図った。	左記機会拡充を継続実施するとともに、がん検診の周知方法を検討する。
		国民健康保険課			3					○	拡充	出張特定健診時に各種がん検診を引き続き実施。	R5年度より川西市民を対象に各種がん検診を無料で実施することとなった。ただし、前立腺がん検診は国民健康保険加入者に限り無料で受診可能。	
3	50	(1) (2)	骨粗しょう症検診	診断結果に基づき栄養に関する情報提供を行います。	保健センター (健幸政策課)	2	結果説明及び食生活アドバイス利用者等数(人)	442		374	○	継続	数値には1か月後の事後フォロー者数を含む。	新しい情報が提供できるよう、国や学会のマニュアル等が変更された場合はすぐに反映させる。
4	50	(1)	肝炎ウイルス検診(B型C型)	肝炎ウイルス検診(B型・C型)受診の必要性に関する広報など、積極的な周知を行います。	保健センター (健幸政策課)	3					○	継続	40歳から65歳までの5歳刻みの未受診者へ、個別勧奨通知を送付した。	
5	50	(1)	健診の受けやすい環境づくり	市民ニーズにあわせて、特定健康診査や後期高齢者健康診査、胃・胸部等のがん検診を休日に実施します。また、特定健康診査等とがん検診が同時受診できる環境の整備など、より受診しやすい体制を検討します。	保健センター (健幸政策課)	2					○	継続	レディース検診(土・日)を4回、日曜検診をR2年度から1回増やし2回実施。火曜は肺・前立腺、金曜は胃・肺・前立腺と同時受診可能。また、WEBでも予約できる体制を導入している。協会けんぽが実施する健診時にがん検診を同時実施できるようにした。	

第3章 市民みんなの健康づくり

基本施策6 健康診査・各種検診・健康管理

【施策の推進方向】

- (1) 定期的な健康診査やがん検診の受診の必要性について周知するとともに、市民が受診しやすい環境づくりに努めます。
- (2) 健康の保持・増進に向けた知識を普及し、生活習慣の改善に向けた意識の向上を図ります。

【計画作成時の目標の方向性】 【自己評価】

- 1.新規開始 ◎:目標を上回った
- 2.維持または継続 ○:概ね目標通りだった
- 3.増加またはさらに推進 △:目標を下回った★
- 4.その他★ ×:今年度実施せず★

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小★
- ・廃止★

＜市の取り組み＞

記載順番	計画書本編記載頁	施策の推進方向	施策名	内容	担当課 (計画策定時の担当課)	計画策定時の目標の方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己評価	今後の方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取り組みなど)
							評価参考指標 (単位)	令和4年度の 数値	計画策定時の 目標値	前回 (R3) の数値				
6	50	(1)	健康診査体制の充実	市民の健康の保持・増進を図るため、各種健康診査を実施するとともに、健診結果にあわせたフォロー体制を構築します。	保健センター (健幸政策課)	2					○	継続	要精密検査となったものの、精密検査の結果が把握できていない方に対し、確認通知を送付した。	
7	50	(2)	検診結果の活用	検診結果の受診者ごとの経年変化を把握するなど、適正な結果分析及び情報提供を行います。	保健センター (健幸政策課)	2					○	継続	過去の検診結果を並べて表示するなど、一目でわかるよう結果票を工夫した。	
8	50	(1) (2)	半日人間ドック	市民の健康管理の一環として簡易(3時間程度)に受診できる人間ドックを実施します。	保健センター (健幸政策課)	2	栄養相談利用者 数(人)	144		264	○	継続	毎週月・火曜日に半日人間ドックを実施。定員を1名増やし実施した。 また、水曜日に4回追加実施した。 人間ドックのオプション検査として、胃内視鏡検査等を実施し、希望者が多いことから、定員を1名増やした。	
9	50	(1)	各種精密検査	保健センター内メディカルセンターで、各種精密検査を継続します。	保健センター (健幸政策課)	2					○	継続	健(検)診の有用性の周知や受診勧奨を行うとともに、改めて医療機関への周知を行い受診者数を増やした。	
10	50	(2)	特定保健指導の充実	特定保健指導の実施レベルの向上に努め、利用者数の増加を図るとともに生活改善を支援します。	保健センター (健幸政策課)	2	動機付け支援 積極的支援 (各終了者数・ 人)	109 23		98 27	○	継続	新型コロナウイルス感染症対策をとりながら、個別指導等を充実させ、実施することができた。	
11	50	(2)	健康相談体制の確立	健診結果の動向や市民の要望にあわせてテーマを設定しての健康相談や、個人の状況にあわせた訪問指導や電話・面接相談により、健康の維持・向上を支援します。	保健センター (健幸政策課)	2	A:健康相談会の 集団指導者数 (人)およびB:同 個別相談者数 (人)	A:36 B:201		A:35 B:157	○	継続	新型コロナウイルス感染症対策をとりながら、集団指導や個別指導を実施することができた。	

第4章 子どもの健康づくり

基本施策1 親と子の健康（母子保健）

【施策の推進方向】

- (1) 乳幼児の高い健診受診率を維持しながら、健診未受診者の把握に努め、関係機関と連携を強化し、健康診査や健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していきます。
- (2) 妊娠期から子育て期にわたって、保護者が孤立せず、安心して子育てできるように切れ目のない相談支援体制をより充実していきます。

【計画作成時の目標の方向性】 【自己評価】

- 1. 新規開始 ◎: 目標を上回った
- 2. 維持または継続 ○: 概ね目標通りだった
- 3. 増加またはさらに推進 △: 目標を下回った★
- 4. その他★ ×: 今年度実施せず★

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小★
- ・廃止★

<市の取り組み>

記載順番	計画書本編記載頁	施策の推進方向	施策名	内容	担当課 (計画策定時の担当課)	計画策定時の目標の方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己評価	今後の方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取り組みなど)
							評価参考指標 (単位)	令和4年度の 数値	計画策定時の 目標値	前回 (R3) の数値				
1	55	(2)	子育て世代包括支援センター(母子健康包括支援センター)	妊娠期から子育て期にわたるまで関係所管と連携し、こども・若者ステーションと保健センターで一体的に切れ目なく支援をします。	こども若者相談センター(こども・若者ステーション)・保健センター	2	支援プラン会議 (回/年)	12	12	12	○	継続	計画通り実施した。会議は3課協働で、毎月1回実施している。	今後、関係機関との連携を強化しながら、支援の更なる充実に向け検討を図る。
2	55	(2)	母子健康手帳の交付	妊娠や出産、親になることに主体的に取り組めるよう母子健康手帳を交付し、支援します。	保健センター (健幸政策課)	2	妊娠早期の母子健康手帳交付数	96.06%	96%	96.00%	○	継続	※妊娠早期とは妊娠11週以内の届出のこと。	
3	55	(2)	妊婦健康診査費助成事業	妊婦健康診査費用の一部を助成します。	保健センター (健幸政策課)	2	妊婦健康診査費助成利用者数 (件/年)	943		929	○	継続	1人あたり上限100,000円助成。	
4	55	(2)	妊婦への面接指導	妊婦届出や妊婦健康診査費助成申請時等に相談、保健指導を行います。また、支援を要する妊婦や家庭を早期に把握し、必要時には、関係所管と連携し妊婦期からの支援を行います。	保健センター (健幸政策課)	2	妊婦への面接数 (件/年)	923		952	○	継続	面接の機会に保健指導を実施し支援した。	
5	55	(2)	マタニティマークの普及と啓発	母子健康手帳交付時にマタニティキーホルダーなどを配布するとともに、市のホームページなどにより、市民への周知、啓発に努めます。	保健センター (健幸政策課)	2	マタニティキーホルダーの交付割合(%)	100%	100%	100%	○	継続	母子健康手帳交付時にマタニティキーホルダーを配布し啓発した。	
6	55	(2)	妊娠中の学習会	出産の準備や沐浴実習などの学習会を実施します。妊娠期からの仲間づくりにつなげ、子育て期の孤立や育児不安の軽減を図ります。また、父親の育児や家事への参加意欲の向上に努めます。	保健センター (健幸政策課)	2	母親学級と両親学級の回数 (回/年)	33回	32回	39回	○	継続	母親学級 17回/年 両親学級 16回/年	
7	55	(2)	妊婦への訪問	妊婦の要望に応じて、出産に関する相談や保健指導を家庭に訪問して行います。また、必要により関係機関と連携し、妊婦とその家族を支援します。	保健センター (健幸政策課)	2	妊婦訪問件数 (件/年)	23件		36件	○	継続	希望者と必要な方へ訪問支援を実施した。	
8	55	(2)	早期の養育支援	妊娠から出産や育児について、養育上の支援を要する家庭を早期に把握し、適切なフォローに努めます。	保健センター (健幸政策課)	2					○	継続	こども・若者ステーション等の関係機関と連携し支援に努めた。	
9	55	(2)	支援を要する母子への保健指導	母子の心身の健康管理や保持増進のため、訪問希望のある人や若年や高齢妊婦などの支援を必要とする人へ家庭訪問等を行い、産後の生活や育児に関し必要な保健指導を行います。	保健センター (健幸政策課)	2					○	継続	様々な事業を通して、保健指導を行い支援した。	

第4章 子どもの健康づくり

基本施策1 親と子の健康（母子保健）

【施策の推進方向】

- (1) 乳幼児の高い健診受診率を維持しながら、健診未受診者の把握に努め、関係機関と連携を強化し、健康診査や健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していきます。
- (2) 妊娠期から子育て期にわたって、保護者が孤立せず、安心して子育てできるよう切れ目のない相談支援体制をより充実していきます。

【計画作成時の目標の方向性】 【自己評価】

- 1.新規開始 ◎: 目標を上回った
- 2.維持または継続 ○: 概ね目標通りだった
- 3.増加またはさらに推進 △: 目標を下回った★
- 4.その他★ ×: 今年度実施せず★

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小★
- ・廃止★

＜市の取り組み＞

記載順番	計画書本編記載頁	施策の推進方向	施策名	内容	担当課 (計画策定時の担当課)	計画策定時の目標の方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己評価	今後の方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取り組みなど)
							評価参考指標(単位)	令和4年度の数值	計画策定時の目標値	前回(R3)の数值				
10	55	(1)	乳幼児健康診査	乳幼児の健康の保持増進のため、疾病又は異常の早期発見に努めるとともに、身体的発育及び精神的発達並びに社会適応に関する指導や相談を行い、支援していきます。	保健センター (健幸政策課)	2	受診率(%)	99.9%	99%	99.9%	○	継続		
11	55	(1)	未熟児養育医療制度	未熟児養育医療制度に基づき、医療費等を給付します。	保健センター (健幸政策課)	2	給付件数(件/年)	23件	—	31件	○	継続		
12	55	(2)	赤ちゃん交流会	親子で気軽に集え、相談できる場として、地区の公民館等で赤ちゃん交流会を開催し、保健師等による育児相談とともに、地域の方々や活動グループの協力を得て、体操などを行います。	保健センター (健幸政策課)	2	実施回数(回/年)	0回		0回	×	継続	R4年度は 主任児童委員が開催する「まちの子育てひろば」と共同実施した。	
13	55	(1)	幼児精神精密健康診査	医師などによる発達相談、助言により子どもの健全な発達を促します。必要に応じて、療育機関などを紹介します。	保健センター (健幸政策課)	2	実施回数(回/年)	27回	30回	29回	○	継続		
14	55	(2)	就学までの継続支援	3歳児健康診査の終了後においても、保健や福祉、教育の各分野が相互に連携して、子どもの成長に応じた支援を切れ目なく行います。	保健センター (健幸政策課)	2	相談票の回収率(%)	90.2%	85.0%	82.9%	○	継続	5歳児子育て相談票の未提出者に対して、相談票を再送付した。	
15	55	(2)	不育症治療支援事業	不育症についての検査及び治療を受けられた夫婦に対し、経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない検査及び治療費の一部を助成します(所得制限あり)。	保健センター (健幸政策課)	2	不育症治療支援事業助成件数(件/年)	5件		8件	○	継続	令和3年度から所得制限を撤廃した。	

第4章 子どもの健康づくり

基本施策2 思春期保健対策の充実（学校保健等）

【施策の推進方向】

- (1) 喫煙や飲酒、薬物乱用の防止を図るため、イベント等を通して啓発を強化します。
- (2) 体と心の健康を自らがつくるなど、体と心を一体としてとらえた教育や相談を進めます。

【計画作成時の目標の方向性】 【自己評価】

- 1.新規開始 ◎:目標を上回った
- 2.維持または継続 ○:概ね目標通りだった
- 3.増加またはさらに推進 △:目標を下回った★
- 4.その他★ ×:今年度実施せず★

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小★
- ・廃止★

<市の取り組み>

記載 順番	計画 書本 編記 載頁	施策 の推 進方 向	施策名	内容	担当課 (計画策定時の 担当課)	計画策 定時の 目標の 方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己 評価	今後の 方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取 組みなど)
							評価参考指 標 (単位)	令和4 年度の 数値	計画策 定時の 目標値	前回 (R3) の数値				
1	58	(1) (2)	関係機関の連携による健康や栄養指導	学校医や学校歯科医、学校薬剤師等の専門家との協力体制を推進し、健康や栄養指導の充実を図ります。	教育保育課 (学校教育課)	2					○	継続	定期健診や学校環境衛生検査、学校保健委員会等で学校医等と連携をとっている。	
		(2)			教育保育課 (幼児教育保育課)	2					○	継続	定期健診や嘱託医・学校医講座等で連携をとっている。	
2	58	(2) (2)	スポーツ活動の推進	クラブ活動において、健康スポーツ医学の考え方を取り入れた運動を奨励し、スポーツを通して健康の保持や増進を図ります。	教育保育課 (学校教育課)	2					○	継続	契約している医師と連携し研修を行っている。	
		(2)			教育保育課 (幼児教育保育課)	2					○	継続	運動遊び、体操教室の実施などで体を動かす機会を取り入れている。	
3	58	(1) (2)	健康教育の推進、保健学習や指導	生涯を通じて生命を大切に、心豊かにたくましく生きる力を育む健康教育の推進と児童や生徒の心のケアの充実のために、心と体を一体としてとらえた保健学習と指導に努めます。	教育保育課 (学校教育課)	2					○	継続	教育活動において、保健学習を適宜行っている。	
		(2)			教育保育課 (幼児教育保育課)	2					○	継続	教育・保育活動において、養護教諭等が保健学習や指導を適宜行っている。	
4	58	(2)	児童生徒のための相談体制の整備	児童や生徒の心の問題に迅速に対応し、気軽に相談できる体制を整備します。	こども若者相談センター (教育支援センター)	2	教育相談の相談延べ回数	6,682		6,335	◎	継続	昨年と比較すると電話相談が減少し、面接相談が増加した。	相談希望が増加する中、新規の相談ケースへの早期対応の実現を進めていく。
5	58	(2)	教職員の指導力の向上	いじめやカウンセリングなどに関する教職員の研修を充実させ、児童や生徒の心の健康を推進する実践的な指導力の向上に努めます。	教育保育課 (学校教育課)	2					○	継続	適宜、研修を行っている。	
6	58	(2)	児童生徒の心の健康問題に対する総合支援	ストレスの増大などにより、心に問題を抱える児童生徒やLD(学習障害)やADHD(注意欠陥多動性障害)などを含む特別な支援を必要とする児童生徒に対して、個々の状況に応じ支援が求められている中、関係機関と連携しながら、充実したカウンセリングの構築をめざします。	こども若者相談センター (教育支援センター)	2	教育相談の相談延べ回数	6,682		6,335	◎	継続	昨年と比較すると電話相談が減少し、面接相談が増加した。	必要に応じて、情報共有を実施していくことで、関係機関と連携を図りながら、支援を進めていく。

第4章 子どもの健康づくり

基本施策2 思春期保健対策の充実（学校保健等）

【施策の推進方向】

- (1)喫煙や飲酒、薬物乱用の防止を図るため、イベント等を通して啓発を強化します。
- (2)体と心の健康を自らがつくるなど、体と心を一体としてとらえた教育や相談を進めます。

【計画作成時の目標の方向性】【自己評価】

- 1.新規開始 ◎:目標を上回った
- 2.維持または継続 ○:概ね目標通りだった
- 3.増加またはさらに推進 △:目標を下回った★
- 4.その他★ ×:今年度実施せず★

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小★
- ・廃止★

<市の取り組み>

記載順番	計画書本編記載頁	施策の推進方向	施策名	内容	担当課 (計画策定時の担当課)	計画策定時の目標の方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己評価	今後の方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取り組みなど)
							評価参考指標(単位)	令和4年度の数値	計画策定時の目標値	前回(R3)の数値				
7	58	(2)	不登校生への支援	不登校については、児童生徒の思いを受けとめ、理解を深めながら、保護者や関係機関の連携強化に努めます。	こども若者相談センター (教育支援センター)	2	適応教室登録者数	74		72	◎	継続	進級しても、セオリアへの通室を継続する児童生徒がおり、その中には特別支援学級在籍の児童生徒もいる。	登録があるものの、セオリアへの通室に至らない児童生徒もいる。通室に至らない児童生徒への支援については、今後の課題である。
8	59	(1)	アルコールやたばこ、薬物対策の強化	飲酒や喫煙、シンナー、薬物乱用の防止に努めるとともに、心身に与える影響について正しい知識の普及に努めます。	教育保育課 (学校教育課)	2					○	継続	保健の授業等で学習している。	
9	59	(1)	学校安全の推進	児童や生徒の安全意識を高め、学校管理下における事故の減少を図るなど、学校安全の一層の推進を図ります。	教育保育課 (学校教育課)	2					○	継続	防災教育や安全教育を適宜行っている。	
		教育保育課 (幼児教育保育課)			2				○	継続	交通安全指導や防災訓練、保健指導などを実施している。			
10	59	(1)	家庭や地域、学校の連携による学校保健活動	学校保健会での取り組みや保健教育などを通して、学校関係者のみならず、家庭や地域との連携を深め、三位一体となった学校保健活動を推進します。	教育保育課 (学校教育課)	2					○	継続	各校で学校保健委員会等を開催している。	
		教育保育課 (幼児教育保育課)			2				○	継続	保健だより等を通じて家庭・保護者への啓発を実施しているが、地域との取り組みについては、その方法を検討する必要がある。			
11	59	(1)	学校保健会の充実	学校園における保健活動を組織的かつ円滑に推進するため、学校保健会の一層の充実を図ります。	教育保育課 (学校教育課)	2					○	継続	県学校保健会等上位団体との連携をとっている。	
		教育保育課 (幼児教育保育課)			2				○	継続	職員会議において、保健関係の課題について協議し、解決に向けて共通理解をしている。			
12	59	(1)	家庭での健康づくり支援	生活の基盤である家庭で、心の健康や正しい食生活、適切な運動など健康づくりのための知識を家族ぐるみで学べるよう、効果的な啓発活動に取り組みます。	教育保育課 (学校教育課)	2					○	継続	保健だよりや掲示物等を通じて、学校から適宜啓発している。	
		教育保育課 (幼児教育保育課)			2				○	継続	保健だよりや保健指導を通じて園児・家庭への啓発を実施している。			

第5章 歯と口の健康づくり

基本施策1 生涯を通じた歯科疾患の予防と歯と口の働きの維持・向上

【施策の推進方向】

- (1)関係機関との連携により、ライフステージに応じた歯科保健事業に取り組み、「8020運動」の推進に努めます。
- (2)「噛む・かむ・カミング 健康づくり～ひとくち30回運動～」を推進するため、「よく噛み、飲み込む力」の育成に取り組むことで、口腔機能の維持・向上を図り、生涯にわたる歯と口の健康づくりを推進します。

【計画作成時の目標の方向性】 【自己評価】

- 1.新規開始 ◎:目標を上回った
- 2.維持または継続 ○:概ね目標通りだった
- 3.増加またはさらに推進 △:目標を下回った★
- 4.その他★ ×:今年度実施せず★

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小★
- ・廃止★

＜市の取り組み＞

記載順番	計画書本編記載頁	施策の推進方向	施策名	内容	担当課 (計画策定時の担当課)	計画策定時の目標の方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己評価	今後の方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取り組みなど)
							評価参考指標(単位)	令和4年度の数值	計画策定時の目標値	前回(R3)の数值				
1	66	(1)	妊婦歯科健診 妊婦歯科保健指導	妊娠をきっかけに、重症化しやすい歯周病の予防や妊娠中につくられる子どもの歯についての知識等、母子ともに生涯健康な自分の歯で過ごすための情報を提供します。 ・妊婦歯科教室(母親学級) ・妊婦歯科健診(歯科医院)	保健センター (健幸政策課)	2	妊婦歯科教室参加者 妊婦歯科健診受診率	40人 26.5%		64人 29.4%	○	継続	妊婦健診費用助成申請時に個別に歯科健診受診票を配布。	保健師からの案内となるため、よりわかりやすく、該当者に説明できる資料等を検討する
2	67	(1) (2)	乳幼児歯科健診 乳幼児歯科保健指導	母子保健法に基づく乳幼児歯科健診と、歯科保健指導により、乳歯から永久歯への健全な口腔の育成や食べる力を育てるための情報提供や支援をします。 ・もぐもぐ離乳食教室 ・1歳児親子歯科健診 ・1歳6か月児健康診査歯科健診 ・2歳児のびのび教室 ・3歳児健康診査歯科健診 ・2.6歳児・3.6歳児歯科健診 ・4歳児・5歳児歯科健診 ・保育所歯みがき指導	保健センター (健幸政策課)	2	乳幼児健診・教室参加者 ・法定健診 ・その他 保育所指導	1983人 1100人 215人		1,768人 1,238人 0	○	継続	受診や参加が困難な人には個別での対応を行った。	
		(1) (2)			教育保育課 (幼児教育保育課)	2				○	継続	歯科医師会と連携し、啓発している。		
3	67	(2)	学校歯科検診 歯科保健啓発事業	毎年の歯科検診に加え、乳歯から永久歯への交換期にあわせて歯みがきの確認や、むし歯や歯周病の知識を普及啓発します。	教育保育課 (学校教育課)	2					○	継続	歯科医師会と連携し、啓発している。	

第5章 歯と口の健康づくり

基本施策1 生涯を通じた歯科疾患の予防と歯と口の働きの維持・向上

【施策の推進方向】

- (1) 関係機関との連携により、ライフステージに応じた歯科保健事業に取り組み、「8020運動」の推進に努めます。
- (2) 「噛む・かむ・カミング 健康づくり ～ひとくち30回運動～」を推進するため、「よく噛み、飲み込む力」の育成に取り組むことで、口腔機能の維持・向上を図り、生涯にわたる歯と口の健康づくりを推進します。

【計画作成時の目標の方向性】 【自己評価】

- 1. 新規開始 ◎: 目標を上回った
- 2. 維持または継続 ○: 概ね目標通りだった
- 3. 増加またはさらに推進 △: 目標を下回った★
- 4. その他★ ×: 今年度実施せず★

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小★
- ・廃止★

＜市の取り組み＞

記載順番	計画書本編記載頁	施策の推進方向	施策名	内容	担当課 (計画策定時の担当課)	計画策定時の目標の方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)			自己評価	今後の方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取り組みなど)
							評価参考指標(単位)	令和4年度の数値	計画策定時の目標値				
4	67	(1) (2)	歯周病検診 歯周病予防啓発事業	歯周病の予防と早期発見のため、予防歯科センターや歯科医院で歯科健診や歯科相談を実施します。また、口腔がん検診を実施します。	保健センター (健幸政策課)	2	歯周病健診(集団)受診者数	532人 (内後期高齢者69人)	504人(内後期高齢者56人)	○	継続	集団検診では、オーラルフレイルチェックを検査項目に追加した。(65歳以上)	オーラルフレイルチェックの対象者の拡大を検討する。
				・市民歯科健診 ・健康診査歯科健診(後期高齢者含む) ・口腔がん検診 ・歯科相談 ・成人歯科健診(歯科医院)	医療助成・年金課	2	口腔がん検診 成人歯科健診受診率	38人 6.32% (1243人)	20人 6.38% (864人)	○	継続		
5	67	(2)	食と歯の健康教室	生活習慣病を予防、改善するための食生活や歯と口の健康、口腔機能の維持等についての教室を実施します。 ・生活習慣病予防教室	保健センター (健幸政策課)	2	参加者の増加	135人	74人	○	継続	病態別の栄養指導に併せて、歯周病予防や口腔機能向上について指導を行った。	
6	67	(1) (2)	歯と口の健康セミナー	全身の健康ともかかわりの深い歯と口の健康に必要な最新情報の提供や口腔疾患の予防・治療のセミナーを開催し、生涯を通じた歯と口の健康づくりに関する知識を普及啓発します。	保健センター (健幸政策課)	2	参加者の増加	105人	56人	○	継続	歯科医師による歯科の最新情報等テーマ別講話を行った。	
7	67	(1) (2)	歯と口の健康週間事業	一生自分の歯でおいしく食べ、楽しく健康に生活するため、基本となる「歯と口の健康」について意識啓発となる事業や催しを行います。	保健センター (健幸政策課)	2	参加者の増加	1062人	実施なし	○	継続	新型コロナウイルス対策のため2年ぶりの開催。規模を縮小して実施した。	
8	67	(1) (2)	「かかりつけ歯科医」の推進 定期歯科健診・定期歯石除去の啓発	歯と口に対する保健・医療・福祉を提供する「かかりつけ歯科医」を市民が持ち、定期的に歯科健診、歯石除去を受けるよう啓発に努めます。	保健センター (健幸政策課)	2	市民実感調査(年1回以上健診を受けている)	50.40%	49.60%	○	継続	健診、教室等で定期的な検診、歯面清掃の重要性を説明し、受診を促した。	

第5章 歯と口の健康づくり

基本施策2 支援が必要な人の健康づくり

【施策の推進方向】

- (1) 定期歯科健診等の推進により、歯科疾患を予防し、早期発見・早期治療を促すとともに、口腔機能の回復や維持・向上のための支援に取り組みます。
- (2) 高齢者の歯の喪失予防や口腔機能の低下を防止することで、8020健康長寿の推進を図ります。

【計画作成時の目標の方向性】 【自己評価】

- 1.新規開始 ◎:目標を上回った
- 2.維持または継続 ○:概ね目標通りだった
- 3.増加またはさらに推進 △:目標を下回った★
- 4.その他★ ×:今年度実施せず★

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小★
- ・廃止★

<市の取り組み>

記載順序	計画書本編記載頁	施策の推進方向	施策名	内容	担当課 (計画作成時の担当課)	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己評価	今後の方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取り組みなど)
						計画作成時の目標の方向性	評価参考指標 (単位)	令和4年度の 数値	計画作成時の 目標値				
1	70	(2)	正しい知識の普及と啓発	講演会や口腔ケア研修会などで、口腔ケアの必要性や実習ができる機会を提供します。また介護予防教室などで要介護になる前からの健康教室や嚥下体操など、歯と口や栄養に関する情報を発信します。	保健センター (健幸政策課)	2					○	継続	健診教室等の機会に定期的な検診、歯面清掃の重要性等について啓発した。
		(2)			介護保険課	3					○	継続	介護予防教室では、リハビリ専門職との連携体制を構築し、運動だけではなく、オーラルフレイルや栄養について普及・啓発を行うことができた。
2	70	(1) (2)	通所歯科診療	一般の歯科医院では治療が困難な要介護高齢者や障がい者(児)の歯科診療を実施します(ふれあい歯科診療所)。	保健センター (健幸政策課)	2		要介護高齢者 625人 障がい者 1,010人		要介護高齢者 650人 障がい者 963人	○	継続	新型コロナウイルス感染症対策をとりながら、歯科診療、歯科保健指導を実施することができた。
3	70	(1) (2)	訪問歯科診療 訪問口腔ケア	訪問による歯科診療や口腔ケアについて、市歯科医師会立訪問歯科センターとふれあい歯科診療所との連携を図ります。	保健センター (健幸政策課)	2					○	継続	歯科医師会立訪問歯科センターと連携し、訪問ではできない部分の診療を安全に行うことができた。
4	70	(1)	「かかりつけ歯科医」の推進 定期歯科健診・定期歯石除去の啓発【再掲】	歯と口に対する保健・医療・福祉を提供する「かかりつけ歯科医」を市民が持ち、定期的に歯科健診、歯石除去を受けるよう啓発に努めます。	保健センター (健幸政策課)	2	市民実感調査 (年1回以上健診を受けている)	50.40%		49.60%	○	継続	健診、教室等で定期的な検診、歯面清掃の重要性を説明し、受診を促した。

第6章 食育推進による健幸まちづくり ～第2次川西市食育推進計画～（基本目標“食”からひろがる「健幸」まちづくり 食育推進による健幸まちづくり（第2次食育推進計画））

基本施策1 “食”からひろがる健やかな体と豊かな心づくり ～家庭や学校・保育所等における食生活と食文化の継承～

【施策の推進方向】

- (1) 健康的な食生活の啓発を進めます。
- (2) 自然の恵みに気づき、感謝する豊かな心をつくります。
- (3) 家庭での団らんや、学校や保育所等での共食から、食の楽しさやマナーを知り、絆を深めます。

【計画作成時の目標の方向性】【自己評価】

- 1.新規開始 ◎:目標を上回った
- 2.維持または継続 ○:概ね目標通りだった
- 3.増加またはさらに推進 △:目標を下回った
- 4.その他 ×:今年度実施せず

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小
- ・廃止

<市の取り組み>

記載 順番	計画 書本 編記 載頁	施策の 推進 方向	施策名	内容	担当課 (計画策定時の 担当課)	計画策 定時の 目標の 方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己 評価	今後の 方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取 組みなど)
							評価参考指 標 (単位)	令和4 年度の 数値	計画策 定時の 目標値	前回 (R3) の数値				
1	79	(1) (2) (3)	健診や各種教室を通じた食育の啓発	健(検)診後の健康相談会や各種健康教育のほか、健やかな出産・発育を導くとともに、母性を育む食生活や日常生活での健康的な食生活の営みについて啓発します。	保健センター (健幸政策課)	2	食生活関連の健康教育実施者数 [成人・母子合計](人)	1,301		918	○	継続	集団教室の実施が可能になり、昨年以上の件数を実施できた。体調確認、換気などの感染対策を実施し衛生に配慮した。	
2	79	(2)	保育所、幼稚園、学校における、収穫体験や農業体験の充実	田植えや稲刈り、芋ほりなどの農業体験など、栽培・収穫活動を実施します。	教育保育課 (学校教育課)	2					○	継続	小学校では、生活科や、総合的な時間の学習で体験している。園所においても敷地内の畑やプランター、地域にお世話になる等、工夫し取り組んでいる。	
		教育保育課 (学校教育課)			2	栽培・収穫を通じた食育活動				○	継続			
3	79	(1) (2) (3)	学校における食育の推進	「学校における食育の目標と基本方針」に基づきながら、これまで取り組んできた食育を市健幸まちづくり計画(第2次市食育推進計画)と整合を図り、各学校において組織的・計画的に、さらに充実して実践します。	教育保育課 (学校教育課)	2					○	継続	食に関する指導の全体計画を作成し、それに基づき教育活動を行う。	
4	79	(1) (2) (3)	保育所における食育の推進	市健幸まちづくり計画(第2次市食育推進計画)と整合を図った保育所食育計画を策定し、各保育所において組織的・計画的に食育を実践します。	給食課 (幼児教育保育課)	2	園所食育ガイドラインの見直しと、それに基づく園所での実践				○	継続		

第6章 食育推進による健幸まちづくり ～第2次川西市食育推進計画～（基本目標“食”からひろがる「健幸」まちづくり 食育推進による健幸まちづくり（第2次食育推進計画））

基本施策1 “食”からひろがる健やかな体と豊かな心づくり ～家庭や学校・保育所等における食生活と食文化の継承～

【施策の推進方向】

- (1)健康的な食生活の啓発を進めます。
- (2)自然の恵みに気づき、感謝する豊かな心をつくります。
- (3)家庭での団らんや、学校や保育所等での共食から、食の楽しさやマナーを知り、絆を深めます。

【計画作成時の目標の方向性】【自己評価】

- 1.新規開始 ◎:目標を上回った
- 2.維持または継続 ○:概ね目標通りだった
- 3.増加またはさらに推進 △:目標を下回った
- 4.その他 ×:今年度実施せず

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小
- ・廃止

<市の取り組み>

記載順番	計画書本編記載頁	施策の推進方向	施策名	内容	担当課 (計画作成時の担当課)	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己評価	今後の方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取り組みなど)	
						計画作成時の目標の方向性	評価参考指標 (単位)	令和4年度の 数値	計画作成時の 目標値					前回 (R3) の数値
5	80	(1) (2)	給食内容の充実	保育所や学校での給食を通じて、子どもの食への関心を深めます。また、子どもたちの誰もがより良い給食を食べることができるよう環境を整備します。食物アレルギーを有する子どもについても、各家庭における定期的なかかりつけ医の診断と処方箋に基づきながら、保護者と担任と給食担当者らが連絡を密にし、健やかな成長や発達に支障が出ないよう努めます。	給食課 (学務課)	2				○	継続	(学校)(市立保育所・こども園) 概ね予定通りに給食を実施できた。		
		(1)			教育保育課 (学校教育課)	2				○	継続	各校の栄養士や給食担当教師等が家庭と連携を取っている。		
		(1)			教育保育課 (幼児教育保育課)	2	個別対応ケース 応答率の向上			○	継続	個別対応ケース(アレルギー、その他疾患等)の応答要望に、園所・家庭で出来ること出来ないことを各保護者と共有したうえで、家庭と園所、給食担当が連携をとって進めている。		
6	80	(3)	給食を通した子どもの豊かな心の育成	安定した人間関係と楽しい雰囲気の中で様々な食活動を体験し、豊かな心を育むとともに正しい食事マナーの習得を図ります。	給食課 (学務課)	2				○	継続	(学校)(市立保育所・こども園)		
		(1) (2) (3)			教育保育課 (学校教育課)	2				○	継続	食に関する指導の全体計画に基づき、給食指導を通してマナーの体得に努めた。		
		(2) (3)			給食課 (幼児教育保育課)	2	食器・食具の検証と見直し			○	継続	(市立保育所・こども園)H30年度に策定したガイドラインに基づき、児童の年齢区分や献立等に応じて食器・食具を選定して活用している。今後、必要に応じて検証と見直しを行う。		
7	80	(1) (2)	給食だより・献立表などによる啓発	給食だよりや献立表などを通じて、食の大切さや家族団らんの大切さ、栄養に関する情報提供等を行います。	給食課 (学務課)	2	毎月の献立表の配布	11回	11回	11回	○	継続	(学校) 給食だよりや献立表のコラムを通じて情報提供を行えた。	
		(1) (2) (3)			給食課 (幼児教育保育課)	2	毎月の給食だよりと献立カレンダーの発行(回)	12	12	12	○	継続		

第6章 食育推進による健幸まちづくり ～第2次川西市食育推進計画～（基本目標“食”からひろがる「健幸」まちづくり 食育推進による健幸まちづくり（第2次食育推進計画））

基本施策1 “食”からひろがる健やかな体と豊かな心づくり ～家庭や学校・保育所等における食生活と食文化の継承～

【施策の推進方向】

- (1) 健康的な食生活の啓発を進めます。
- (2) 自然の恵みに気づき、感謝する豊かな心をつくります。
- (3) 家庭での団らんや、学校や保育所等での共食から、食の楽しさやマナーを知り、絆を深めます。

【計画作成時の目標の方向性】【自己評価】

- 1. 新規開始 ◎: 目標を上回った
- 2. 維持または継続 ○: 概ね目標通りだった
- 3. 増加またはさらに推進 △: 目標を下回った
- 4. その他 ×: 今年度実施せず

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小
- ・廃止

<市の取り組み>

記載順番	計画書本編記載頁	施策の推進方向	施策名	内容	担当課 (計画策定時の担当課)	計画策定時の目標の方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己評価	今後の方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取組みなど)
							評価参考指標(単位)	令和4年度の数値	計画策定時の目標値	前回(R3)の数値				
8	80	(1) (2) (3)	子どもを対象とした講座・調理実習等の開催	子どもを対象とする食育の講座、家庭科や特別活動での調理実習や調理体験を実施し、子どもの食育への関心を高めます。	教育保育課 (学校教育課)	2					○	継続	(学校) 感染症対策を行い、教育活動の中で適宜行っている。	
					教育保育課 (幼児教育保育課)	2	クッキング活動				○	継続	コロナ禍の限られた状況ではあるが、感染症対策を行い、保育や教育活動の中で適宜行っている。	
9	80	(1) (2) (3)	就学前児童に対する食育にかかわる情報の発信	保育所の子育て支援ルームなどを活用し、未就学児を対象とした食育にかかわる情報を発信します。	教育保育課 (幼児教育保育課)	2	各種行事等でパネル展示、映像放映、レシピ集の配布				○	継続	子育て支援ルームなどにおいて、食育に関する冊子や掲示物などで情報発信を行った。	
10	80	(1)	小児生活習慣病検診の実施	生活習慣病の予防及び早期発見のため、市医師会への委託により、小学4年生を対象に、生活習慣のアンケート調査と精密検査(血液検査、体脂肪・血圧測定等)、希望者に個別で食事や運動指導、講演会を行う「小児生活習慣病検診」を実施します。	教育保育課 (学校教育課)	2					○	継続	例年医師会と連携し、実施している。	
11	80	(1) (2) (3)	川西市PTA連合会(厚生給食委員会)への支援	子どもの健やかな成長とともに保護者の子育てを支援する活動の一環として、調理師との懇談会や食育学習会、親子クッキング、給食試食会、大学学食ツアーなどを実施されているPTA連合会の活動を支援します。	教育保育課 (社会教育課)	2					×	廃止	令和2年度より組織改編で厚生給食委員会が廃止されたため	
12	80	(1)	かわにし健幸れすとらんの実施	地域の飲食産業を通じた市民の健康づくりと地域振興を図るため、ヘルシーメニューの提供やヘルスサポートを実施する飲食店を認定し、市ホームページで「かわにし健幸れすとらん」として市民へ紹介します。	国民健康保険課	2					△	廃止	令和4年度は新規店舗の掲載がなかったため(データヘルス計画上では、5店舗掲載を目標としている)。	次期データヘルス計画では、取組として記載しない予定。市ホームページにヘルスメニューを掲載するなど、取組内容の移行を検討する。
					保健センター (健幸政策課)	2					△	継続	新規店舗掲載のための栄養価計算依頼はなかった。	

第6章 食育推進による健幸まちづくり ～第2次川西市食育推進計画～（基本目標“食”からひろがる「健幸」まちづくり 食育推進による健幸まちづくり（第2次食育推進計画））

基本施策1 “食”からひろがる健やかな体と豊かな心づくり ～家庭や学校・保育所等における食生活と食文化の継承～

【施策の推進方向】

- (1) 健康的な食生活の啓発を進めます。
- (2) 自然の恵みに気づき、感謝する豊かな心をつくります。
- (3) 家庭での団らんや、学校や保育所等での共食から、食の楽しさやマナーを知り、絆を深めます。

【計画作成時の目標の方向性】【自己評価】

- 1.新規開始 ◎:目標を上回った
- 2.維持または継続 ○:概ね目標通りだった
- 3.増加またはさらに推進 △:目標を下回った
- 4.その他 ×:今年度実施せず

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小
- ・廃止

<市の取り組み>

記載順番	計画書本編記載頁	施策の推進方向	施策名	内容	担当課 (計画策定時の担当課)	計画策定時の目標の方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己評価	今後の方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取り組みなど)
							評価参考指標(単位)	令和4年度の数值	計画策定時の目標値	前回(R3)の数值				
13	80	(1)	災害など非常時の備えへの啓発	災害に備え、市地域防災計画に基づき計画的な食糧等の備蓄を行うとともに、家庭での食糧等の備蓄についても啓発を行います。また、初期の避難所などでの食生活支援マニュアル等の定期的な見直しや検討を行います。	危機管理課	2					◎	継続	市地域防災計画に基づく備蓄計画を継続した。また、自助の観点からホームページ、出前講座、地域の防災訓練などで備蓄の必要性を才お知らせするとともに、4万人以上の高齢者等に防災備蓄品を送付して防災啓発を実施した。	防災備蓄品の送付は令和4年度のみ事業のため、継続的な啓発につなげる必要がある。
		保健センター (健幸政策課)			2					○	継続	兵庫県市町栄養士連絡協議会阪神ブロックにて、避難所食生活支援マニュアルの見直しを年3回にわたり検討した。	現状に沿った内容にするため、定期的にマニュアルの更新や啓発を行う。	

第6章 食育推進による健幸まちづくり ～第2次川西市食育推進計画～（基本目標“食”からひろがる「健幸」まちづくり 食育推進による健幸まちづくり（第2次食育推進計画））

基本施策2 “食”からひろがる地域のつながり ～地域における健全な食環境と循環～

【施策の推進方向】

- (1) 地産地消を知って、ふるさと川西を味わえる施策を進めます。
- (2) 食に関する環境にやさしい生活の大切さを啓発します。

【計画作成時の目標の方向性】【自己評価】

- 1.新規開始 ◎:目標を上回った
- 2.維持または継続 ○:概ね目標通りだった
- 3.増加またはさらに推進 △:目標を下回った
- 4.その他 ×:今年度実施せず

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小
- ・廃止

＜市の取り組み＞

記載順番	計画書本編記載頁	施策の推進方向	施策名	内容	担当課 (計画作成時の担当課)	計画作成時の目標の方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己評価	今後の方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取り組みなど)
							評価参考指標 (単位)	令和4年度の 数値	計画作成時の 目標値	前回 (R3) の数値				
1	84	(2)	食の安全・安心に関する知識の普及と啓発	正しい知識に基づいて食材を選択できるよう、食の安全に関する知識の啓発や情報提供を行います。	教育保育課 (学校教育課)	2					○	継続	原則、国のガイドライン等に応じ、指導内容を検討して通知している。	
		(2)			保健センター (健幸政策課)	2					○	継続	市ホームページやチラシを作成し配布することで、食に関する知識の啓発や情報提供を行った。	国や各学会が示すガイドライン等を参考に、新しく新しい知識に基づいた指導を実施していく。
2	84	(1)	地場産物の販売	市内3か所の農産物直売所を通して地場産野菜の販売を支援し、生産者の顔が見える地場産物直売所の販売促進を図ります。	産業振興課	2	直売所PRチラシ 発行数(枚)	200	100	0	○	継続		「川西そだち」のほりを地域の直売所や市内農産物を扱う小売店に配布する。
3	84	(1)	特産品のPR	特産である「いちじく」、「もも」などの即売会の開催や、農産物直売所への支援を行います。	産業振興課	2	いちじく・ももの即売会等の来場者数(人)	600	1,100	0	○	継続	桃:実施 いちじく:中止	
4	84	(1) (2)	食の情報を得る力の向上をめざす啓発	消費者啓発団体と協働し、食生活に関する正しい情報を的確に得るための啓発や情報提供を行います。	生活安全課(消費生活センター)	2					○	継続	まちづくり出前講座で消費者啓発団体と協働し、食について2保育園(95人)に啓発を実施した。	
5	84	(1) (2)	給食における日本型食生活の充実	日本型食生活が実践できるようになるとともに、給食に地場産物の活用や旬の食材が提供できるよう、関係機関との連携を図ります。	給食課 (学務課)	2					○	継続	(学校) JAや青果業者と連携し、地場産物の活用、旬の食材の使用に努めた。	
		(1) (2)			給食課 (幼児教育保育課)	2	「和食給食」の推進				○	継続		
6	85	(2)	米飯給食の推進	平成22年9月末からの完全米飯給食の取り組みを機に、給食を食べる子ども、給食を提供する職員も、食育のあり方を考え、さらなる発展をめざします。	給食課 (学務課)	2	残食率(主菜及び副菜)	1.61%	1%	2.05%	○	継続	(学校) コロナ禍で学級閉鎖や登校自粛、配膳方法やおかわりの方法が変わったことが引き続き影響したものと思われる。	

第6章 食育推進による健幸まちづくり ～第2次川西市食育推進計画～（基本目標“食”からひろがる「健幸」まちづくり 食育推進による健幸まちづくり（第2次食育推進計画））

基本施策2 “食”からひろがる地域のつながり ～地域における健全な食環境と循環～

【施策の推進方向】

- (1) 地産地消を知って、ふるさと川西を味わえる施策を進めます。
- (2) 食に関する環境にやさしい生活の大切さを啓発します。

【計画作成時の目標の方向性】【自己評価】

- 1.新規開始 ◎:目標を上回った
- 2.維持または継続 ○:概ね目標通りだった
- 3.増加またはさらに推進 △:目標を下回った
- 4.その他 ×:今年度実施せず

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小
- ・廃止

<市の取り組み>

記載順番	計画書本編記載頁	施策の推進方向	施策名	内容	担当課 (計画策定時の担当課)	計画策定時の目標の方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己評価	今後の方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取り組みなど)
							評価参考指標(単位)	令和4年度の数値	計画策定時の目標値	前回(R3)の数値				
7	85	(2)	にぎわいの創出	より多くの市民が地域で交流することや商業の振興などを通じて、多様な食育の考え方の裾野をひろげていきます。	保健センター (健幸政策課)	2	広報誌「おとなも子どもも食と育つ」コーナーへの参画部署・団体数	4		6	○	継続	広報誌「食と育つ」のコーナーにて、食育ビクトグラムのテーマに基づいた市内直売所で入手しやすい旬の食材を用いたレシピを掲載した。	複数ある食育ビクトグラムを順次紹介できるよう今後に向けて検討を進める。
		(1) (2)			産業振興課	2	かわにしまるまるマルシェの来場者数(人)	0	1,100人	0	×	継続	かわにしまるまるマルシェを農産物直売支援事業に付け替えた。	・「川西そだち」のほりを地域の直売所や市内産農産物を扱う小売店に配布する。 ・農産物直売支援事業を実施する。
8	85	(2)	ごみ減量に向けた啓発	ごみ減量出前講座、ごみ減量チャレンジ・モニター制度等を通じて、リデュース(発生抑制)やリユース(再使用)、リサイクル(再生利用)をひろげる啓発を行います。	美化推進課	2	ごみ減量出前講座、子ども向けごみ学習会開催回数(回)	10	25	2	△	継続	コロナ禍で開催回数が減少しているが、令和4年度は、ごみ減量出前講座を4回、子ども向け学習会を6回実施した。	講座や学習会のプログラム内容について、ごみ減量の効果が得られるように創意工夫する。
9	85	(2)	食品廃棄物の減量に向けた取り組みの充実	「食べ残しゼロ運動」を推進するとともに、生ごみを堆肥化して、有効活用できるよう支援するなど、食品廃棄物の減量に取り組みます。	美化推進課	2	川西市食べ残しゼロ運動協力店舗数(店)	37	38	40	△	継続	食品ロス削減のために取り組んでいる事を市内在住者に募り、ホームページにて取組を紹介した。	食べ残しゼロ運動に協力していただける店舗に声をかけ、店舗数を増やす。

第6章 食育推進による健幸まちづくり ～第2次川西市食育推進計画～（基本目標“食”からひろがる「健幸」まちづくり 食育推進による健幸まちづくり（第2次食育推進計画））

基本施策3 次世代へつながり、ひろがる食育の“輪” ～食育を育み 守り 継ぐしくみ～

【施策の推進方向】

- (1) “食”に関する情報を得やすいネットワークづくりを進めます。
- (2) 家庭や地域における食育活動をひろげます。

【計画作成時の目標の方向性】【自己評価】

- 1.新規開始 ◎:目標を上回った
- 2.維持または継続 ○:概ね目標通りだった
- 3.増加またはさらに推進 △:目標を下回った
- 4.その他 ×:今年度実施せず

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小
- ・廃止

<市の取り組み>

記載順番	計画書本編記載頁	施策の推進方向	施策名	内容	担当課 (計画策定時の担当課)	計画策定時の目標の方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己評価	今後の方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取り組みなど)
							評価参考指標(単位)	令和4年度の数値	計画策定時の目標値	前回(R3)の数値				
1	90	(1)	かわにし健幸れすとらんの実施【再掲】	地域の飲食産業を通じた市民の健康づくりと地域振興を図るため、ヘルシーメニューの提供やヘルスサポートを実施する飲食店を認定し、市ホームページで「かわにし健幸れすとらん」として市民へ紹介します。	国民健康保険課	2					△	廃止	次期データヘルス計画では、取組として記載しない予定。市ホームページにヘルシーメニューを掲載するなど、取組内容の移行を検討する。	
		保健センター(健幸政策課)			2					△	継続	新規店舗掲載のための栄養価計算依頼はなかった。		
2	90	(1)	地産地消に関する情報提供	地場産農産物の販売所などの情報を収集し、ホームページや各種の広報媒体を利用しながら情報発信を推進します。	産業振興課	2	直売所やマルシェ等の情報についてのホームページや広報への記事掲載(掲載数)	10	10	10	○	継続	市として必要と考える、市内農産物をアピールする手法を検討していく。	
3	90	(1) (2)	食を通じた産業振興の支援	地域が主体となって企画し参画する「きんたくんバル」など、食を通じた産業振興の取り組みを支援します。	産業振興課	2	バルへの参加店舗数(店舗)	0	50	0	×	廃止	R元年度に廃止	
4	90	(1) (2)	食育に関する地域の社会資源との連携による推進	食育に関する社会資源と、引き続き連携を図り、家庭や地域に食を通じた取り組みが浸透するよう支援を行います。	保健センター(健幸政策課)	3	地域組織や食育関連団体との連絡会や会議の開催、または出席	1		2	○	継続	食育推進会議に参加した。社会資源と連携し、市の食育施策の方向性を継続して協議していく。	
5	90	(1) (2)	「食育月間」、「食育の日」の普及と啓発	国の食育推進基本計画で定められた6月の「食育月間」や毎月19日の「食育の日」、県で定められた10月の「ひょうご食育月間」にあわせて、市独自のスローガンと行動目標や、減塩や野菜摂取などを勧め、また、家族や友人と一緒に楽しく食事をとることを普及啓発します。	保健センター(健幸政策課)	2	食育啓発媒体を用いた効果的な周知(かわにし食育カレンダーの配布)	3755		3550	○	継続	「かわにし食育カレンダー」を発行。薬剤師会や保育所担当課を通して市内薬局や保育所等でも配布。食育関連部署と連携し、今後も継続予定。多様な食に関するテーマを掲載するため、他部署や地域団体等の継続的な連携について協議する。	

第6章 食育推進による健幸まちづくり ～第2次川西市食育推進計画～（基本目標“食”からひろがる「健幸」まちづくり 食育推進による健幸まちづくり（第2次食育推進計画））

基本施策3 次世代へつながり、ひろがる食育の“輪” ～食育を育み 守り継ぐしくみ～

【施策の推進方向】

- (1) “食”に関する情報を得やすいネットワークづくりを進めます。
- (2) 家庭や地域における食育活動をひろげます。

【計画作成時の目標の方向性】【自己評価】

- 1.新規開始 ◎:目標を上回った
- 2.維持または継続 ○:概ね目標通りだった
- 3.増加またはさらに推進 △:目標を下回った
- 4.その他 ×:今年度実施せず

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小
- ・廃止

<市の取り組み>

記載 順番	計画 書本 編記 載頁	施策 の推 進方 向	施策名	内容	担当課 (計画策定時の 担当課)	計画策 定時の 目標の 方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)			自己 評価	今後の 方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取 組みなど)	
							評価参考指 標 (単位)	令和4 年度の 数値	計画策 定時の 目標値					
6	90	(1)	食育啓発の推進	栄養・食生活に関する積極的な情報提供に努めます。	保健センター (健幸政策課)	2	食育啓発媒体を用いた効果的な周知(かわにし食育推進だよりの配布)	2000		2200	○	継続	「かわにし食育推進だよりの第3号」を発刊した。	常に興味を持ってもらえるような内容を今後も検討していく。

第7章 スマートウェルネスシティの健幸まちづくり

基本施策1 健幸まちづくりの推進

【施策の推進方向】

- (1) 人がまちに出かけたいくなるよう支援します。
- (2) 健幸をささえ、守るための地域づくりを進めます。

【計画作成時の目標の方向性】【自己評価】

- 1.新規開始 ◎:目標を上回った
- 2.維持または継続 ○:概ね目標通りだった
- 3.増加またはさらに推進 △:目標を下回った★
- 4.その他★ ×:今年度実施せず★

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小★
- ・廃止★

<市の取り組み>

記載順番	計画書本編記載頁	施策の推進方向	施策名	内容	担当課 (計画策定時の担当課)	計画策定時の目標の方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己評価	今後の方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取り組みなど)
							評価参考指標(単位)	令和4年度の数值	計画策定時の目標値	前回(R3)の数值				
1	98	(1) (2)	健幸マイレージ制度	運動・スポーツ無関心層に対して、健康ポイントの付与や歩数などのデータの見える化を図ることで、行動変容の喚起を促し、運動・スポーツの習慣化につなげることで、健康寿命の延伸をめざします。	保健センター (健幸政策課)	3	新規参加者数(人)	1,428	1,000	1,133	◎	廃止	目標を上回る募集があり、予定を上回る新規参加者を獲得できた。	令和4年度をもって健幸マイレージは終了したが、新たな健康施策が実施されるまでの間、民間業者と連携して市民の運動習慣を継続させる。
2	98	(1) (2)	きんたくん健幸体操	大学と提携して新しく作製した「きんたくん健幸体操」をみんなで行うことにより心身の健康づくり、地域とのふれあい、仲間づくりを推進します。	保健センター (健幸政策課)	2	Let'sきんたくん健幸体操参加人数(人)	0		0	△	継続	新型コロナウイルス感染症の影響で中止としたが、リーダーのスキルアップの講座を開催した。また、リーダー会を定期的に開催し、再開に向けた準備を行った。	
3	98	(1) (2)	出前健幸測定会	出前健幸測定会を地域・コミュニティ組織等と協働して行うことで自らの健康づくりへの気づきを促すとともに、身近な地域での交流や健幸の仲間づくりを推進します。	保健センター (健幸政策課)	2	実施回数(回)	3		1	△	継続	新型コロナウイルス感染症の影響で地域でのイベント等が中止となったため、減少した。	
4	98	(1) (2)	地域介護予防活動支援事業	きんたくん健幸体操<転倒予防・いきいき百歳体操編>による通いの場づくりを推進します。	介護保険課	3	通いの場の自主グループ数	45 (新規:7)	58	38 (新規:2 解散:1)	△	拡充	マンネリ化、モチベーションアップのために登録者向けのリーフレットを作成し配布した。	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業とあわせた事業展開の検討
5	98	(2)	健康遊具の設置	健康遊具を公園に設置し、気軽に健康づくりができる機会を提供します。	公園緑地課	3	・健康遊具がある公園数(箇所) ・健康遊具の設置数(基)	・65箇所 ・127箇所		・64箇所 ・126基	○	継続	健康遊具の新設有り。	必要性に応じて健康遊具の設置を進める。
6	98	(1) (2)	健康イベントの実施	キセラ川西せせらぎ公園等を活用したウォーキングなどのイベントを実施し、身近な健康拠点としての利用を促進します。	保健センター (健幸政策課)	2	運動習慣化イベント参加者数(人)	0		0	×	継続	新型コロナウイルス感染拡大等により、令和3年度に続き集団での健幸イベントの開催は見送った。	集団イベントが実施できるよう、コロナ対策や実施時期等を検討する。

第7章 スマートウェルネスシティの健幸まちづくり

基本施策1 健幸まちづくりの推進

【施策の推進方向】

- (1) 人がまちに出かけたいくなるよう支援します。
- (2) 健幸をささえ、守るための地域づくりを進めます。

【計画作成時の目標の方向性】 【自己評価】

- 1.新規開始 ◎:目標を上回った
- 2.維持または継続 ○:概ね目標通りだった
- 3.増加またはさらに推進 △:目標を下回った★
- 4.その他★ ×:今年度実施せず★

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小★
- ・廃止★

<市の取り組み>

記載順番	計画書本編記載頁	施策の推進方向	施策名	内容	担当課 (計画策定時の担当課)	計画策定時の目標の方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)			自己評価	今後の方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取り組みなど)	
							評価参考指標(単位)	令和4年度の数值	計画策定時の目標値					前回(R3)の数值
7	98	(2)	地域活動への参加の促進	市民に地域での活動の重要性を知ってもらい、市民が参加しやすくなるような活動をコミュニティ組織や自治会が行えるよう支援します。	参画協働課	3	自治会やコミュニティの活動に参加している市民の割合	30.8%	50%	30.8%	△	継続	「参加している」と回答した方は、昨年と数値は変わらない。目標値には届いておらず、継続した取組が必要。	活動自粛などにより参加しなくなった方が、再び参加してもらえるようなきっかけづくりや、参加している方が今後も継続して活動してもらえるような仕組みづくりを検討する必要がある。
						3	自治会やコミュニティ、ボランティアやNPOの地域づくり活動によって、お互いに支えあっていると思う市民の割合	40.5%	70%	45.4%	△	継続	「感じる」と回答した方の割合は昨年度より減少している。継続した取組が必要。	地域活動には防犯活動や緊急時の助け合いなど、平時には目に見えない活動も多く、必要性を感じにくい部分がある。活動の見える化や実施主体の情報発信等のPRを行っていく必要がある。
8	98	(1)	商業の活性化	きんたくんバルなどのイベントやかわにし健幸れすとらん等を通じて、日常的な店舗の利用促進による活性化を図ります。	産業振興課	2	バルへの参加店舗数(店舗)	0	50	0	×	廃止	R元年度に廃止	
		国民健康保険課			2					△	廃止	令和4年度は新規店舗の掲載がなかったため(データヘルス計画上では、5店舗掲載を目標としている)。	次期データヘルス計画では、取組として記載しない予定。市ホームページにヘルスマネジメントメニューを掲載するなど、取組内容の移行を検討する。	
9	99	(2)	公共交通網を維持するための支援	交通環境の向上を図るために、交通事業者・利用者・地域・行政等の各役割分担によるモビリティ・マネジメント※を推進し、公共交通の維持に努めます。 ※モビリティ・マネジメント:一人ひとりの移動(モビリティ)や、街や地域交通(モビリティ)などを、それぞれに関わる主体が、色々と工夫を重ねながら改善していく取り組み。	交通政策課	3	主に鉄道やバス等の公共交通機関を利用している市民の割合	45.1%	60.0%	47.0%	△	継続		コロナ禍以降、モビリティ・マネジメントの実施回数は低下したままの状態であり、コロナ禍前までの実施回数に戻せるよう改めて推進していく必要がある。
10	99	(2)	自転車通行空間の整備	安全に通行できる自転車通行空間を整備に努めます。	道路整備課	1	11.6(km)	3.5	11.6	3.5	△	継続	令和4年度の実績は無いが、継続した取組をしている。	自転車事故が多発している地域の対策が必要である。

第7章 スマートウェルネスシティの健幸まちづくり

基本施策1 健幸まちづくりの推進

【施策の推進方向】

- (1) 人がまちに出かけたいよう支援します。
- (2) 健幸をささえ、守るための地域づくりを進めます。

【計画作成時の目標の方向性】【自己評価】

- | | |
|--------------|-------------|
| 1.新規開始 | ◎:目標を上回った |
| 2.維持または継続 | ○:概ね目標通りだった |
| 3.増加またはさらに推進 | △:目標を下回った★ |
| 4.その他★ | ×:今年度実施せず★ |

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小★
- ・廃止★

<市の取り組み>

記載 順番	計画 書本 編記 載頁	施策 の推 進方 向	施策名	内容	担当課 (計画策定時の 担当課)	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己 評価	今後の 方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取 組みなど)
						計画策 定時の 目標の 方向性	評価参考指 標 (単位)	令和4 年度の 数値	計画策 定時の 目標値				

第8章 安心して暮らせる救急・医療の体制づくり

基本施策1 救急・災害医療の充実

【施策の推進方向】

(1) 救急・災害医療の充実について、兵庫県に働きかけるとともに、近隣市との協力体制を強化し、広域的な医療体制の構築に努めます。

【計画作成時の目標の方向性】 【自己評価】

- | | |
|--------------|-------------|
| 1.新規開始 | ◎:目標を上回った |
| 2.維持または継続 | ○:概ね目標通りだった |
| 3.増加またはさらに推進 | △:目標を下回った★ |
| 4.その他★ | ×:今年度実施せず★ |

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小★
- ・廃止★

<市の取り組み>

記載 順番	計画 書本 編記 載頁	施策 の推 進方 向	施策名	内容	担当課 (計画策定時の 担当課)	計画策 定時の 目標の 方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己 評価	今後の 方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取 組みなど)
							評価参考指 標 (単位)	令和4 年度の 数値	計画策 定時の 目標値	前回 (R3) の数値				
1	101	(1)	救急医療体制の整備	地域の中核的な医療機関である「市立川西病院」での救急医療体制については、市民の安心と信頼を得られるよう、体制や連携の充実を引き続き図ります。	保健・医療政策課 (病院改革推進課)	2					○	継続	令和4年8月に市立川西病院が閉院、市立総合医療センターが開院し、引き続き救急患者の受入を行った。	
2	101	(1)	2次救急医療の確保	「2次救急医療」については、市内及び阪神北圏域での病院群が輪番制を維持し連携を継続します。	保健・医療政策課 (健康政策課)	2					○	継続	宝塚市・伊丹市・川西市で輪番制により対応病院を確保した。	
3	101	(1)	関係医療機関・市民自主防災組織との連携	関係機関や自主防災組織などとの連携により、医療業務や医薬品の供給、救護所の開設など、災害時の救急医療体制が一層実効あるものとなるよう、その充実に努めます。	危機管理課	2					△	継続	地域の自主防災組織に対する出前講座や訓練による防災意識の向上と連携を図った。なお、地域防災計画の医療助産体制の協議を実施したが、地域防災計画には掲載できていない。	今年度の地域防災計画の更新時に医療助産体制の見直しを実施する。
4	101	(1)	阪神北広域こども急病センター	夜間・休日でのこどもの初期救急対応として、阪神北広域こども急病センターでの診療や電話による小児救急医療相談の周知を図ります。	保健・医療政策課 (健康政策課)	2					○	継続	市HPや広報誌、健康づくりBOOK等に掲載し周知した。	
5	101	(1)	休日応急診療(内科)と休日歯科応急診療の実施	市医師会と市歯科医師会の協力のもと、休日応急診療(内科)や市休日歯科応急診療を開設します。	保健センター (健康政策課)	2					○	継続	市応急診療所(令和4年9月から旧市立川西病院跡に移転し令和5年3月末で閉院) ・休日歯科診療所を開設し対応した。	令和5年度からは、4月開院の川西リハビリテーション病院で休日内科診療を実施。

第8章 安心して暮らせる救急・医療の体制づくり

基本施策2 地域医療の基盤づくりと疾病対策

【施策の推進方向】

- (1) 保健・医療・福祉が連携し、健康増進や疾病予防、適正な医療を充実できる地域医療体制の充実をめざします。
- (2) 地域の中核病院として、市立川西病院における良質で安全な医療サービスを提供します。

【計画作成時の目標の方向性】 【自己評価】

- 1.新規開始 ◎:目標を上回った
- 2.維持または継続 ○:概ね目標通りだった
- 3.増加またはさらに推進 △:目標を下回った★
- 4.その他★ ×:今年度実施せず★

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小★
- ・廃止★

＜市の取り組み＞

記載順番	計画書本編記載頁	施策の推進方向	施策名	内容	担当課 (計画作成時の担当課)	計画作成時の目標の方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己評価	今後の方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取り組みなど)
							評価参考指標(単位)	令和4年度の数値	計画作成時の目標値	前回(R3)の数値				
1	104	(1)	市民への啓発と教育	身近にかかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つよう、関係機関と連携を図りながら市民への啓発を進めます。	保健センター (健幸政策課)	3					○	継続	各医療関係機関と協力するとともに、全戸配布している「健康づくり事業のご案内」等により啓発を行った。	
2	104	(1)	かかりつけ医等の普及と定着	市広報誌の活用をはじめ、かかりつけ医等の医療マップの作成、インターネットによる情報発信など、様々なPR媒体による広報活動に努めます。	保健センター (健幸政策課)	2					○	継続	引き続き、関係機関と協力し市民への医療情報の提供を図る。ホームページで新型コロナウイルス感染症による受診控えに関連して記事を掲載。	
3	104	(1)	地域医療構想の推進	兵庫県地域医療構想による在宅医療の充実等について国・県と連携しながら施策の推進を図ります。	保健センター (健幸政策課)	2					○	継続	県保健医療計画に基づき、関係機関と連携しながら施策の推進を図る。	
4	104	(1)	地域包括ケアシステムの推進	川西市・猪名川町在宅医療・介護連携支援センターの運営を支援することで、地域の医療・介護などの専門職の連携をサポートします。	介護保険課	2	在宅塾の開催数	4		3	○	継続	研修会の開催により専門職の知識向上・情報共有を図ることが出来ている。	オンライン開催数は増えてきているものの専門職の参加数が増えるようなテーマを展開していく必要がある。
		保健センター (健幸政策課)			2				○	継続				
5	104	(1)	つながりノート	高齢者が、地域でいきいき暮らせる様に、地域見守りネットワーク構築や医師会の協力を得て医療介護情報連携ツール(つながりノート)の普及に努めます。また、つながりノートをより多くの方が活用できるように、内容改定を行い、一層の充実を図ります。	介護保険課	2	つながりノートの利用者数	63	140	130	○	継続	新規者は14人であったが、入所や入院・死亡などによる中止者も82人あり見込み値よりも少なくなっている。今後、より効果的な周知・啓発を実施する必要がある。	多職種連携ツールとしてのノートの改訂や運用の見直しとともに、ICT化など使用者の作業効率化を図る必要がある。また利用者のさらなる拡大を目指すため啓発方法についても検討をしていく必要がある。

第8章 安心して暮らせる救急・医療の体制づくり

基本施策2 地域医療の基盤づくりと疾病対策

【施策の推進方向】

- (1) 保健・医療・福祉が連携し、健康増進や疾病予防、適正な医療を充実できる地域医療体制の充実をめざします。
- (2) 地域の中核病院として、市立川西病院における良質で安全な医療サービスを提供します。

【計画作成時の目標の方向性】 【自己評価】

- 1.新規開始 ◎:目標を上回った
- 2.維持または継続 ○:概ね目標通りだった
- 3.増加またはさらに推進 △:目標を下回った★
- 4.その他★ ×:今年度実施せず★

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小★
- ・廃止★

<市の取り組み>

記載順番	計画本編記載頁	施策の推進方向	施策名	内容	担当課 (計画作成時の担当課)	計画作成時の目標の方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己評価	今後の方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取り組みなど)
							評価参考指標 (単位)	令和4年度の 数値	計画作成時の 目標値	前回 (R3) の数値				
6	104	(1)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神病床における1年以上長期入院患者が地域で生活するために必要な支援を行うにあたり、保健・医療・福祉関係者が互いに連携しながら、支援方法やそれぞれの役割などを協議する場を設置します。	障害福祉課	1					○	継続	平成30年度より川西市障がい者自立支援協議会の専門部会「精神障がい者支援部会」を、保健、医療、福祉関係者による協議の場として位置づけ、長期入院精神障がい者の地域移行、地域で生活するために必要な支援等について取り組んでいる。	地域移行については、病院とも連携して行う方法を検討していく必要がある。
7	104	(1)	医療的ケア児に対する支援体制の充実	医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健や医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図る協議の場を設置し、支援体制の充実を図ります。	こども支援課 (障害福祉課)	1					○	継続	平成30年度より川西市障がい者自立支援協議会の専門部会「こども支援部会」を、保健や医療、障がい福祉、保育、教育等関係機関等連携を図る協議の場として位置づけ、医療的ケアを要する障がい児への支援のあり方等について取り組んでいる。4回開催。	左記部会では多様な議論を行うため、医療的ケア児に対する支援についての議論が不足している。部会の下部組織として分科会を設定し、十分な議論ができる体制を整える。
8	104	(1)	病診・病病連携	かかりつけ医等の活動を軸として、市民への適切な医療の提供と医療資源の有効活用を図るための「病診」及び「病病」連携への取り組みを支援していきます。	保健センター (健幸政策課)	2					○	継続	医師会等と連携し取組の支援に努めた。	

第8章 安心して暮らせる救急・医療の体制づくり

基本施策2 地域医療の基盤づくりと疾病対策

【施策の推進方向】

- (1) 保健・医療・福祉が連携し、健康増進や疾病予防、適正な医療を充実できる地域医療体制の充実をめざします。
- (2) 地域の中核病院として、市立川西病院における良質で安全な医療サービスを提供します。

【計画作成時の目標の方向性】 【自己評価】

- 1.新規開始 ◎:目標を上回った
- 2.維持または継続 ○:概ね目標通りだった
- 3.増加またはさらに推進 △:目標を下回った★
- 4.その他★ ×:今年度実施せず★

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小★
- ・廃止★

<市の取り組み>

記載 順番	計画 本編 記載頁	施策 の推 進方 向	施策名	内容	担当課 (計画策定時の 担当課)	計画策 定時の 目標の 方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己 評価	今後の 方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取 組みなど)
							評価参考指 標 (単位)	令和4 年度の 数値	計画策 定時の 目標値	前回 (R3) の数値				
9	104	(1) (2)	中核的医療機関の 整備	市立川西病院では、市民の医療ニーズに的確に対応し、患者の立場に立った医療を行うとともに、良質な医療サービスの提供に取り組めます。 市立川西病院での院内感染の防止対策を推進するなど、市民に安全な医療サービスを提供するための取り組みを進めます。 将来にわたり、市民に安心して安全な医療を提供していくため、(仮称)市立総合医療センター構想案に基づき、キセラ川西センターと北部医療のあり方を検討します。	保健・医療政策課 (病院改革推進課)	2					○	継続	令和4年9月にキセラ川西地区に市立総合医療センターが開院した。 旧市立川西病院の跡地活用については、回復期病床を確保できる今井病院移転案を選択し、令和5年4月に川西リハビリテーション病院が開院した。	将来にわたり、市民が安心して暮らせる医療体制の整備を引き続き進める必要がある。
10	104	(1)	感染症の予防に関する知識の普及と啓発	感染症の予防に関する正しい知識の普及と啓発活動を、兵庫県と協力して充実させます。	保健センター (健幸政策課)	2					○	継続	市HPや広報誌で感染症の予防に関するPRを行った。	
11	104	(1)	感染症まん延防止 対策	兵庫県健康福祉事務所や市医師会との効果的な連携を通じて、感染者の把握や消毒を行うなど、感染症まん延防止対策の充実に努めます。	保健センター (健幸政策課)	2					○	継続	感染症の流行時等には県や医師会と連携を図り感染症のまん延防止対策の充実及び健康観察等、市独自の支援を行った。	
12	105	(1)	定期予防接種の推 進	国における定期予防接種化などの制度変更、さらに適切に対応するため、接種機関の確保などの体制づくりとともに、市民への周知を図ります。	保健センター (健幸政策課)	2					○	継続	市医師会を通じて医療機関に定期予防接種業務を委託。市HP、広報誌、個別通知、学校を通じた案内文書の配付、ミマモルメの活用を行った。	
13	105	(1)	高齢者に対するイン フルエンザ予防接種	症状が重症化しやすい高齢者に対して、インフルエンザ予防接種が受けやすい環境を整えます。	保健センター (健幸政策課)	3	インフルエンザ の予防接種を受 けた高齢者の割 合	53.60%		51.60%	○	継続	予防接種実施期間を早め10月1日から1月31日までとした。阪神7市1町及び兵庫県広域事業における接種の利便性を図った。	

第8章 安心して暮らせる救急・医療の体制づくり

基本施策2 地域医療の基盤づくりと疾病対策

【施策の推進方向】

- (1) 保健・医療・福祉が連携し、健康増進や疾病予防、適正な医療を充実できる地域医療体制の充実をめざします。
- (2) 地域の中核病院として、市立川西病院における良質で安全な医療サービスを提供します。

【計画作成時の目標の方向性】 【自己評価】

- 1.新規開始 ◎:目標を上回った
- 2.維持または継続 ○:概ね目標通りだった
- 3.増加またはさらに推進 △:目標を下回った★
- 4.その他★ ×:今年度実施せず★

【今後の方向性】

- ・新規
- ・継続
- ・拡充
- ・縮小★
- ・廃止★

<市の取り組み>

記載順番	計画書編記載頁	施策の推進方向	施策名	内容	担当課 (計画策定時の担当課)	計画策定時の目標の方向性	評価参考指標(設定できるもののみ記載)				自己評価	今後の方向性	備考	今後の課題 (必要と思われる新たな視点・取り組みなど)
							評価参考指標 (単位)	令和4年度の 数値	計画策定時の 目標値	前回 (R3) の数値				
14	105	(1)	新型インフルエンザ等対策	「新型インフルエンザ等対策特別措置法」や、国や兵庫県の行動計画に基づき策定した本市の行動計画について、訓練等の実施や既存のマニュアルの見直しを行いながら、実効性のあるものとしていきます。 国からの「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が公表された場合は、本市行動計画に基づき、市民及び事業者への適切な方法による情報提供、市民に対する予防接種の実施及びまん延の防止、生活環境の保全やその他の市民の生活及び地域経済の安定など、関係機関と連携し、対策を的確迅速に推進します。	危機管理課	2					○	継続	新型コロナウイルス感染症においては、国及び県の方針に基づき、市対策本部で市の対応を決定した。また、感染症対策に係る災害時の備蓄についても充実を図った。	
15	105	(1)	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児童の日常生活支援のため、日常生活用具の給付を行い支援します(所得により自己負担あり)。	保健センター (健幸政策課)	2					○	継続	全戸配布している健康づくりBOOKや市HPにより周知を図った。 また、地区担当保健師による、制度の周知に努めた。	
16	105	(1)	難病患者に対する支援	難病患者の居宅における日常生活を支援し、生活の質の向上等を図ることを目的に、障害福祉サービス等を適切に実施します。	障害福祉課	2					○	継続	難病患者のうち、障害者総合支援法第4条第1項の規定に該当する人に対し、障害福祉サービスを実施するために適宜必要な情報を関係機関と共有している。	
17	105	(1)	応急処置方法の教育・普及	市民が心肺蘇生法やAEDの操作などの応急手当を習得できるよう、普通救命講習会の受講を促進するなど、応急手当の普及啓発に取り組みます。	消防本部	2	AED講習を含む救命講習会等の受講者数	1,649	2,500	450	△	継続	コロナ禍が続いており、市民からの講習要望が減り、目標達成に至らなかった。	市民が安全・安心して受講できる環境を整備する必要がある。